

第 5 次

稲沢市地域福祉計画 地域福祉活動計画

地域 みんなでつくる、安心して暮らせるまち

令和7年度～令和11年度

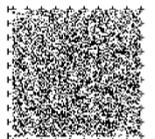


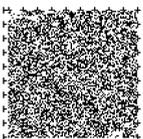
令和7年3月

稲 沢 市
稲沢市社会福祉協議会

この計画書には、各ページの下の方に、目の不自由な方のための「音声コード、Uni-Voice」を記載しています。
専用のアプリで内容を聞くことができます。

注意：ご利用の機種、アプリによっては、読み取り、読み上げが正確にできない場合があります。





はじめに



このたび、稲沢市では、令和7年度から令和11年度までを計画期間とする「第5次稲沢市地域福祉計画」を策定しました。第4次計画から引き続き稲沢市社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」と一体的に策定し、地域福祉のより一層の推進をめざすものです。

近年、本市においても少子高齢化や人口減少が進行するとともに、ライフスタイルの変化や価値観の多様化から地域に対する関心が薄れ、様々な分野で担い手の減少が問題となっています。また、8050問題、ダブルケア、ひきこもりのように様々な問題が絡み合ったケースが増えており、多機関連携による包括的な支援体制の整備を進めていく必要に迫られています。

そのため、今回の計画では、第4次計画から取り組むワンストップ福祉相談のさらなる深化を図るため、複雑・複合化する支援ニーズに対応する重層的支援体制整備事業を推進するなど、相談支援体制と地域づくりの強化を図っていきます。

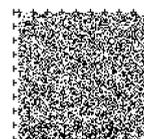
また、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現をめざし、従来の「自助」「共助」「公助」に加え、地域住民が相互に支え合う「互助」の取り組みを支援していきます。

第4次計画から引き継いだ計画の基本理念「**地域のみんなでつくる、安心して暮らせるまち**」の実現のためには、行政のみならず市民や関係者の皆さまが主体となって取り組んでいただくことが重要となりますので、引き続き皆さまの御支援と御協力をよろしくお願いいたします。

最後に、計画策定にあたり、策定委員会委員の皆さまをはじめとする多くの方の御協力に対し感謝申し上げます。

令和7年3月

稲沢市長 加藤錠司郎



ごあいさつ



近年、地域福祉を取りまく環境が目まぐるしく変化する中、地域で孤立する高齢者や生活困窮、子育てなど生活上の悩みを抱える人は増加しており、個人や世帯が抱える課題は複雑かつ多様化しています。

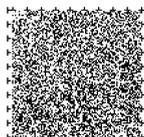
このような状況のなか、地域社会全体を支えるためには、市民一人ひとりが担い手となって、相互に助け合う関係性を育みながら、地域における生活課題を解決していく「地域共生社会」の実現を目指す取り組みが求められています。

そのため、市及び本会におきまして、「地域共生社会」の実現のため、地域が一体となって福祉課題を受け止める体制づくり、地域福祉に関する活動・行動を具体化した「第5次稲沢市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定いたしました。

この計画の基本理念である「**地域のみんなでつくる、安心して暮らせるまち**」を市民の皆さまや関係機関・団体の皆さまと力を合わせ、一体となって地域福祉活動に取り組んでまいりますので、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画策定にあたり、貴重なご意見をいただきました地域福祉計画策定委員会の皆さまをはじめ、ご協力をいただきました多くの市民の皆さま、関係機関・団体の皆さまに心からお礼を申し上げます。

令和7年3月
社会福祉法人 稲沢市社会福祉協議会
会長 杉山 茂和



◆目次◆

第1章 地域福祉計画・地域福祉活動計画の概要

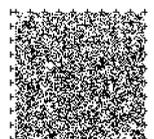
1	地域福祉の基本的な考え方	1
2	地域とは	2
3	計画の目的と位置づけ	3
4	計画策定プロセス	4
5	SDGsとの関係	5

第2章 稲沢市の地域福祉の現状

1	市の人口の状況	6
	(1) 人口の推移と人口構成	6
	(2) 人口動態	8
	(3) 地区別人口	9
	(4) 世帯の状況	10
	(5) 住宅の状況	11
2	市の現状	12
	(1) 障害者(児)の現状	12
	(2) 高齢者の現状	13
	(3) 児童の現状	15
	(4) ひとり親家庭の現状	16
	(5) 生活保護受給世帯の現状	18
	(6) 外国人の現状	19
3	市民の意見	20
	(1) アンケート調査の結果	20
	(2) 意見交換会における市民の意見	28
4	第4次計画の目標指標評価	29
5	稲沢市の課題	30
	(1) これまでの取り組み	30
	(2) 稲沢市の課題	31

第3章 計画の理念と目標

1	基本理念	32
2	基本指針	33
3	計画の体系	34



第4章 施策の方向と取り組み方針

基本目標1 “わたし” にできることから始める地域福祉の推進	35
1-1 福祉意識の高揚	36
1-2 ボランティア・市民活動の活発化	38
基本目標2 地域のみんなで取り組む地域福祉の推進	40
2-1 交流が盛んな地域づくり	41
2-2 地域福祉ネットワークの充実	44
2-3 コーディネート機能の強化	46
基本目標3 市の総合的な施策による地域福祉の推進	47
3-1 相談窓口と情報提供の充実	48
3-2 市民の意見の反映	50
3-3 安全で、安心して生活できる環境の実現	51

第5章 その他の関連計画

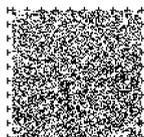
1 成年後見制度利用促進基本計画	54
2 地方再犯防止推進計画	56
3 重層的支援体制整備事業実施計画	58

第6章 計画の推進

1 計画の目標指標	62
2 計画の推進体制	63

資料編

1 計画の策定経緯	64
2 稲沢市地域福祉計画策定委員会設置要綱	65
3 稲沢市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会設置要綱	66
4 稲沢市地域福祉計画策定委員会・稲沢市地域福祉活動計画策定委員会 委員名簿	67
5 稲沢市地域福祉計画策定プロジェクトチーム設置要綱	68
6 地域福祉についてのアンケート調査結果	70





1

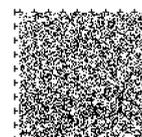
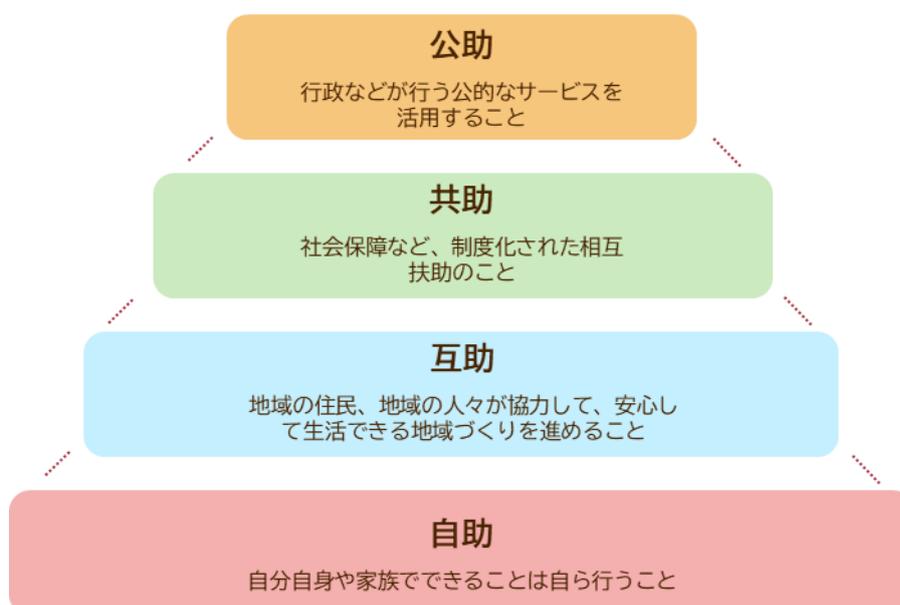
第1章 地域福祉計画・地域福祉活動計画の概要

地域福祉の基本的な考え方

本市では、これまで、「自助」「共助」「公助」の視点から、地域の様々な課題の解決に取り組んでいくという考え方を示してきました。自分自身や家族でできることは「自助」、近隣の住民や地域で協力して解決できることは「共助」、それでも解決できないことは「公助」で支援するというのが基本的な考え方です。しかしながら、近年、「共助」を「制度化された相互扶助」という意味で用いることが多くなっており、「共助」に代わって「互助」という言葉で「地域の助け合い」を表現するケースが多くなっています。本市においても、地域の住民、地域の人々が協力して、安心して生活できる地域づくりを進めることを「互助」と表現します。

地域で生活している高齢者や障害者、外国人など、地域の住民は多様なニーズを抱えています。そうした人々を、まずは「自助」と「互助」で支え、さらに「共助」や「公助」で支える形を作るのが、この地域福祉計画の基本的な考え方です。

それを実現するためには、市民一人ひとりが「自助」の意識を持つとともに、「互助」の意識を持って地域に参画すること、「互助」を推進するための地域組織を強化し、地域の取り組みを活発化すること、地域の実情や各種制度等を根拠とする公的サービスを充実させ、「公助」の体制を構築することが必要となります。各地域の実情に応じて、こうした取り組みがバランスよく効果的に機能していく「地域共生社会」の実現をめざしていきます。



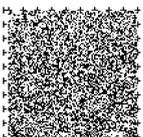
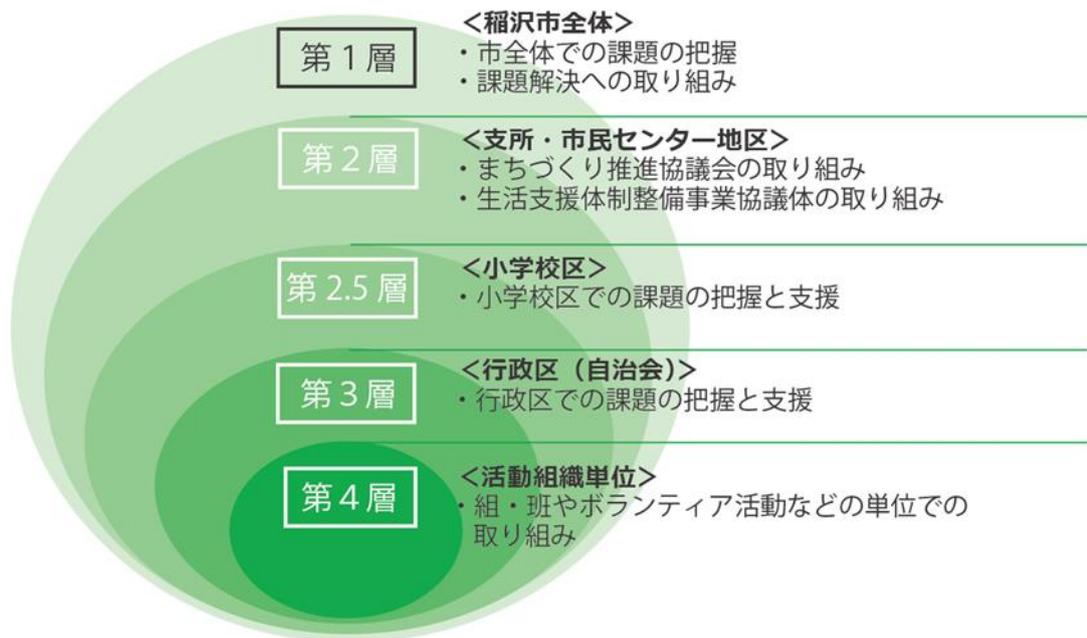
2

第1章 地域福祉計画・地域福祉活動計画の概要



地域とは

この計画において「地域」とは、下図のように多層的にとらえていきます。地域福祉で扱う地域の課題は、個人単位のものから地域全体のものまで多様であり、対応の仕方も変わってきます。そのため、市全体を「第1層」、支所・市民センター地区単位を「第2層」、行政区（自治会）単位を「第3層」、組・班や地域ボランティアなどの活動組織単位を「第4層」と位置づけます。また、支所・市民センター地区と行政区との中間となる概念として、小学校区単位を「第2.5層」として位置づけます。





3

第1章 地域福祉計画・地域福祉活動計画の概要

計画の目的と位置づけ

計画の目的と期間

この計画は、稲沢市における地域福祉の推進を目的としています。稲沢市の地域福祉の推進に関わるすべての方が「自助」「互助」「共助」「公助」の考えを理解し、地域の課題に気づき、その解決を支援する、すなわち「地域共生社会」を実現していくことがこの計画の目的です。

この計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間として策定します。

①社会福祉法に基づく「市町村地域福祉計画」

この計画は、社会福祉法第107条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」として、地域福祉の推進に関する事項をまとめた計画です。

②社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」

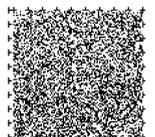
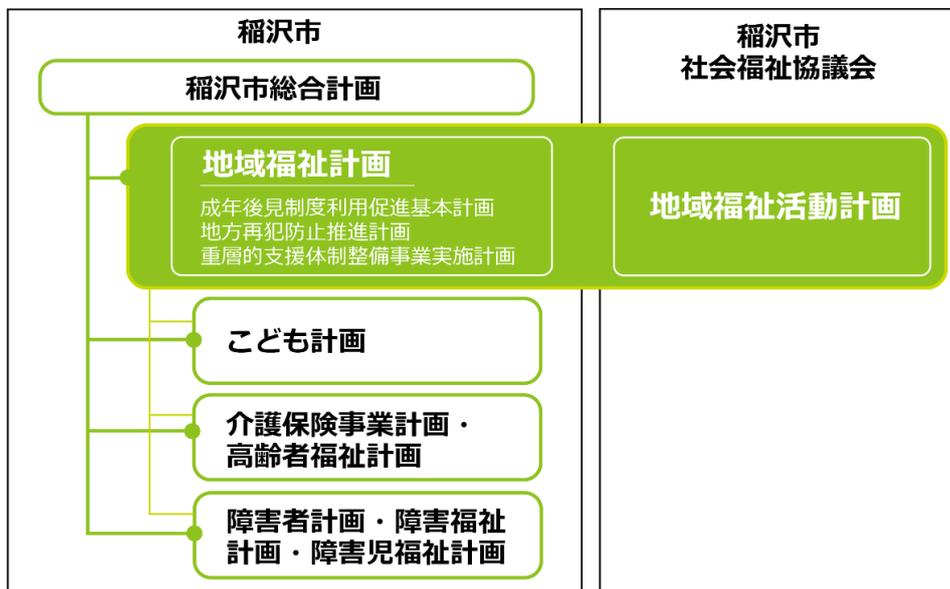
この計画は、社会福祉法第109条に基づき、稲沢市社会福祉協議会が地域福祉の推進のために果たすべき役割を明確化するために策定する「地域福祉活動計画」としての位置づけを包含するものとして、一体的に策定しています。

③関連諸計画を内包した計画

この計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」、再犯の防止等の推進に関する法律第8条に基づく「地方再犯防止推進計画」、本市において重層的支援体制整備事業を実施するために必要な事業の提供体制などを定める「重層的支援体制整備事業実施計画」の内容を含む形で策定しています。

④市の関連計画と整合した計画

この計画は、稲沢市総合計画の方向性を踏まえ、市の福祉関連計画（介護保険事業計画・高齢者福祉計画、障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画、こども計画等）の上位計画として策定しています。





4

第1章 地域福祉計画・地域福祉活動計画の概要

計画策定プロセス

市民アンケート調査

【対象】 市内在住の中学生以上の市民
【調査方法】 郵送配布・郵送回収(WEB回答可)
【調査期間】 令和6年8月9日～8月29日
【配布数】 2,800件
【回収数(率)】 1,192件(42.6%)



地縁再生フォーラム (地域意見交換会)

【開催日】 令和6年8月6日
【参加者】 第1層協議体メンバー、第2層協議会メンバー、民生委員、一般市民
【参加者数】 60名
【内容】 以下より選択した課題の解決策
「防災」、「コミュニティの希薄化や担い手不足」、「孤独・孤立」、「安全・安心」、「子育て」、「その他」



市民ニーズの整理

・市民の意見や実態の把握

基礎資料等の整理

・統計データ等より、市の地域福祉に関する現状を把握



現状と課題の整理・新計画の検討

地域福祉推進施策の立案・整理

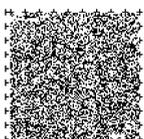
・各課、社会福祉協議会の関連事業の把握

地域福祉計画・地域福祉活動計画の作成・検討

・策定委員会での検討
・プロジェクトチーム会議
・パブリックコメント



「地域福祉計画・地域福祉活動計画」の策定





5

第1章 地域福祉計画・地域福祉活動計画の概要

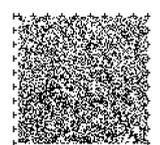
SDGsとの関係

持続可能な開発目標（以下「SDGs」という。）については、地方自治体においても目標の達成に向けた取り組みの推進が求められています。

SDGsには、下記のように17のゴールが設定されています。本計画においては、関連性の強いテーマと関連付けて、目標の達成を目指して取り組みを推進します。

SDGsの17ゴール

<p>1 貧困をなくそう</p>	<p>あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ</p>	<p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	<p>手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する</p>	<p>12 つくる責任 つかう責任</p>	<p>持続可能な消費と生産のパターンを確保する</p>
<p>2 飢餓をゼロに</p>	<p>飢餓をゼロに</p>	<p>8 働きがいも経済成長も</p>	<p>すべての人々のための包摂的かつ持続可能な経済成長、雇用およびディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する</p>	<p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	<p>気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る</p>
<p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する</p>	<p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	<p>レジリエント（強靱）なインフラを整備し、持続可能な産業化を推進するとともに、イノベーションの拡大を図る</p>	<p>14 海の豊かさを守ろう</p>	<p>海洋と海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p>
<p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>すべての人々に包摂的かつ公正で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する</p>	<p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	<p>国内及び国家間の不平等を是正する</p>	<p>15 陸の豊かさも守ろう</p>	<p>森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および回復、ならびに生物多様性損失の阻止を図る</p>
<p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	<p>ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る</p>	<p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>都市を包摂的、安全、レジリエント（強靱）かつ持続可能にする</p>	<p>16 平和と公正をすべての人に</p>	<p>公正、平和かつ包摂的な社会を推進する</p>
<p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	<p>すべての人々に水と衛生へのアクセスを確保する</p>	<p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p>	<p>持続可能な開発に向けてグローバル・パートナーシップを活性化する</p>		





1

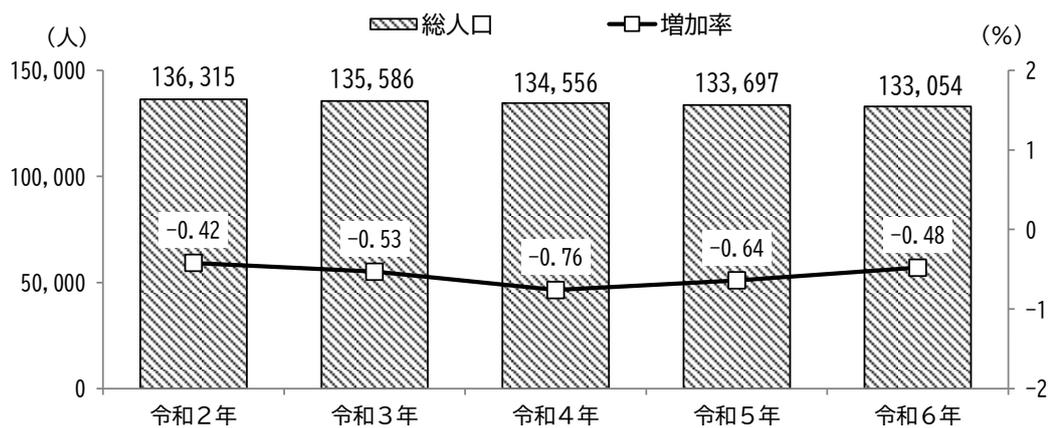
第2章 稲沢市の地域福祉の現状

市の人口の状況

(1) 人口の推移と人口構成

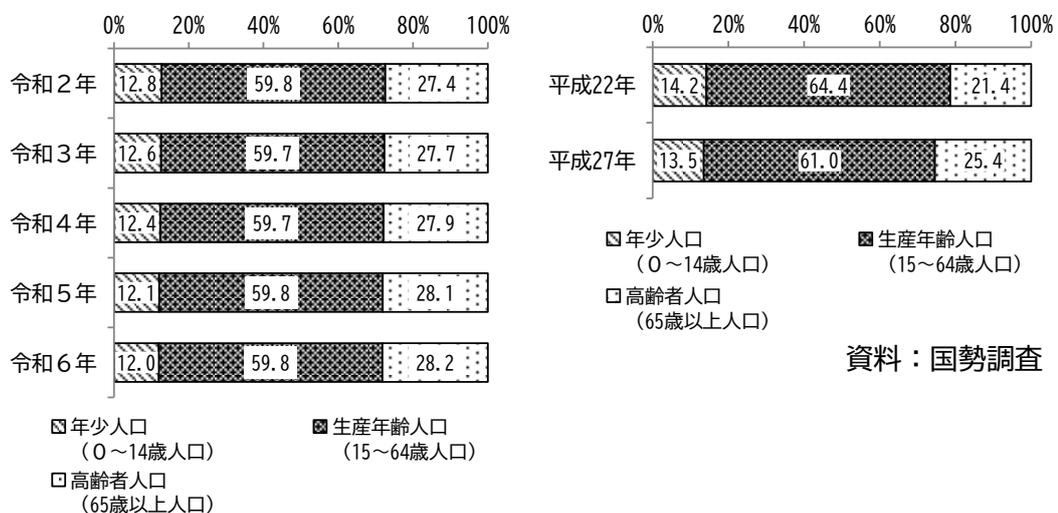
稲沢市の人口は近年減少傾向にあり、令和6年10月1日現在の人口は133,054人となっています。また、令和6年10月1日現在の年少人口比率は12.0%、生産年齢人口比率は59.8%、高齢者人口比率は28.2%となっており、平成22年以降高齢者人口の割合が増加し続けています。

図表 人口の推移



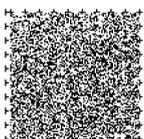
資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

図表 年齢3区分別人口構成の推移



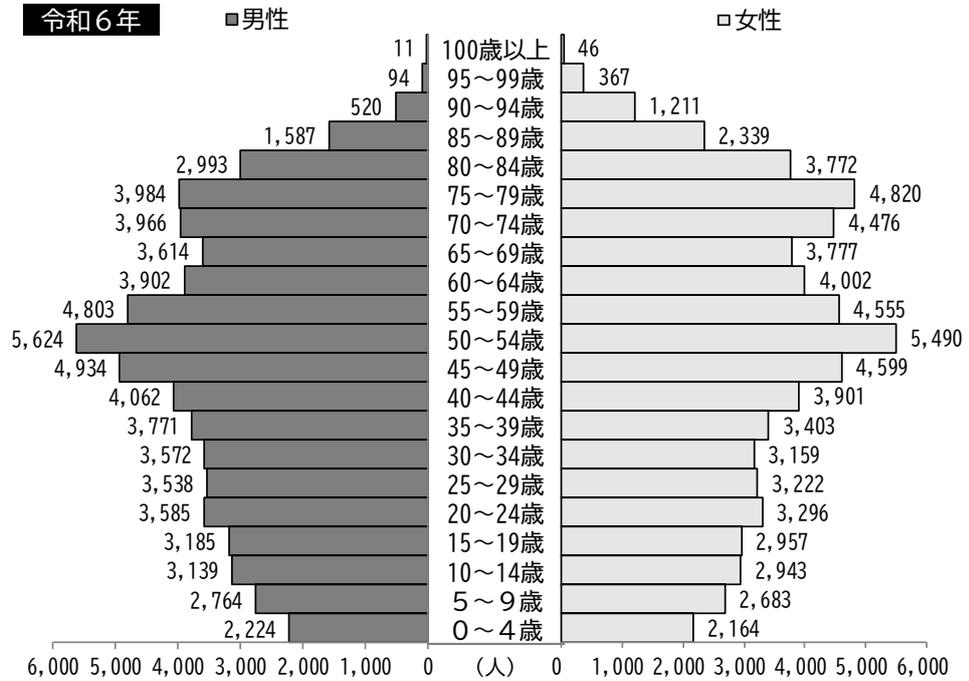
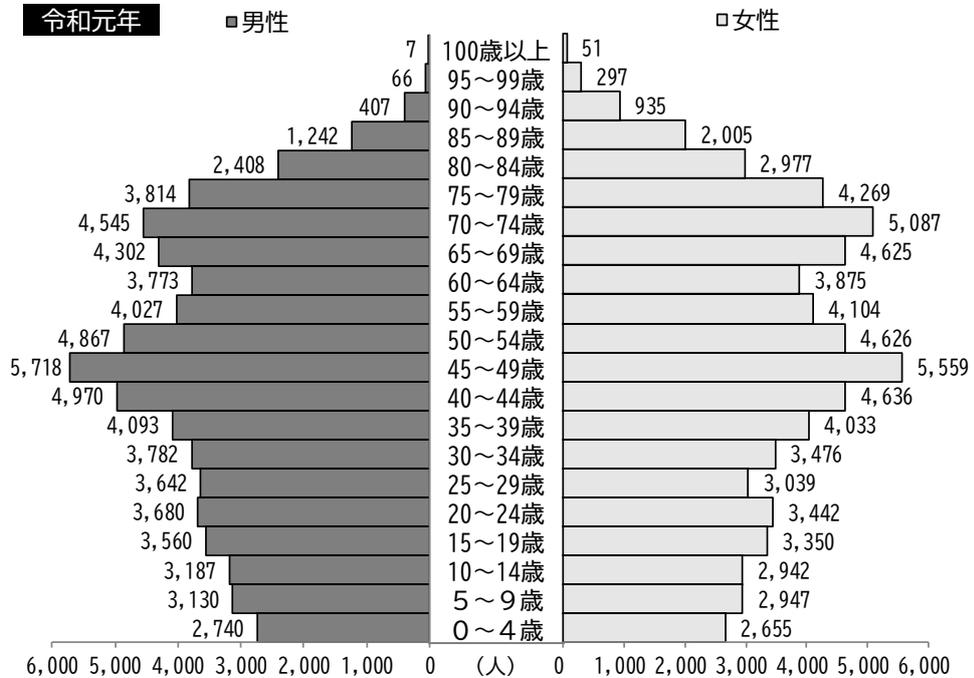
資料：国勢調査

資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

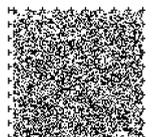


稲沢市の性別年齢別人口構成は、下図のようになっています。

令和6年の人口ピラミッドでは、第二次ベビーブーム世代にあたる50～54歳の人口が最も多くなっています。また、高齢世代では第一次ベビーブーム世代にあたる75～79歳の人口が多くなっています。



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）



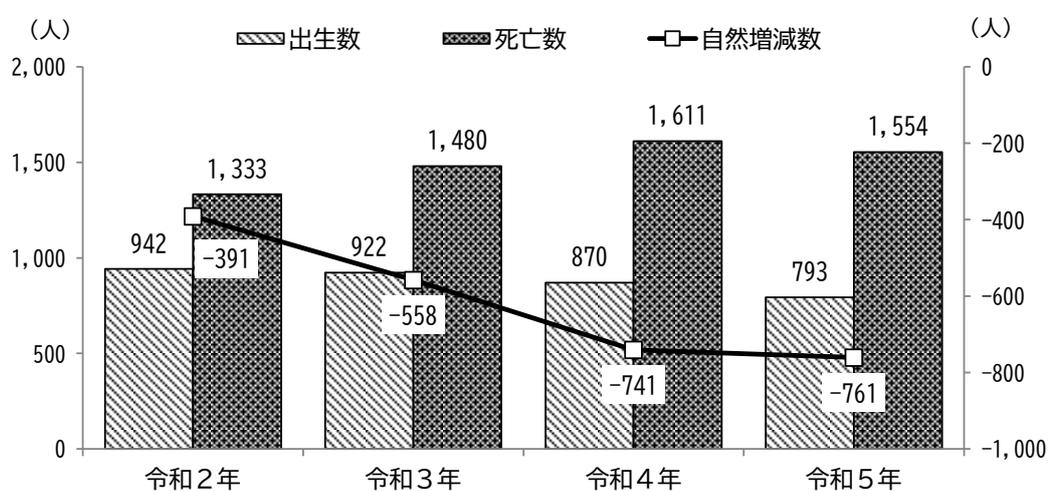
(2) 人口動態

近年の稲沢市の人口は、死亡数が出生数を上回り、自然増減数（出生数－死亡数）が減少の状態が続いています。

また、転入と転出についてみると、近年は転出者数が転入者数を上回り、社会増減数（転入者数－転出者数＋その他の移動数[※]）も減少の状態が続いています。

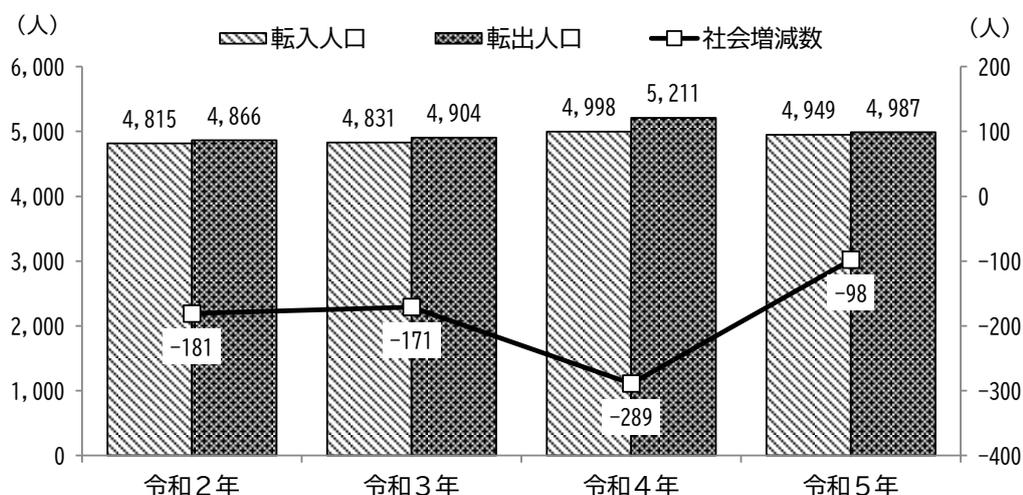
※「その他の移動数」：職権による記載または消除などによる増減

図表 出生数と死亡数の推移

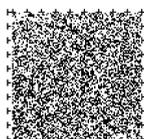


資料：愛知県人口動向調査

図表 転入者数と転出者数の推移



資料：愛知県人口動向調査



(3) 地区別人口

令和6年10月1日現在の地区別の人口をみると、最も多いのは稲沢市民センター地区（25,239人）、最も少ないのは千代田市民センター地区（8,122人）です。

年少人口割合が最も高いのは下津市民センター地区（16.8%）、最も低いのは平和支所地区（10.1%）です。

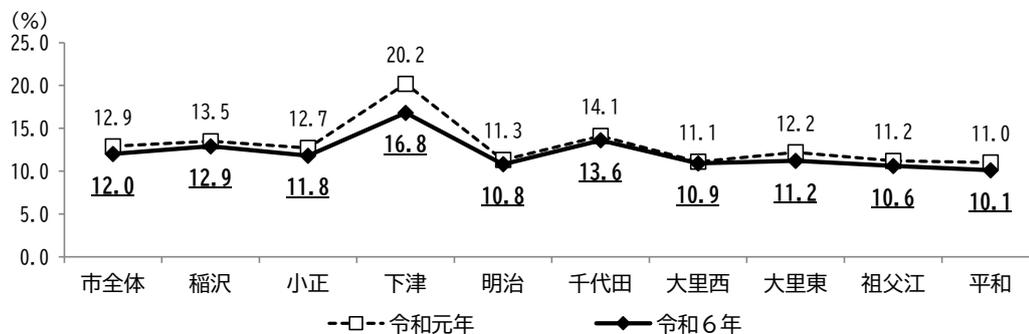
高齢者人口割合が最も高いのは大里西市民センター地区（33.9%）、最も低いのは下津市民センター地区（18.6%）です。

図表 地区別年齢3区分別人口及び世帯数

		市全体	稲沢	小正	下津	明治	千代田	大里西	大里東	祖父江	平和
総人口	人	133,054	25,239	21,237	11,321	12,659	8,122	11,405	10,775	20,137	12,159
年少人口 (0～14歳人口)	人	15,917	3,245	2,501	1,907	1,364	1,101	1,243	1,204	2,128	1,224
生産年齢人口 (15～64歳人口)	人	79,560	15,593	13,412	7,304	7,385	4,578	6,297	6,623	11,322	7,046
高齢者人口 (65歳以上人口)	人	37,577	6,401	5,324	2,110	3,910	2,443	3,865	2,948	6,687	3,889
世帯数	世帯	57,097	11,353	9,789	4,425	5,190	3,294	4,979	4,793	8,251	5,023

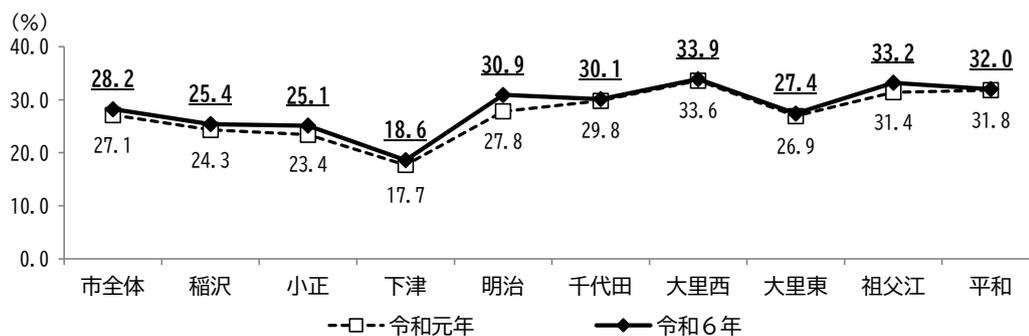
資料：住民基本台帳（令和6年10月1日現在）

図表 地区別年少人口割合

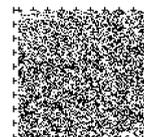


資料：住民基本台帳（令和6年10月1日現在）

図表 地区別高齢者人口割合



資料：住民基本台帳（令和6年10月1日現在）

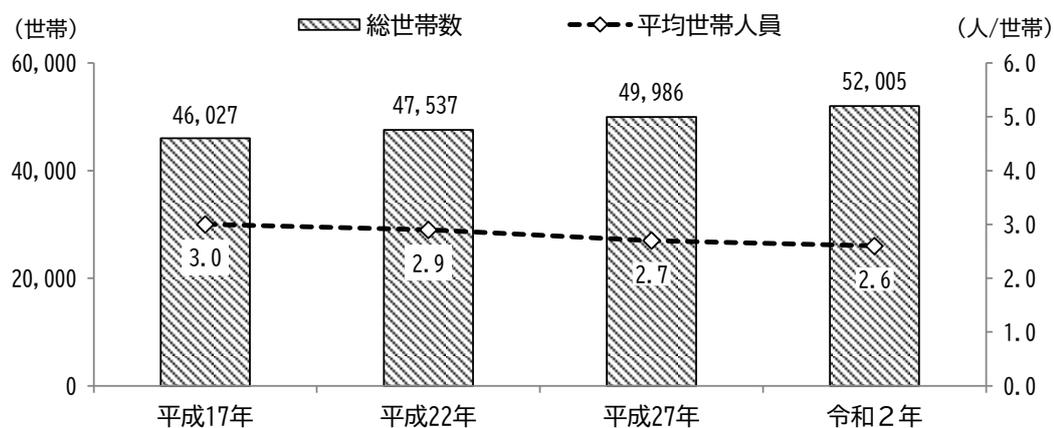


(4) 世帯の状況

国勢調査によると、令和2年の稲沢市の世帯数は52,005世帯で、世帯あたりの平均人員は2.6人となっています。世帯数は増加傾向、平均世帯人員は減少傾向にあります。

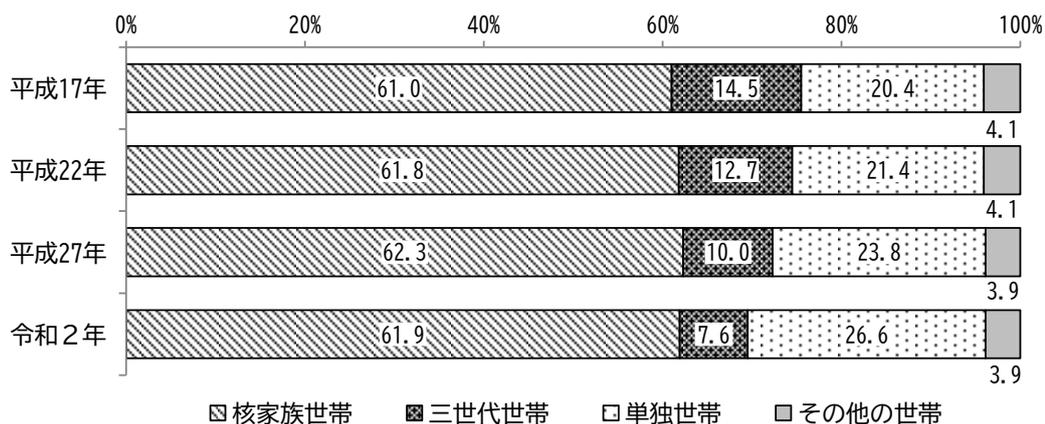
また、一般世帯の家族類型別割合の推移をみると、核家族世帯はほぼ横ばいですが、三世帯世帯は減少し、単独世帯は増加しています。

図表 世帯数と平均世帯人員の推移

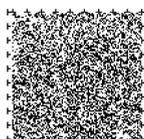


資料：国勢調査

図表 一般世帯の家族類型別割合の推移



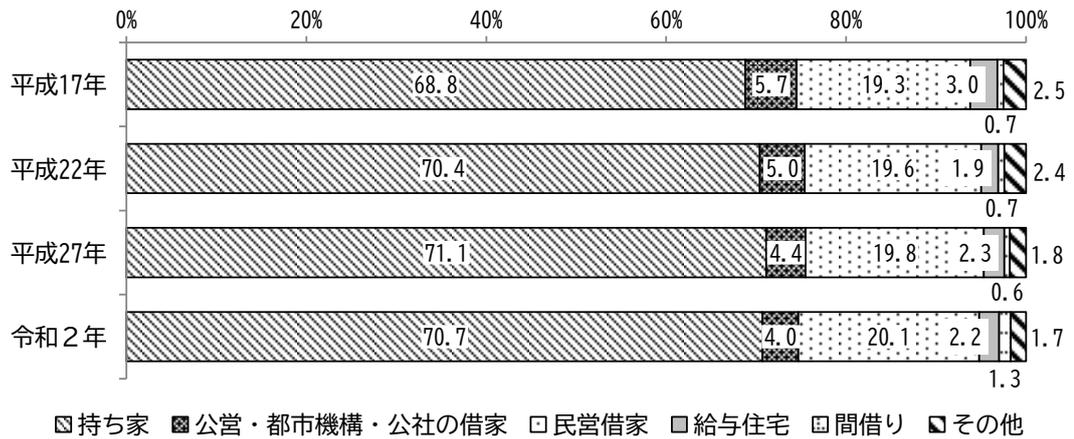
資料：国勢調査



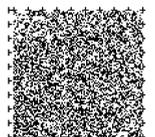
(5) 住宅の状況

住宅の状況を見ると、持ち家が最も多く、令和2年で70.7%となっています。

図表 住宅の状況



資料：国勢調査



2

第2章 稲沢市の地域福祉の現状



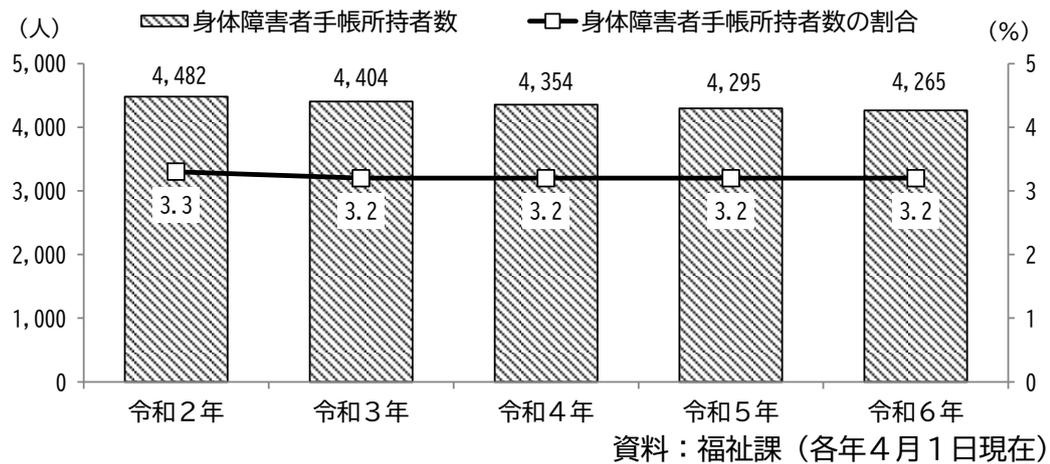
市の現状

(1) 障害者（児）の現状

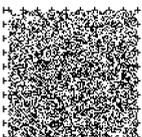
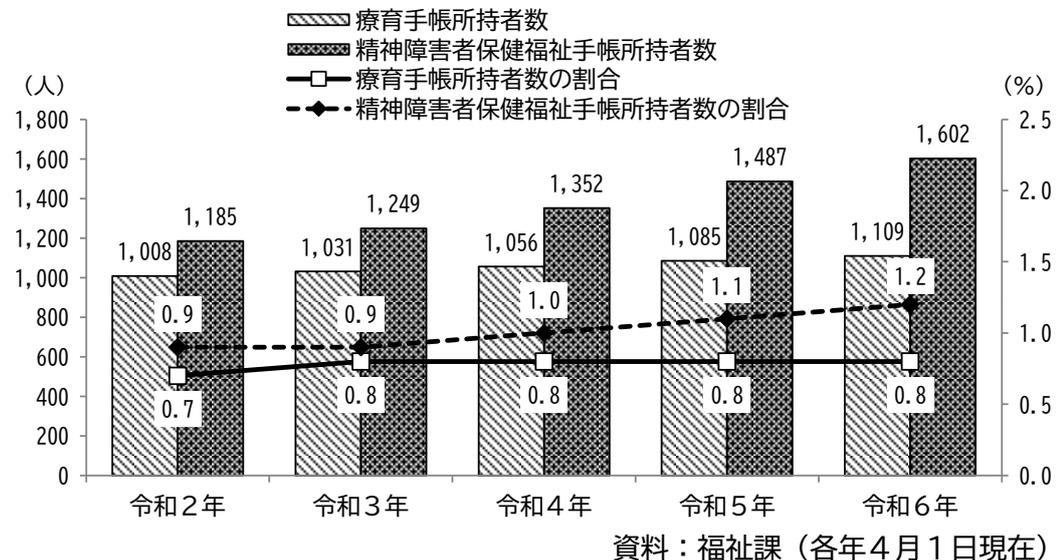
稲沢市の身体障害者手帳の所持者数は、近年減少傾向にあります。一方、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の各所持者数は増加しています。

各種手帳所持者の人口に占める割合は、身体障害者手帳が 3.2%、療育手帳が 0.8%、精神障害者保健福祉手帳が 1.2%です。

図表 身体障害者手帳所持者数の推移



図表 療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

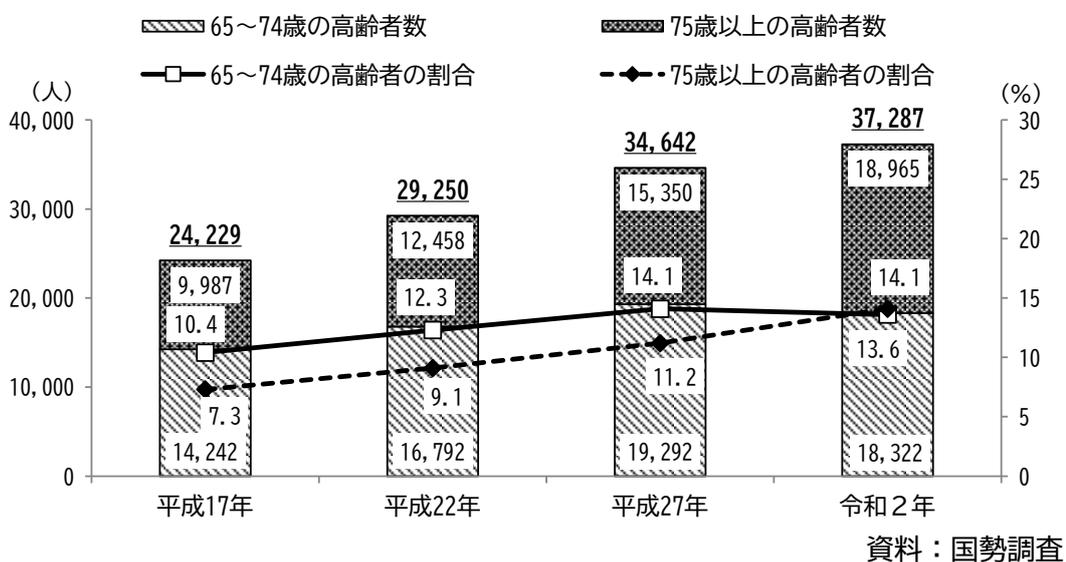


(2) 高齢者の現状

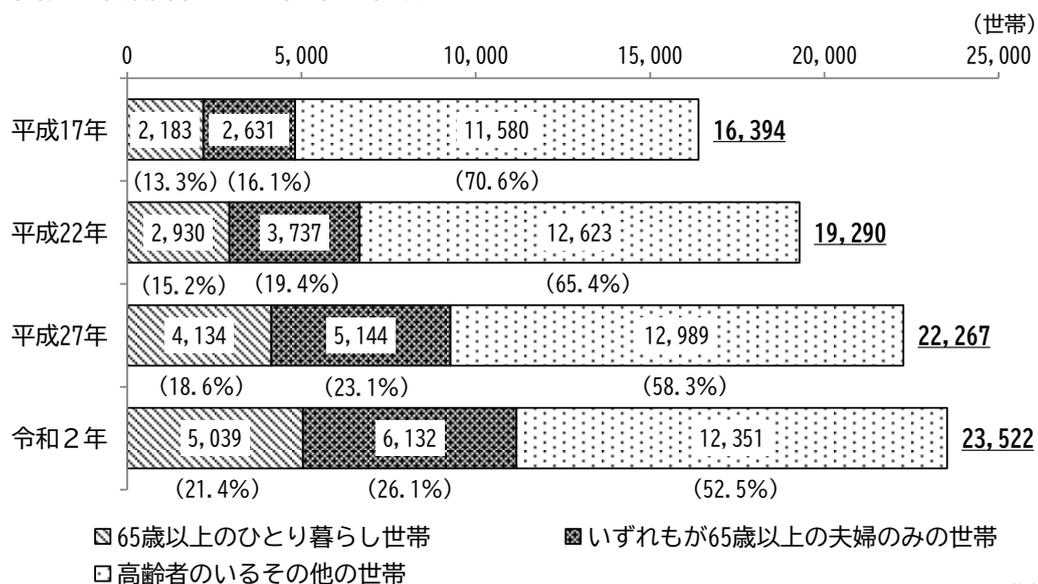
国勢調査によると、稲沢市の高齢者数は、平成17年の24,229人から令和2年の37,287人まで大きく増加しています。令和2年の高齢者数のうち、65～74歳は18,322人、75歳以上は18,965人となっており、75歳以上人口が65～74歳人口を上回っています。

令和2年の高齢者のいる世帯のうち、ひとり暮らし世帯は21.4%、高齢者夫婦のみの世帯が26.1%を占めており、これらの割合は上昇し続けています。

図表 高齢者人口の推移



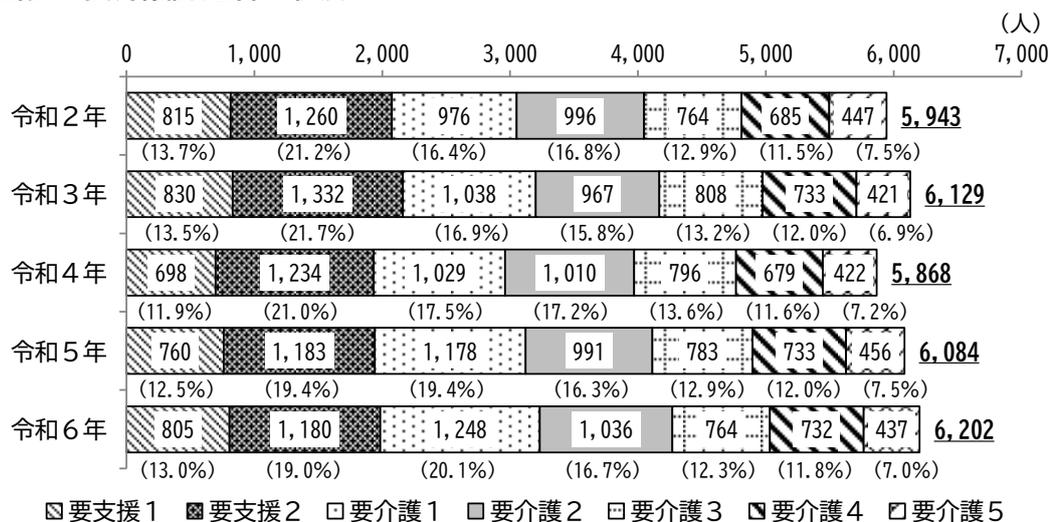
図表 高齢者のいる世帯の状況



要介護認定者の推移をみると、認定者全体では令和3年から令和4年にかけて減少したものの、その後令和6年の6,202人まで増加しています。特に、要介護1の認定者が増加しています。

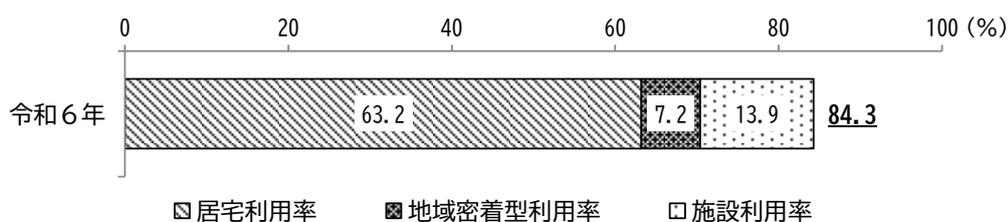
介護保険サービスの受給率（認定者に占める介護保険サービス利用者の割合）は84.3%であり、そのうち居宅サービスの利用率が63.2%と最も高くなっています。

図表 要介護認定者の状況



資料：介護保険事業状況報告（各年9月末現在）

図表 介護保険サービスの受給状況



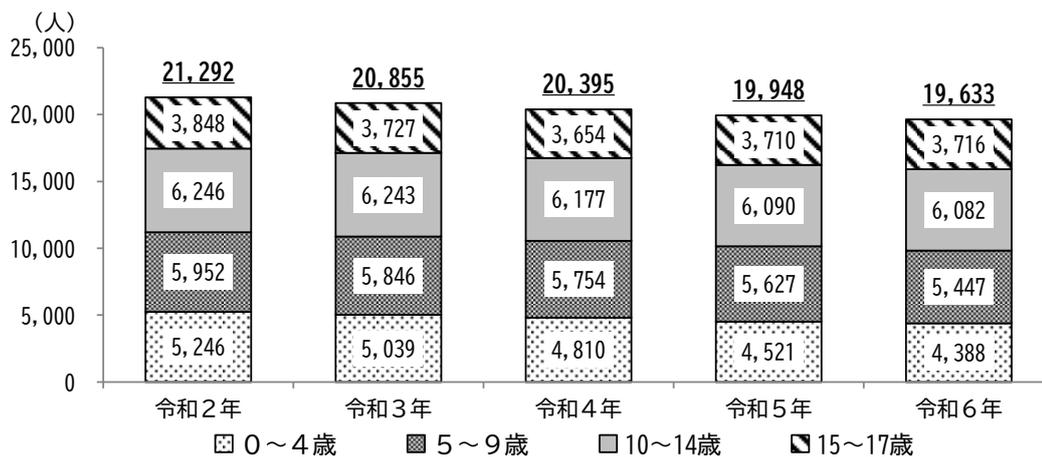
資料：介護保険事業状況報告（令和6年9月分）



(3) 児童の現状

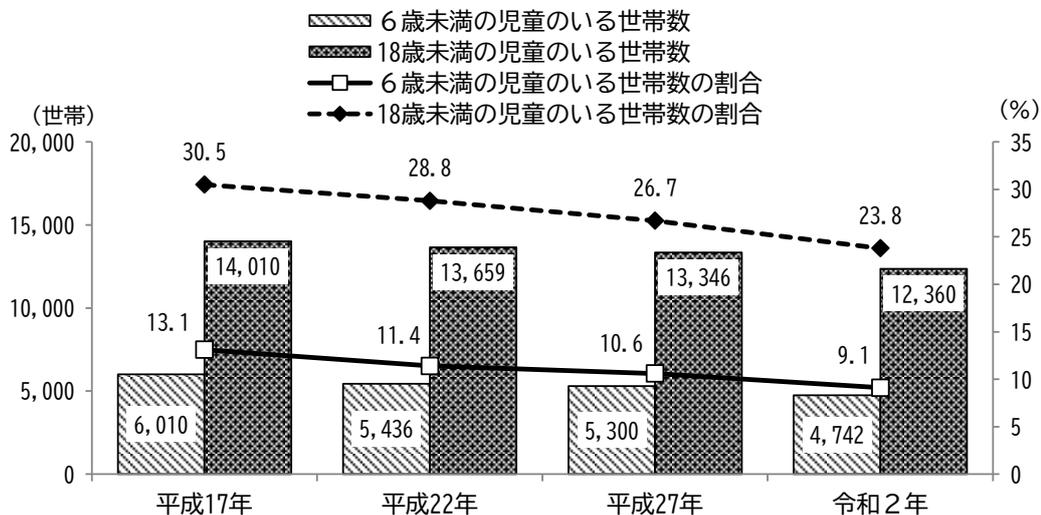
令和6年の児童数（0～17歳）は19,633人であり、年々減少しています。児童のいる世帯数も、年々減少しています。

図表 児童人口の推移

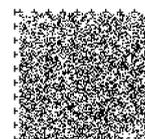


資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

図表 児童のいる世帯数の推移



資料：国勢調査



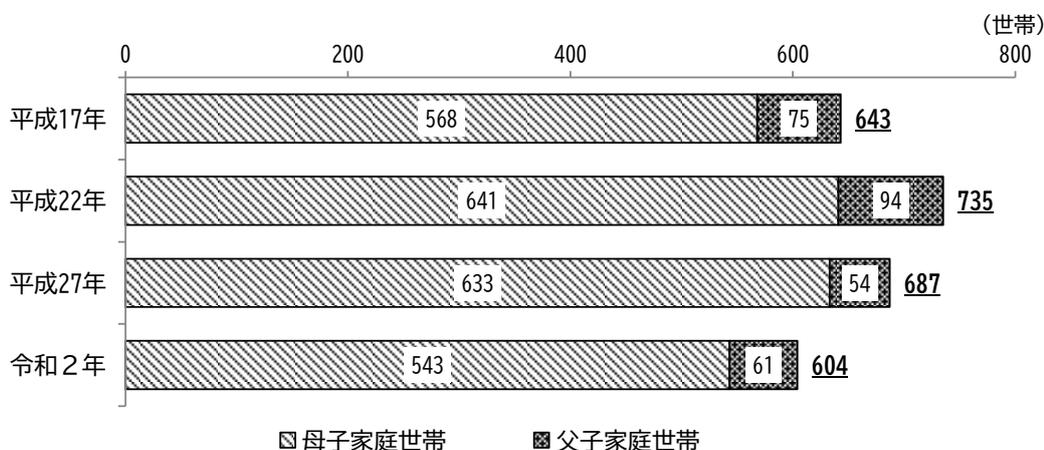
(4) ひとり親家庭の現状

令和2年の稲沢市のひとり親家庭世帯数は604世帯で、平成22年以降減少傾向にあります。

稲沢市の離婚件数は、令和4年で177件となっています。稲沢市の離婚率は、国や県の平均を下回って推移しています。

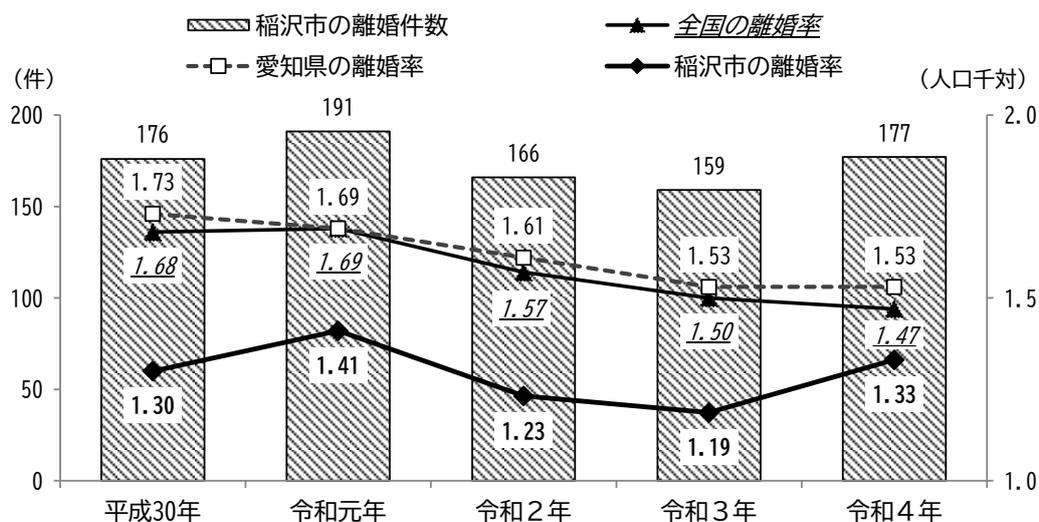
一方、婚姻件数は、令和4年で463件となっています。稲沢市の婚姻率も国や県の平均を下回って推移しています。

図表 ひとり親家庭世帯数の推移

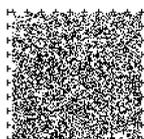


資料：国勢調査

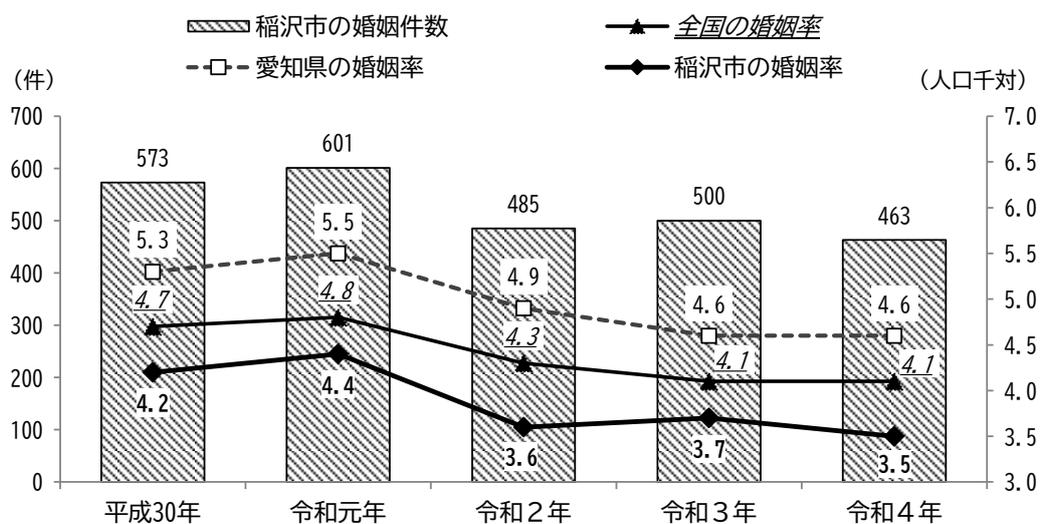
図表 離婚件数及び離婚率（人口千人当たり離婚件数）の推移



資料：愛知県衛生年報



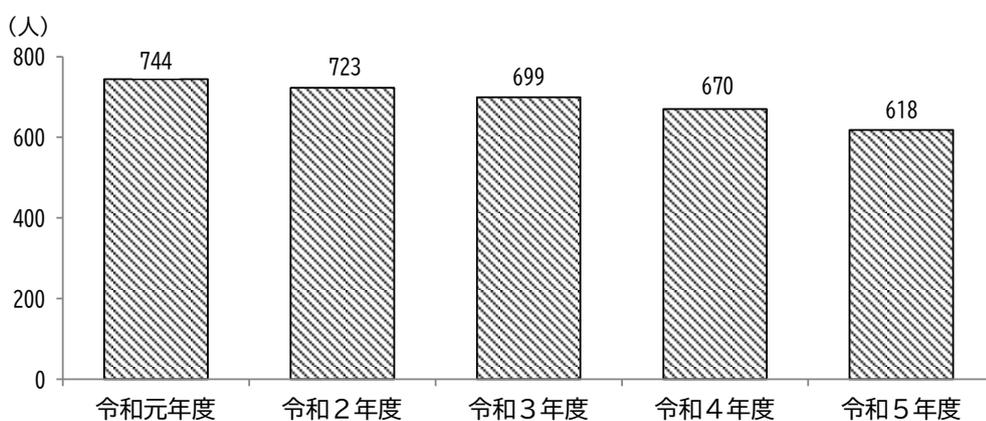
図表 婚姻件数及び婚姻率（人口千人当たり婚姻件数）の推移



資料：愛知県衛生年報

稲沢市の児童扶養手当の受給者数（令和5年度3月末分の給付人数）は618人となっています。各年度の同月の受給者数は減少傾向にあります。

図表 児童扶養手当延べ受給者数の推移



資料：子育て支援課（各年度3月末分給付人数）

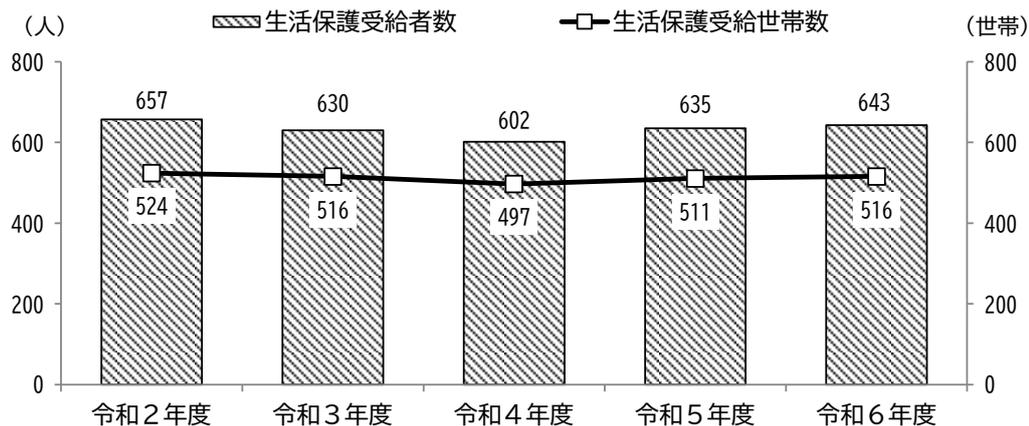


(5) 生活保護受給世帯の現状

令和6年10月1日時点での生活保護受給者数は643人、受給世帯数は516世帯です。令和4年度以降はいずれも増加しています。

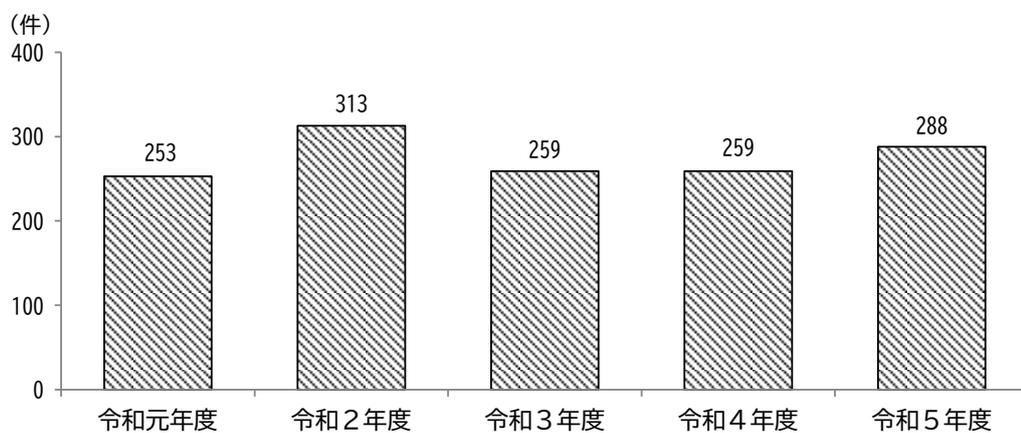
令和5年度の生活保護相談件数は288件です。

図表 生活保護受給者数及び受給世帯数の推移

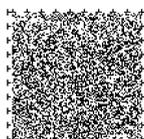


資料：福祉課（各年10月1日現在）

図表 生活保護相談件数の推移



資料：福祉課

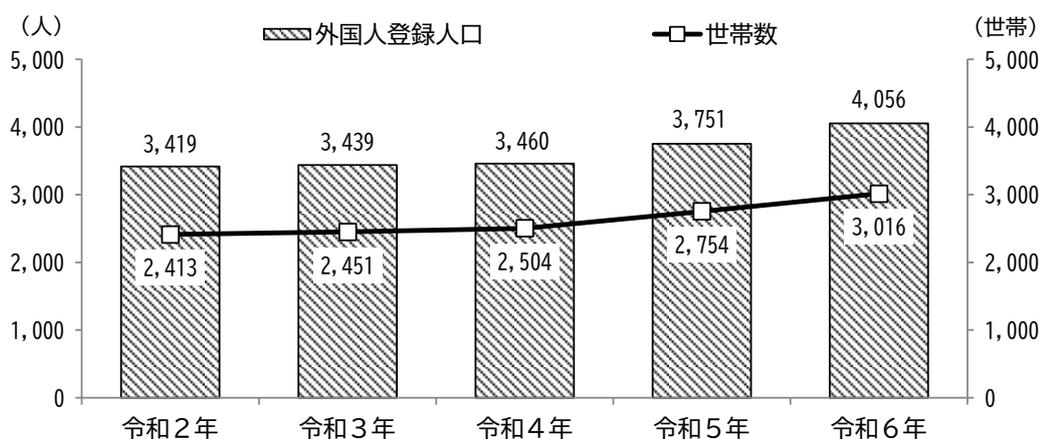


(6) 外国人の現状

稲沢市の外国人登録人口及び外国人世帯数は年々増加しており、令和6年の外国人登録人口は4,056人、外国人世帯数は3,016世帯となっています。

令和6年の外国人の国別割合は、ベトナムが25.0%、ブラジルが20.6%、フィリピンが16.0%、中国が10.3%となっており、近年はベトナムの割合が増加しています。

図表 外国人登録人口及び世帯数の推移

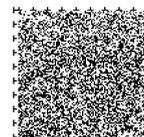


資料：市民課（各年10月1日現在）

図表 国別外国人登録人口及び外国人世帯数の推移

		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
外国人登録人口	人	3,419	3,439	3,460	3,751	4,056
	ベトナム	人 647 %	735 21.4	742 21.4	922 24.6	1,015 25.0
ブラジル	人	1,067	970	910	895	834
	%	31.2	28.2	26.3	23.9	20.6
フィリピン	人	554	535	558	588	650
	%	16.2	15.6	16.1	15.7	16.0
中国	人	447	398	395	408	416
	%	13.1	11.6	11.4	10.9	10.3
韓国・朝鮮	人	229	218	215	214	208
	%	6.7	6.3	6.2	5.7	5.1
その他	人	475	583	640	724	933
	%	13.9	17.0	18.5	19.3	23.0
外国人世帯数	世帯	2,413	2,451	2,504	2,754	3,016

資料：市民課（各年10月1日現在）





3

第2章 稲沢市の地域福祉の現状

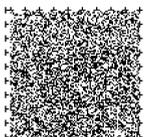
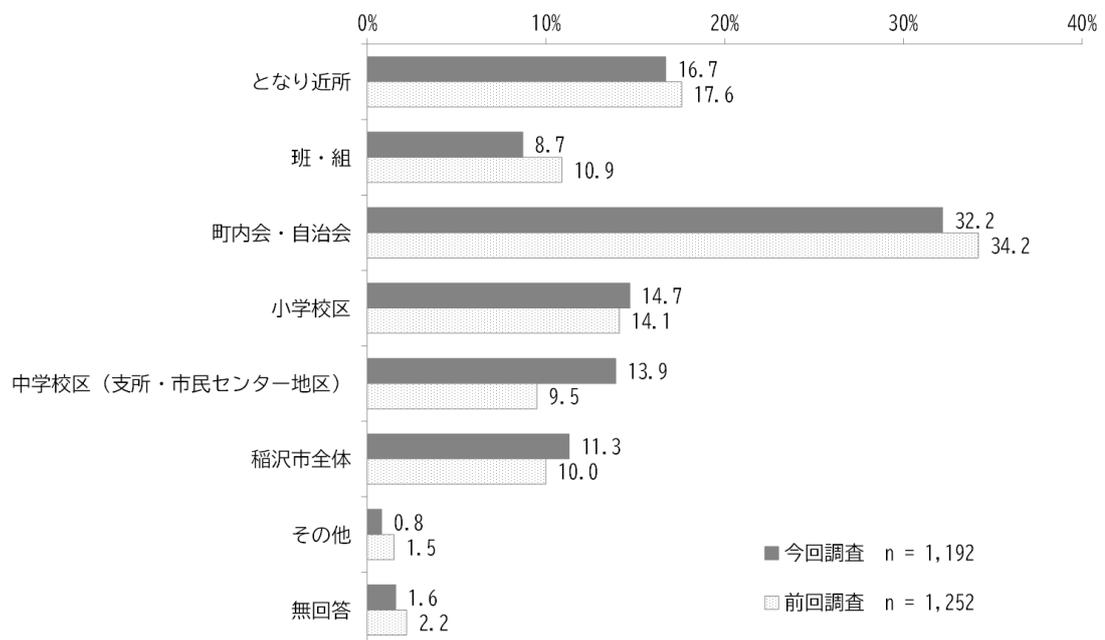
市民の意見

(1) アンケート調査の結果

①身近に感じる「地域」の範囲

身近に感じる「地域」の範囲は、「町内会・自治会」(32.2%)が最も多く、次いで「となり近所」(16.7%)、「小学校区」(14.7%)が多くなっています。前回調査(令和元年8月実施)と比べると、「班・組」の順位が下がり、「中学校区」の順位が上がっています。

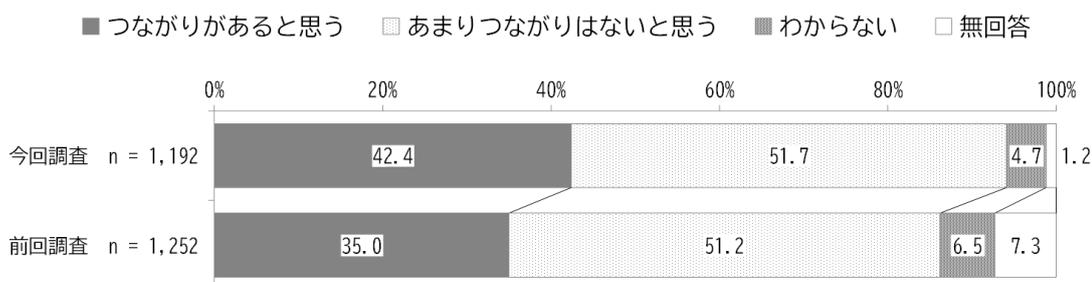
身近に感じる「地域」の範囲



②地域とのつながりの有無

地域とのつながりがあると思う人は 42.4%となっています。前回調査と比べると、増加しています。

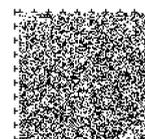
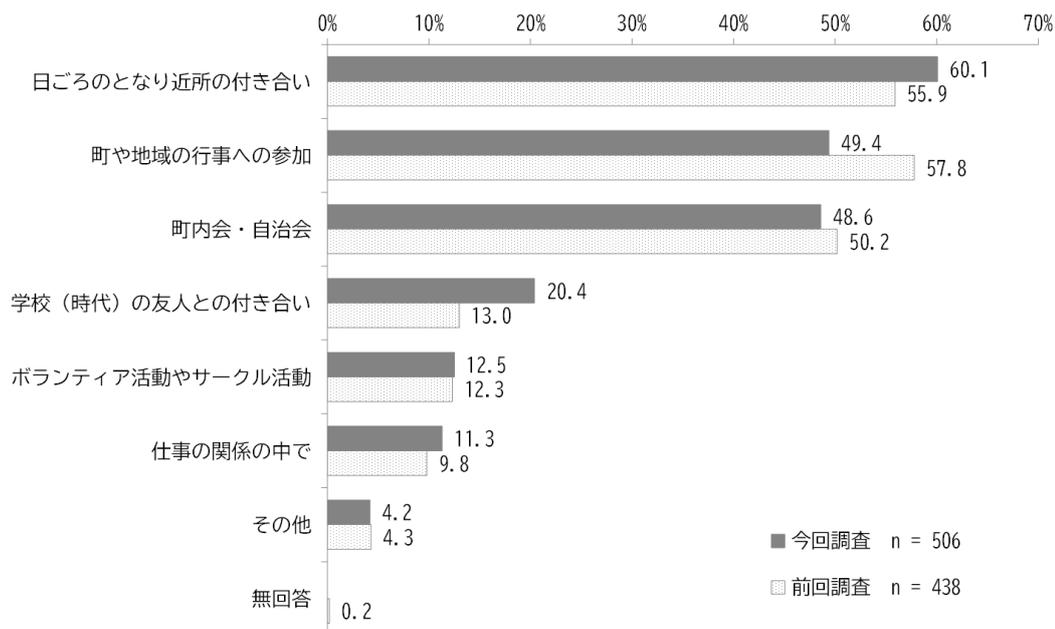
地域とのつながりの有無



③地域とのつながりがあると思うところ

地域とのつながりがあると思うところは、「日ごろのとなり近所の付き合い」(60.1%)が最も多く、次いで「町や地域の行事への参加」(49.4%)、「町内会・自治会」(48.6%)が多くなっています。前回調査と順位は同じです。

地域とのつながりがあると思うところ

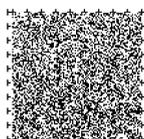
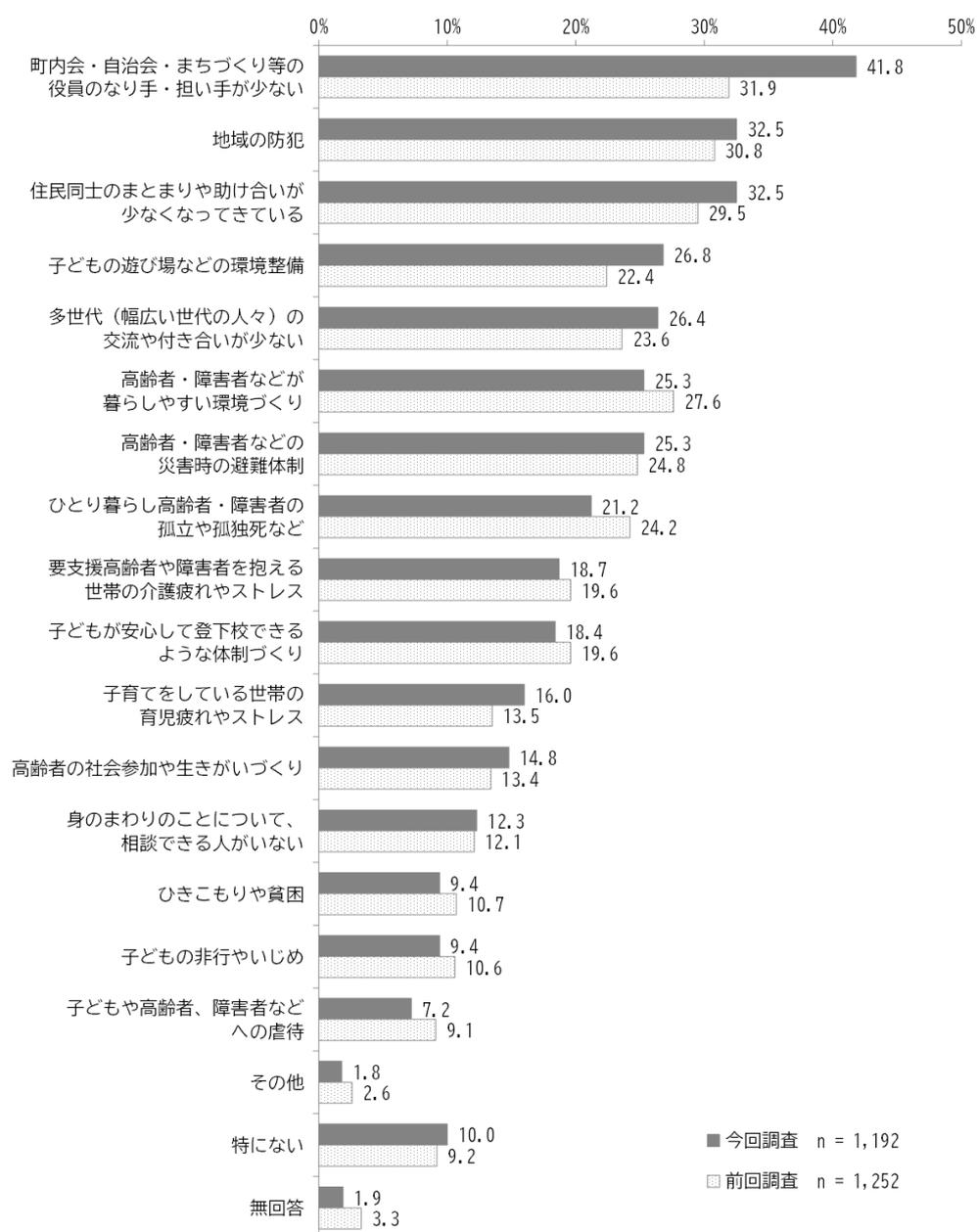


④地域の福祉課題や問題点

地域の福祉課題や問題点をたずねたところ、「町内会・自治会・まちづくり等の役員のなり手・担い手が少ない」(41.8%)、「地域の防犯」「住民同士のまとまりや助け合いが少なくなっている」(ともに 32.5%)、「子どもの遊び場などの環境整備」(26.8%)などが上位を占めています。前回調査と比べると、「子どもの遊び場などの環境整備」の順位が上がっています。

※複数回答のため、各項目の比率の合計が 100.0%にならない場合があります。

地域の福祉課題

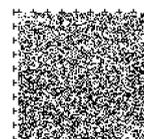
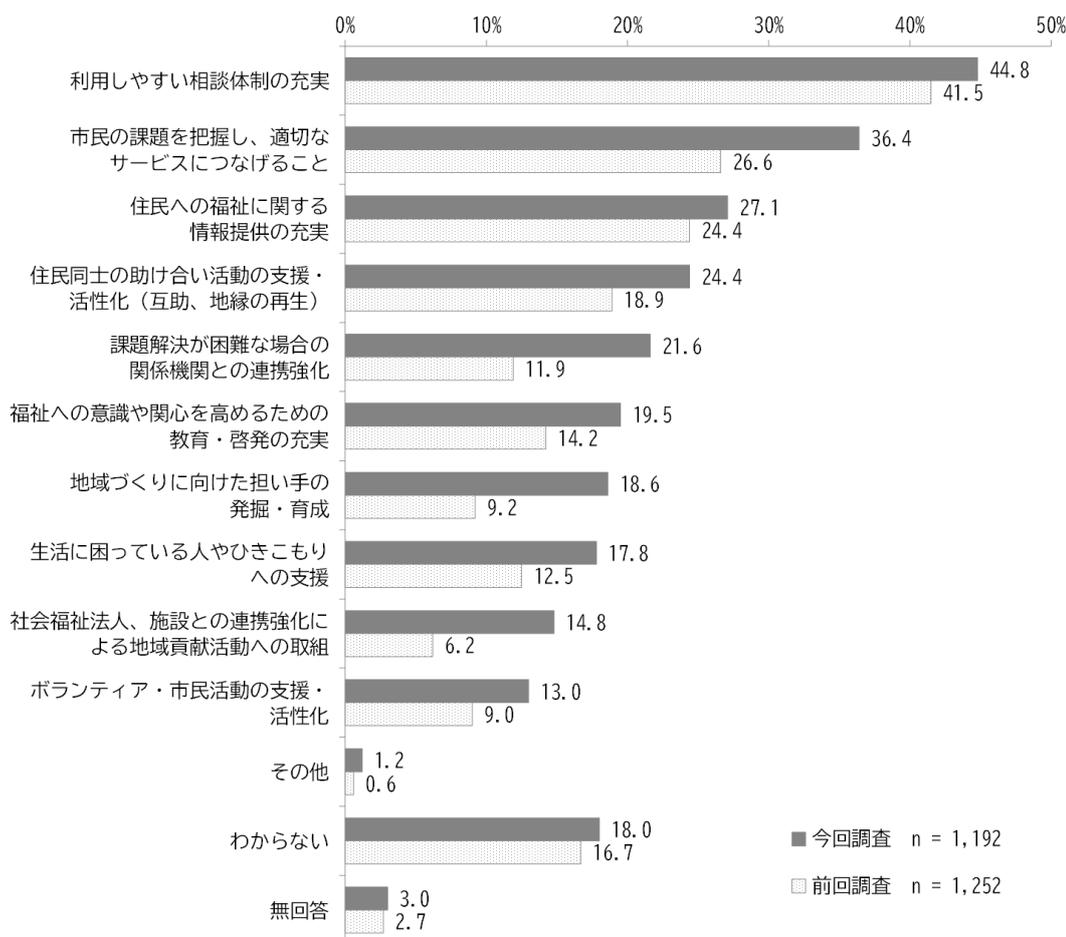


⑤社会福祉協議会に期待する役割

社会福祉協議会に期待する役割は、「利用しやすい相談体制の充実」(44.8%)が最も多く、次いで「市民の課題を把握し、適切なサービスにつなげること」(36.4%)、「住民への福祉に関する情報提供の充実」(27.1%)、「住民同士の助け合い活動の支援・活性化(互助、地縁の再生)」(24.4%)などとなっています。前回調査と比べると、「市民の課題を把握し、適切なサービスにつなげること」、「課題解決が困難な場合の関係機関との連携強化」、「地域づくりに向けた担い手の発掘・育成」がいずれも約10ポイント増加しています。

※複数回答のため、各項目の比率の合計が100.0%にならない場合があります。

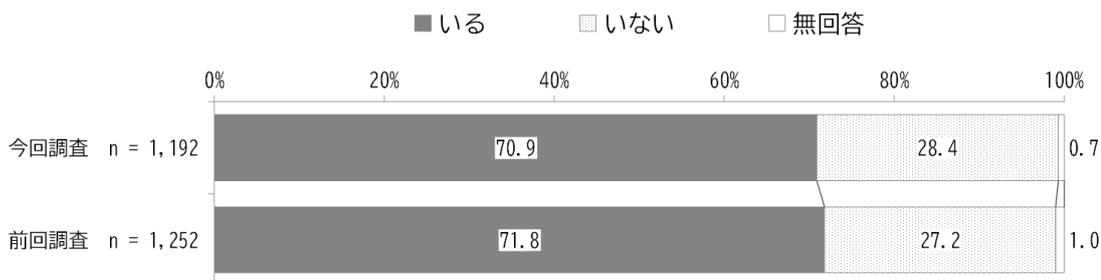
社会福祉協議会に期待する役割



⑥災害時に避難する際、手助けをお願いできる人の有無

災害時の避難の際に手助けをお願いできる人がいる人が 70.9%、いない人が 28.4%となっています。前回調査とほぼ同様の結果です。

災害時の避難の際に手助けをお願いできる人の有無

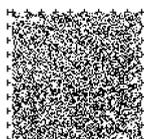
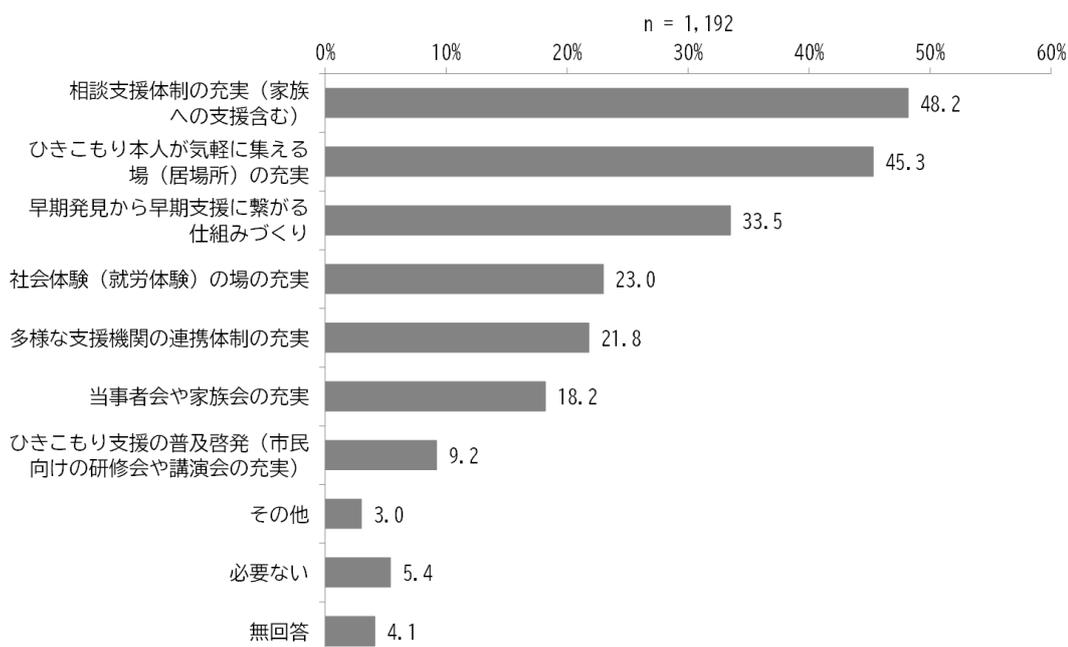


⑦ひきこもり状態の人に対して望まれる支援策

「ひきこもり状態」の人に対して望まれる支援策は、「相談支援体制の充実（家族への支援含む）」（48.2%）が最も多く、次いで「ひきこもり本人が気軽に集える場（居場所）の充実」（45.3%）、「早期発見から早期支援に繋がる仕組みづくり」（33.5%）などとなっています。

※複数回答のため、各項目の比率の合計が 100.0%にならない場合があります。

ひきこもり状態の人に対して望まれる支援策

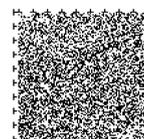
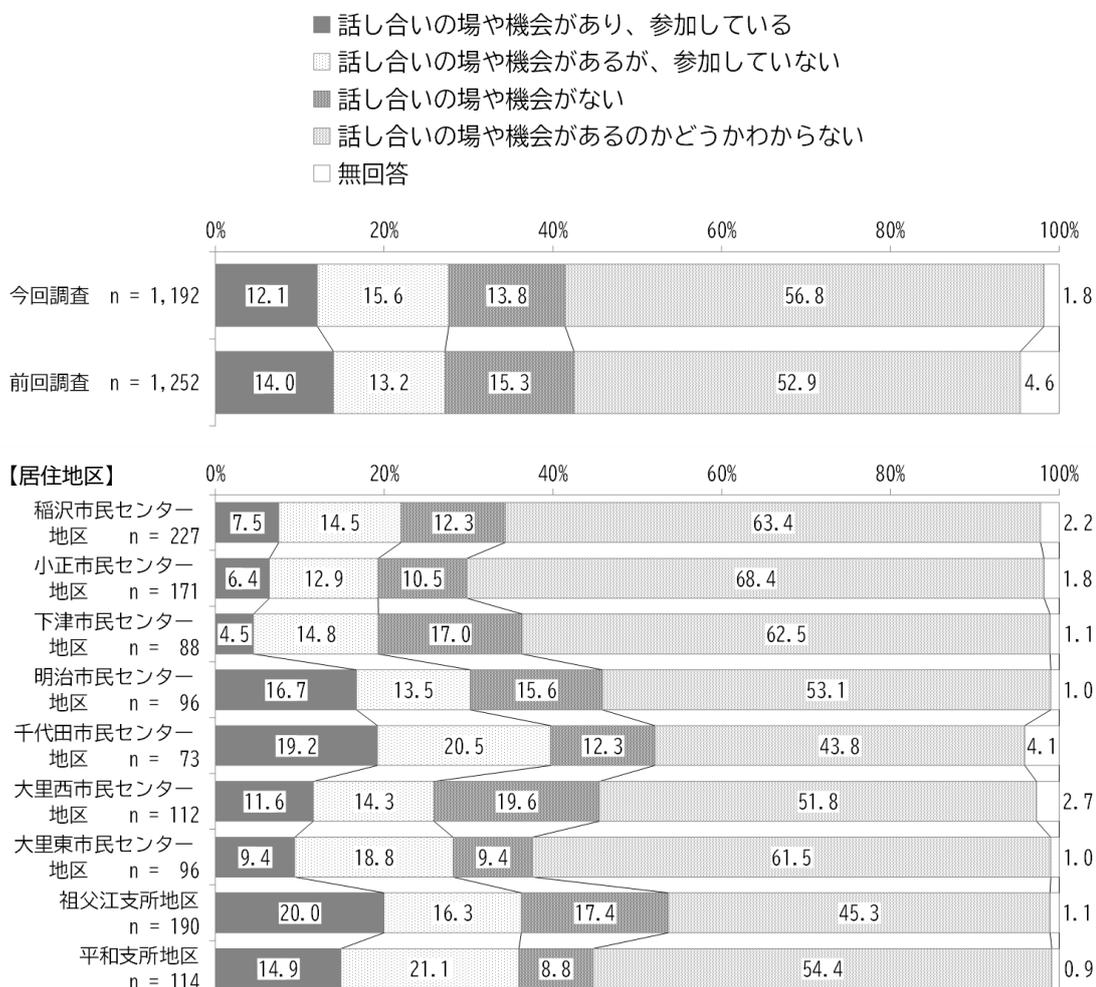


⑧地域問題の話し合いの場への参加状況

地域問題の話し合いの場への参加については、「話し合いの場や機会があるのかわからない」(56.8%)が最も多くなっています。前回調査とほぼ同様の結果です。

居住地区別でみると、「話し合いの場や機会があり、参加している」の割合が高いのは祖父江支所地区(20.0%)、「話し合いの場や機会がない」の割合が高いのは大里西市民センター地区(19.6%)、「話し合いの場や機会があるのかわからない」の割合が高いのは小正市民センター地区(68.4%)となっています。

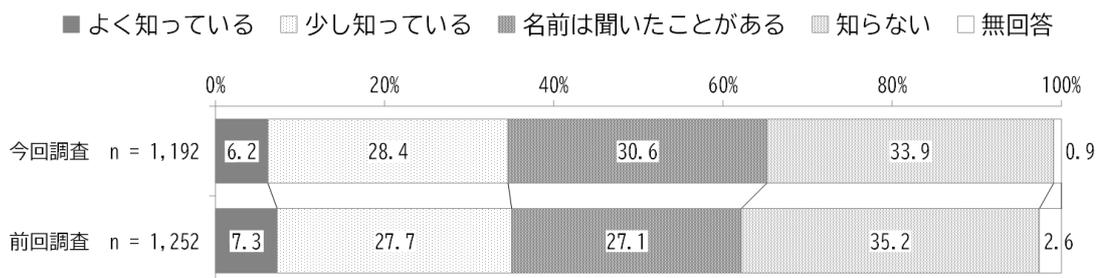
地域問題の話し合いの場への参加状況



⑨成年後見制度の認知度

成年後見制度を「よく知っている」人は 6.2%、「少し知っている」人は 28.4%、「名前は聞いたことがある」人は 30.6%となっています。「知らない」人は 33.9%を占めています。前回調査とほぼ同様の結果です。

成年後見制度の認知度

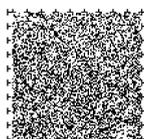
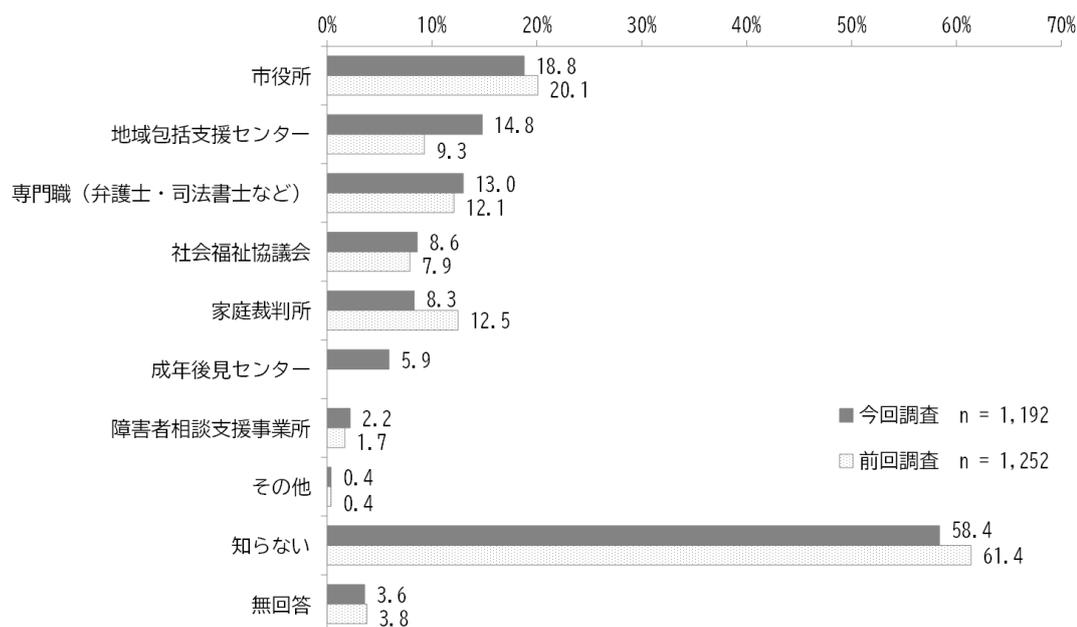


⑩成年後見制度に関する相談先の認知度

成年後見制度について相談できるところを「知らない」人は 58.4%を占めています。前回調査と比べると、「地域包括支援センター」が順位を上げています。

※複数回答のため、各項目の比率の合計が 100.0%にならない場合があります。

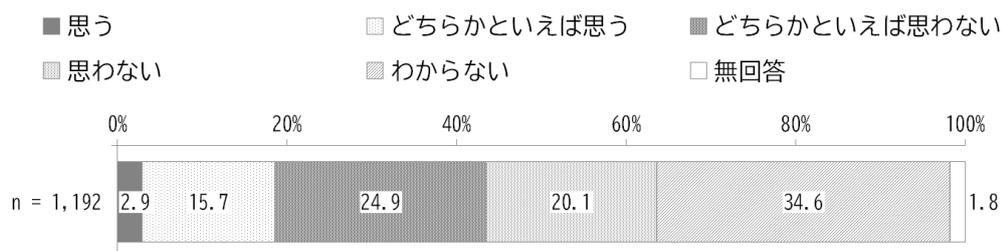
成年後見制度に関する相談先の認知度



⑪ 犯罪をした人の立ち直りへの協力意向

犯罪をした人の立ち直りへの協力意向については、「わからない」人（34.6%）が最も多く、協力したいと『思う』（「思う」「どちらかといえば思う」の計）人は18.6%、『思わない』（「思わない」「どちらかといえば思わない」の計）人は45.0%となっています。

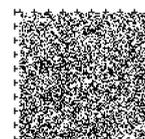
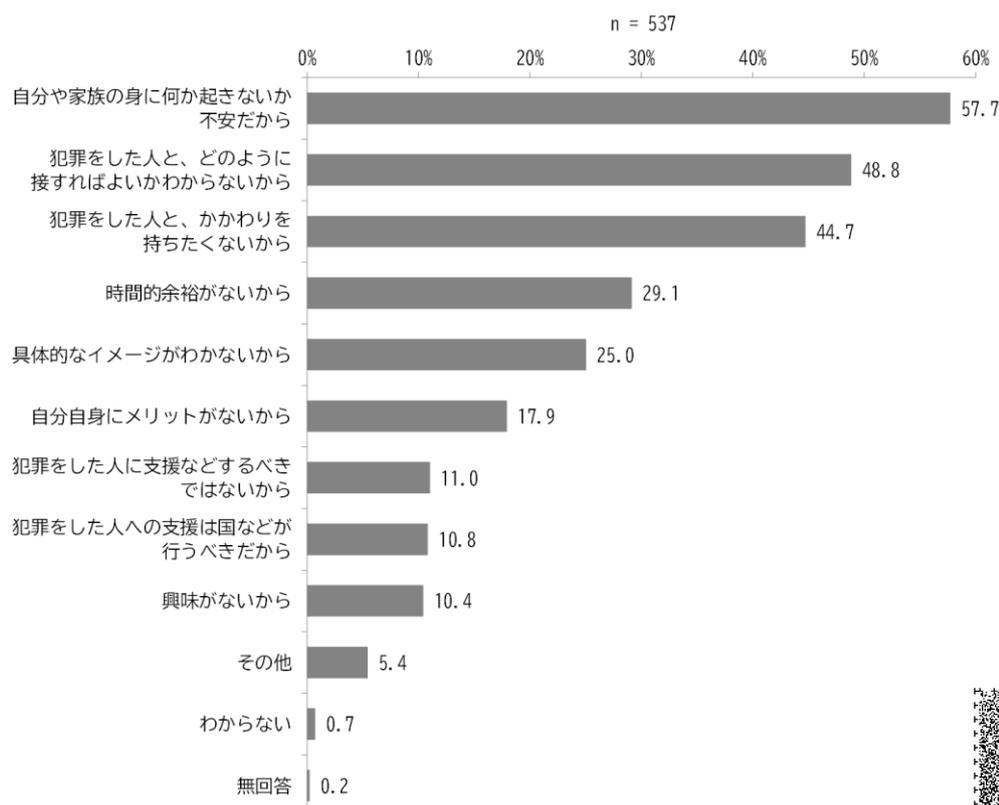
犯罪をした人の立ち直りへの協力意向



⑫ 犯罪をした人の立ち直りに協力したいと思わない理由

犯罪をした人の立ち直りに協力したいと思わない理由は、「自分や家族の身に何か起きないか不安だから」（57.7%）が最も多く、次いで「犯罪をした人と、どのように接すればよいかわからないから」（48.8%）、「犯罪をした人と、かわわりを持ちたくないから」（44.7%）などとなっています。

犯罪をした人の立ち直りに協力したいと思わない理由



(2) 意見交換会における市民の意見

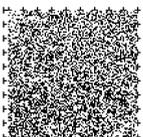
課題の選択肢として挙げた「防災」、「コミュニティの希薄化や担い手不足」、「孤独・孤立」、「安全・安心」、「子育て」、「その他」の中から、意見交換会の参加者が選び検討したのは、次の2つの課題でした。市民の関心が高いこれらの課題の解決のための取り組み内容として挙げられた主な意見を記載します。

【課題①】「コミュニティの希薄化や担い手不足」への取り組み

- ひきこもりの人などのニーズを把握して支援することが大切
- こどもたちが、子ども会行事以外にも参加し、体験を増やす
- 住民が1人1役を担う活動やコミュニティづくりを進める
- まずは声かけやあいさつ運動をすることが大切
- 地域の課題を知ってもらうことが大切
- 既存のボランティア活動団体等に、現在の活動に1つ加えて活動してもらう
- 市外から、コミュニティ活動に関心がある人を募集し、有償ボランティアで参加してもらう
- サロンの基準を見直す
- グループLINEをつくる
- 既存の組織の形にこだわらず、役員をつくらずに運営できる方法を考える

【課題②】「孤独・孤立」への取り組み

- サロンやイベントへの案内を多くして参加を促す
- 外国にルーツのある人との交流機会を増やし、地域のルールを理解してもらう
- ひとり暮らしの方たちが集まれる場をつくる
- まずは声かけが必要
- 一人暮らし高齢者の存在を確認する





4

第2章 稲沢市の地域福祉の現状

第4次計画の目標指標評価

第4次計画では、3つの基本目標ごとに下表のような目標数値を掲げました。今回実施したアンケート調査結果から、第4次計画の最終年度である令和6年時点の状況进行评估すると、目標指標2項目で基準値からの増加（改善）がみられたものの、3項目とも目標達成には至りませんでした。

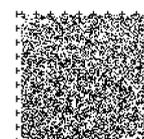
第4次計画の目標指標と評価

基本目標	目標指標	基準値※1 (令和元)	目標値※2 (令和6)	実績値※3 (令和6)
1 “わたし” にできることから始める地域福祉の推進	ボランティア活動に参加したことがある人の割合	42.8%	50.0%以上	46.7%
2 地域みんなで取り組む地域福祉の推進	台風などの災害時に避難する際、手助けをお願いできる人がいる人の割合	71.8%	75.0%以上	70.9%
3 市の総合的な施策による地域福祉の推進	市の福祉事業・活動全般に満足している人の割合	21.2%	30.0%以上	23.0%

※1 基準値：第4次計画策定時の現状値（市民アンケート調査による）

※2 目標値：第4次計画に掲げた目標数値

※3 実績値：令和6年度に実施した市民アンケート調査による現状値





5

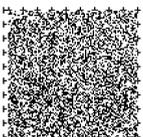
第2章 稲沢市の地域福祉の現状

稲沢市の課題

(1) これまでの取り組み

第4次稲沢市地域福祉計画・地域福祉活動計画では、「地域のみんなでつくる、安心して暮らせるまち」を基本理念に、3つの基本目標を掲げて施策を推進してきました。自助・共助・公助の考え方の浸透を図るとともに、「市民個人」「活動団体や地域組織」「社会福祉協議会」および「市」の取り組みの方向性を掲げ、市民協働で地域福祉を進めてきました。また、計画では、「ボランティア活動の活発化」「地域福祉推進体制の充実」「相談体制の充実」「権利擁護事業の充実」を重点事業に位置づけて推進してきました。

本市では、「地域」の単位を5つの層（全市域、支所・市民センター地区、小学校区、行政区、活動組織単位）に区分し、各層の取り組みを推進する施策を進めてきました。「第2層」にあたるまちづくり推進協議会、生活支援体制整備事業協議体は、地域の福祉活動を戦略的に進める組織体としての役割を担ってきました。社会福祉協議会では、この「第2層」単位に「生活支援コーディネーター」を配置し、福祉の専門性を生かした地域への支援を行っています。最小単位である「第4層」にあたる組や班などの地縁組織、ボランティア団体などの活動組織は、支援を必要とする人に実際に寄り添って活動をしています。



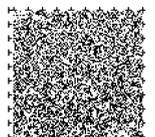
(2) 稲沢市の課題

コミュニティの希薄化・地域の担い手不足

- 市民がイメージする「地域」としては、「町内会・自治会」が最も多くみられますが、「中学校区（支所・市民センター地区）」をイメージする人が増えてきています。
- アンケート調査の結果から「地域とのつながりがある」と思う人は42.4%で、前回よりも増加しています。しかし、具体的には「日ごろのとなり近所の付き合い」（60.1%）という形でのつながり方が最も多く、「町や地域の行事への参加」、「町内会・自治会」は前回よりも減少しており、コミュニティへの参加は減少してきているものと考えられます。地域とのつながりがあったほうがよいと考える人は66.6%を占めていますが、前回よりもやや減少しています。また、地域の問題について「話し合う場があり、参加している」人は12.1%でした。
- 地域の課題として「町内会・自治会・まちづくり等の役員のなり手・担い手が少ない」ことをあげる回答が多く、前回よりも増加しています。地域の担い手不足への問題意識が大きくなってきているものと考えられ、地域福祉の担い手を増やしていく必要があると考えられます。

孤独・孤立

- 一人暮らしの方も増え、孤立するリスクは高くなってきています。一人暮らしの方や地域の行事等にあまり参加されない方については、地域の中でも知られていないことが多く、孤立リスクをさらに高める可能性があります。
- ひきこもりの方が身近にいると答えた人は11.7%でした。ひきこもり状態が続けば、孤立リスクも高まるため、ニーズを踏まえた適切な支援を検討していく必要があります。





1

第3章 計画の理念と目標

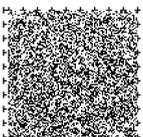
基本理念

<基本理念>

地域のみんなでつくる、安心して暮らせるまち

稲沢市では、人々が様々な課題に直面しながらも、それらを解決しつつ住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合って生活する「地域共生社会」の実現をめざして施策を進めてきました。これは、支援を受ける側と支援する側が分かれているということではなく、困った時には支援を受ける一方、困っている人を支援できる時には積極的に支援するという、まさにお互い様の考え方です。すべての人がこうした考え方に賛同し、地域福祉に参加・参画していくことが必要です。

このような考え方から、第4次の計画では「地域のみんなでつくる、安心して暮らせるまち」を基本理念としてきました。本計画においても、あらゆる人、あらゆる資源がつながりを持ちながら、互いに支え合い共に生きる「地域共生社会」の実現をめざすことから、第4次計画と同様に「地域のみんなでつくる、安心して暮らせるまち」を基本理念とします。





2

第3章 計画の理念と目標

基本指針

本市では、地域福祉を推進するため、「自助」「互助」「共助」「公助」の考え方を浸透させ、市民個人、ボランティア活動団体、地域組織等の主体的な取り組みを大切にしていきます。

①市民個人の基本的な考え方

- 市民個人や家庭単位でできることは「自助」とし、自ら解決に取り組むことを基本とします。
- 自分自身の力で、近隣や地域を支援できないかを考え、積極的に「互助」に参加・参画します。

②活動団体や地域組織の基本的な考え方

- 地域の皆で協力して、地域の課題解決に「互助」で取り組むことを基本とします。
- 地域の取り組みを円滑にするために、地域福祉の推進組織づくりを進めます。
- 地域の課題を把握し、地域の様々な資源と積極的に連携して課題の解決に努めます。

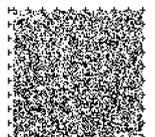
※本計画では、市民個人や活動団体・地域組織が担うのは「互助」と位置付け、社会保障などの制度化された相互扶助は「共助」と位置付けています。

③社会福祉協議会の基本的な考え方

- 市民個人や地域社会と接点を持ち、市民とともに地域の課題解決に取り組めます。
- 市民や地域の意見を聞き、市と協働して施策を進めます。
- 市民が、安全で、安心して生活できる環境づくりを行います。

④市の基本的な考え方

- 「公助」としての、各種制度に基づく公的な支援サービス等を充実します。
- 市民や地域の活動の活発化に必要な支援を行います。
- 市民が、安全で、安心して生活できる環境づくりを行います。

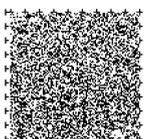
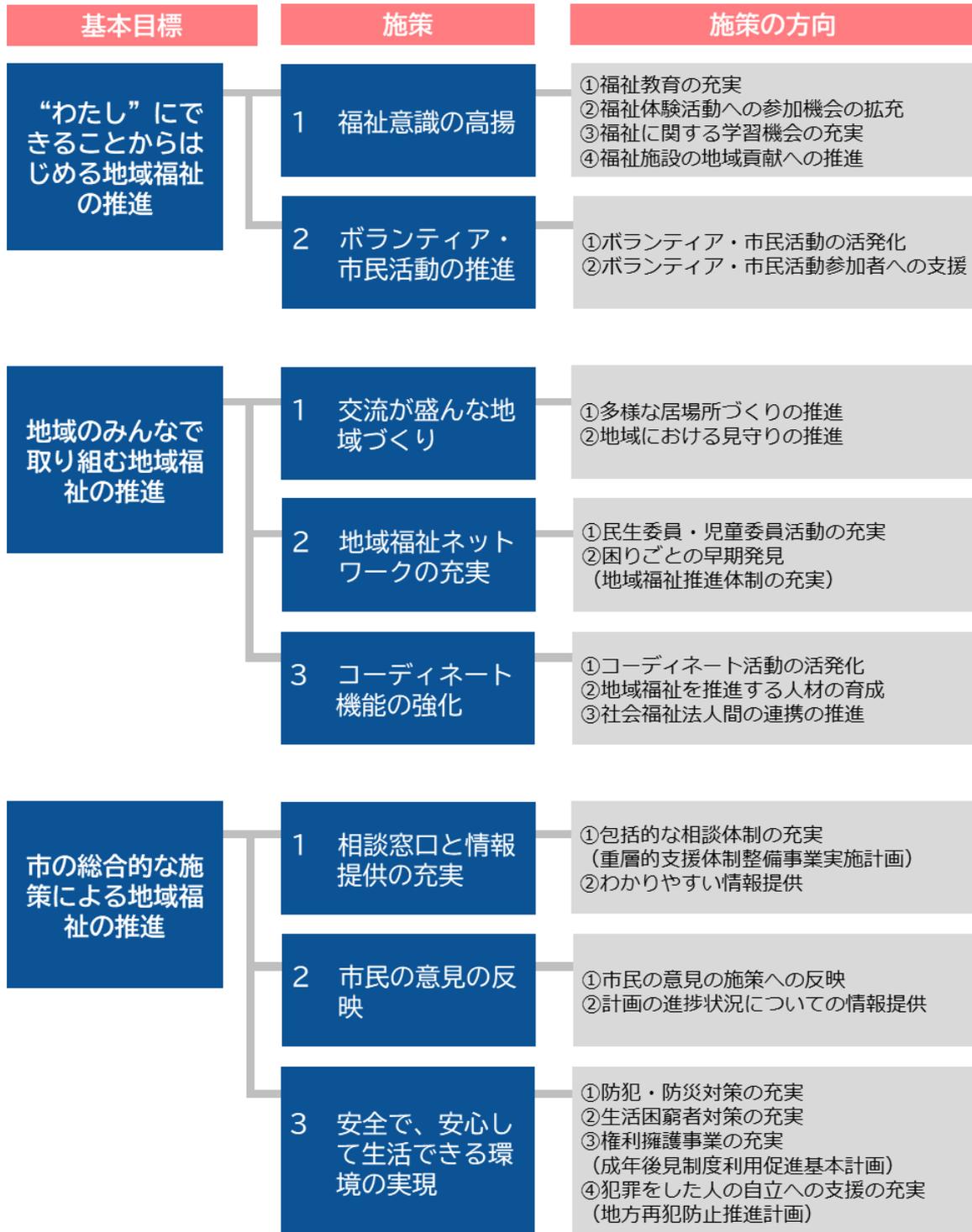




3

第3章 計画の理念と目標

計画の体系





“わたし” にできることから始める地域福祉の推進

めざすこと



基本目標1「“わたし” にできることから始める地域福祉の推進」では、福祉教育等により「福祉意識の高揚」を図ることにより、「自助」及び「互助」の考え方を普及します。同時に、多様な主体による「ボランティア・市民活動の活発化」を図り、地域の資源の発掘と育成に取り組めます。地域共生社会を実現するためには、市民一人ひとりが地域の福祉課題に“我が事”として関心を持つとともに、地域の資源を“丸ごと”総動員して問題の解決をめざすことが求められます。地域共生社会の実現への第1歩として、“わたし” にできることから始めるという意識を高める必要があります。

地域福祉の取り組み

個人（市民・わたし）

- 地域の課題に関心を持ち、私にできることは何かを考えます。
- 自分にできること、楽しみながら参加できることをみつけて、ボランティア活動等に参加します。

地域

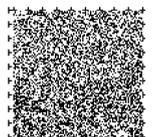
- 地域の課題に関心を持ち、地域でできることは何かを考えます。
- 地域全体に目を向け、地域の課題解決に地域みんなで取り組みます。

社会福祉協議会

- 地域住民や地域組織とのつながりを強め、地域の課題解決に一緒に取り組みます。
- 福祉への関心を高める啓発や福祉教育を行います。
- ボランティア活動を活発化するため、コーディネート活動を行います。

市（行政）

- 地域住民や地域組織とのつながりを強め、地域の課題解決に一緒に取り組みます。
- 福祉への関心を高める啓発や福祉教育を行います。



1-1 福祉意識の高揚

施策の方向

①福祉教育の充実

学校教育におけるボランティア体験や福祉実践教室など、福祉教育の充実を図ります。また、福祉教育の実施主体である学校関係機関、社会福祉協議会、児童・生徒とその保護者など関係諸機関との連携の強化に努めます。

②福祉体験活動への参加機会の拡充

福祉施設やボランティアグループの協力のもと、誰でも参加できる福祉体験活動機会の拡充を図ります。

③福祉に関する学習機会の充実

市民が、それぞれのニーズに応じた学習ができる多様な学習機会づくりを行います。

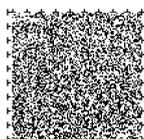
④福祉施設の地域貢献への推進

福祉施設の協力のもとで、地域との交流を図る取り組みを推進します。

具体的な取り組み

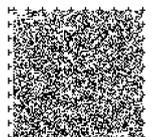
●地域福祉活動計画

事業名	活動内容
福祉教育の推進	高齢者や障害者への理解を深め、体験だけにとどまらず、参加者が福祉について考える福祉実践教室を学校と共催します。また、学校外でも様々な福祉体験を通して学びを深められるよう、福祉学習やボランティア活動の機会を提供します。 地域の福祉教育を推進・支援するための有効な取り組みを市と協力しながら検討していきます。
出前福祉講座	地域や企業に向けた出前福祉講座を開催します。
障害福祉講座★	手話奉仕員や点訳奉仕員、視覚障害者ガイドボランティアなどの養成講座を開催し、コミュニケーション支援ができる人材を育成します。
福祉まつり※	地域住民・福祉団体・ボランティアの交流の場として開催します。



事業名	活動内容
社会福祉大会	福祉事業に尽力された方・団体や共同募金に多額の寄付をされた方・団体を顕彰する大会を開催します。
共同募金運動の推進	地域の福祉課題を解決していくための民間財源となる共同募金運動を展開します。

★印は、市からの委託事業 ※印は、市との共催事業



1-2 ボランティア・市民活動の活発化

施策の方向

①ボランティア・市民活動の推進

ボランティアセンター・市民活動支援センターが各種ボランティア活動の情報を収集し、団体同士の相互連携やコーディネート機能の充実を図ります。また、研修や意見交換の機会をつくり、各種団体の育成・支援に努めます。

企業や学校等におけるボランティア活動の推進をはじめ、有償ボランティアの普及なども含め、多様な機会や方法でボランティア活動に関わることができる機会づくりを推進します。

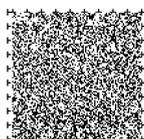
②ボランティア・市民活動参加者への支援

ボランティアセンター・市民活動支援センターを中心に、市民やボランティア活動者への情報提供、相談、活動の場の提供などの支援を行います。

具体的な取り組み

●地域福祉計画

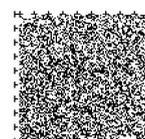
事業名	活動内容
稲沢市さわやか隊	快適な生活環境を守るため、地域の見回り活動、路上喫煙禁止啓発活動、地域のごみゼロ運動などを行っています。
稲沢市違反広告物除却活動 (市民ボランティア)	電柱やガードレールなどに表示されているはり紙やはり札などの違反広告物の除却活動を行っています。
アダプトプログラムによる環境美化活動への参加	市民団体や企業などが市と協力し、道路などの公共の場所のごみ拾い、雑草取りなどの美化活動を行っています。
稲沢市食生活改善推進員	健康と食に関する講習会の実施、健康づくりイベントでの啓発を行っています。
みらい子育てネット	こどもたちの健全育成のため、地域ぐるみで以下のようなボランティア活動を行っています。 ・こどもフェスティバル（親子及び世代の交流を深める文化活動） ・カーブミラー清掃 ・事故防止活動 ・児童館、児童センター事業への援助、協力 ・地域主催の夏まつり、福祉まつりなどをはじめとする諸団体への奉仕活動など



●地域福祉活動計画

事業名	活動内容
市民活動支援センター・ボランティアセンターの運営★	ボランティアや市民活動団体などによる公益的な市民活動を総合的に支援する拠点として運営。市民や活動者へ情報の提供、相談、活動の場の提供などの支援をします。
ボランティア団体への助成	ボランティア団体への活動を支援する目的で活動費助成を行います。
ボランティアの紹介	ボランティアの受入れを希望する個人・施設などへボランティアを紹介します。
市民活動ボランティア講座の開催	これから活動する方やスキルアップを目的とした講座などを企画・開催します。
ボランティア・市民活動連絡会の開催	活動者同士の交流や情報交換などを行い、連携や親睦を図ります。

★印は、市からの委託事業





地域 みんなで取り組む地域福祉の推進

めざすこと



基本目標2「地域 みんなで取り組む地域福祉の推進」では、地域で取り組む「互助」の力を高めることをめざします。多様な居場所づくりを進めることを通じて人と人とのつながりを深め、見守り合いや支え合いのためのネットワークの強化を図ります。さらに、地域福祉を進める地域の組織体制の強化を図るとともに、地域におけるコーディネート活動の活発化や多様な人材の育成を進めます。

地域福祉の取り組み

個人（市民・わたし）

- 地域組織の活動に関心を持ち、無理のない範囲で積極的に参加します。
- 地域の人たちとの交流を深めます。
- 民生委員・児童委員の活動に関心を持って協力します。

地域

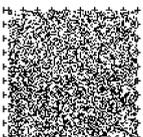
- 地域組織の活動を通じて、地域の福祉活動を活発化します。
- 誰もが気軽に集まれる場所づくりを行います。
- 市、社会福祉協議会、民生委員・児童委員と連携して、地域の課題解決に取り組みます。

社会福祉協議会

- 生活支援コーディネーターの活動を活発化します。
- 地域組織と連携して、地域の課題を把握し、その解決に取り組みます。
- 地域における見守り活動を推進します。

市（行政）

- 地域組織や民生委員・児童委員、社会福祉協議会と連携して、地域の課題解決に取り組みます。



2-1 交流が盛んな地域づくり

施策の方向

①多様な居場所づくりの推進

子どもたちが安心して過ごせる居場所、高齢者等が役割を持ってやりがいを感じられる居場所、まちづくり推進協議会などの地域の組織が実施しているイベント等の機会も含めて、ニーズに応じた多様な居場所づくりを推進します。また、誰もが気軽に集まれる場所をつくり、多くの市民の参加を促すことを通じて、世代間交流の推進、閉じこもりや孤立の予防に取り組みます。

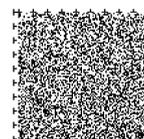
②地域における見守りの推進 ◆重点◆

地域見守りネットワーク事業などにより、地域で生活する高齢者、障害者、子どもや子育て家庭などを地域で見守る取り組みを推進します。特に、潜在化しがちなひきこもりや孤独・孤立などのリスクを抱えている人が、必要な支援につながるができるよう、見守り活動を充実します。

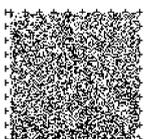
具体的な取り組み

●地域福祉計画

事業名	活動内容
地域安全推進リーダー	小学校児童の登下校時の見守り、通学路などの巡回パトロールや危険箇所の指摘や改善、夜間防犯パトロール等、各団体や個人の活動内容に応じて、地域での交通安全活動、防犯活動に取り組んでいます。
まちづくり連絡協議会	市内の各地区まちづくり推進協議会の運営、事業実施の相互連絡調整を目的に開催し、ふれあいのある地域づくりに寄与しています。主な協議内容は、団体運営、事業計画や実施の調整、安心・安全なまちづくりの推進などです。
まちづくり推進協議会	支所・市民センター地区ごとに設置し、青少年・防犯交通安全活動、市民・福祉活動、農業・環境活動、スポーツ活動、広報活動を実施しています。
スクールガード	児童の登下校時における安心・安全確保のための立哨やつきそいを行っています。
少年愛護センター指導員街頭活動	非行・危険行為の見られる少年の早期発見による非行防止、交通や水難による事故の未然防止を図るため、パトロールと声かけを行っています。



事業名	活動内容
地区体育振興会	地域住民の親睦、体育の振興を図るとともに、スポーツを通じて健康で明るく住みよい地域社会にするため、地区運動会などを実施しています。
老人クラブ	<p>老後の生活を、健康で生きがいを持って過ごすとともに、温かい人と人との交流をもとに連帯感のある地域社会をつくるため、以下の活動を行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会奉仕活動：地域の公園の清掃活動、ねたきり老人等への友愛訪問 ・生きがい活動：民謡、盆栽、書道、カラオケ、社交ダンスなど教養、趣味 ・健康づくり活動：グラウンド・ゴルフ、ゲートボール等のスポーツ活動
高齢者ふれあいサロン	高齢者の生きがいづくりや介護予防、健康増進、世代間交流を促進するため、公民館などの身近な場所で生涯学習、レクリエーション、情報交換などを行っています。
認知症サポーター養成講座	認知症になっても安心して暮らせるまちを目指して、認知症についての正しい知識や、認知症の方と接する時の心構え等について学びます。
認知症サポーターステップアップ講座	認知症サポーターとして地域で活動するために必要となる知識を深め、認知症とともに生きる地域づくりのためにできることを考える講座を開催します。
認知症カフェ	認知症の本人や家族、地域住民、専門職など、認知症に関心のある誰もが気軽に集まり、相談や仲間づくり、情報交換を行う場として実施しています。
脳と身体の健康体操	運動習慣を習得することを目的に、認知症予防の脳トレを交えた初心者向けの体操教室を実施しています。（老人福祉センター等8会場で月1～2回実施）
子ども会	こどもたちの自主的社会活動を高め、日常生活を健全で豊かなものにするため、環境美化活動や交通安全活動などを行っています。
こどもの居場所づくり	こども食堂をはじめとして、学習支援や遊び、体験、交流など、こどもがさまざまな経験や人との触れ合いを持つことのできる居場所がボランティアなどによって運営されています。
地域学校協働活動推進事業	地域と学校が連携し、環境整備活動、登下校時の防犯体験学習、避難所運営活動などを行います。地域学校協働活動推進員が地域と学校をつなぐコーディネーターとして、活動の企画や連絡調整を行います。



●地域福祉活動計画

事業名	活動内容
参加支援事業★	就労支援、居住支援、居場所機能の提供など、社会とのつながりづくり（社会参加）に向け、地域の社会資源の把握と、拡充、新設に取り組みます。
居住支援体制の構築（居住支援法人）	不動産事業者や法律等の専門家、行政など居住支援に関わる団体等と協力し、誰もが住まいに困ることのない『住まいのプラットホーム』を構築します。
ひきこもりサポート事業★	ひきこもり状態にある者及び家族に対する以下の支援を行います。 ・相談支援事業（ひきこもり窓口の設置） ・居場所づくり ・連携協議会・ネットワークづくり ・当事者会・家族会の開催
生活困窮者支援等のための地域づくり事業★	企業・法人等、市内の団体が行う地域貢献活動と、生活困窮者の課題をマッチングします。
高齢者ふれあいサロンへの助成	高齢者ふれあいサロンの運営に対して援助を行い、サロン活動の推進を図ります。
市民共助パイロット事業	地域の福祉課題の解決を図る目的で、市民団体が企画・提案した事業に対して、活動助成を行います。
子育て世代への支援の推進	子育てに不安をもち、孤立しがちな家庭を支援するため、子育て中の親子の仲間づくりの場、地域の人との交流の場を提供します。
地域見守りネットワーク事業	地域で生活する高齢者などを地域で見守る取り組みを推進します。特に、潜在化しがちなひきこもりや孤独・孤立などのリスクを抱えている人が、必要な支援につながるができるよう、見守り活動を充実します。
こどもの居場所づくりの推進	地域全体でこどもを見守る環境の充実を図ることを目的に、ボランティアが主体となって取り組むこどもの居場所づくりの推進及び活動団体を支援します。
助け合い・支え合い活動の推進	生活課題の解決のために、ちょっとした困り事は、地域の住民同士で解決できる助け合い活動を推進していきます。

★印は、市からの委託事業



2-2 地域福祉ネットワークの充実

施策の方向

①民生委員・児童委員活動の充実

民生委員・児童委員の役割を周知するとともに、活動に必要な情報を提供し、適切な活動ができるよう支援します。特に、潜在化しがちなひきこもりや孤独・孤立などのリスクを抱えている人を見つけ、必要な支援につなげることができるよう、活動への支援を行います。また、民生委員・児童委員が、各地区のまちづくり推進協議会関係者や区長など、地域の関係者との連携を強化して活動できるよう支援します。

②困りごとの早期発見（地域福祉推進体制の充実）

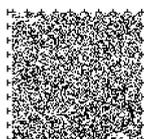
まちづくり推進協議会における地域福祉の推進活動をはじめ、生活支援体制整備事業により配置した生活支援コーディネーターの活動などを含めて、支所・市民センター地区単位（第2層）での地域福祉推進体制を充実します。

地域組織の活動を通じて地域の課題を把握するとともに、解決策を検討し多くの市民が参加できる仕組みづくりを進めます。特に、潜在化しがちなひきこもりや孤独・孤立などのリスクを抱えている人を必要な支援につなげることができるよう活動を充実します。同時に、地域の様々な社会資源との連携を強化し、ネットワーク化を進めます。

具体的な取り組み

●地域福祉計画

事業名	活動内容
民生委員・児童委員	特定の区域を担当し、高齢者や障害がある方の福祉に関すること、子育てなどの不安に関する様々な相談・支援を実施しています。担当区域の高齢者や障害者のいる世帯、児童・妊産婦・母子家庭などの状況を把握し、ニーズに応じた福祉サービスなどの情報を提供しています。
まちづくり推進協議会（再掲）	支所・市民センター地区ごとに設置し、青少年・防犯交通安全活動、市民・福祉活動、農業・環境活動、スポーツ活動、広報活動を実施しています。



事業名	活動内容
区長制度	住民の声を行政に反映させるため、行政と住民との連絡調整役を区長に依頼しています。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 区民の意見取りまとめに関すること ・ 土木事業促進に関すること ・ 市行政の連絡事務に関すること ・ 広報等文書の配布に関すること ・ その他市長が必要と認めた事項
ファミリー・サポート・センター	「子育ての応援をしたい方（提供会員）」と「子育てを手伝って欲しい方（依頼会員）」が会員登録をし、地域みんなで子育てを支え合う相互援助活動です。産前産後の家事支援、保育園や学校等へのお迎え、急な用事でのこどもの預かり等を地域で実施しています。
住民主体型訪問サービス	住民主体のボランティア等が、要支援者等の利用者宅に訪問して生活援助等を行います。
生活支援体制整備事業	支所・市民センター地区に設置された「協議体」で、地域住民が地域課題について話し合っています。

●地域福祉活動計画

事業名	活動内容
生活支援体制整備事業 生活支援コーディネーターの配置★	市全域を担当する第1層生活支援コーディネーターと支所・市民センター圏域を担当する第2層生活支援コーディネーターを配置し、住民組織や関係団体との調整役として、地域の縁づくりに取り組みます。
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業★	地域住民とのつながりを通じて、支援が届いていない人を早期に発見し、訪問等を実施し、支援に繋げる働きかけを行います。
地区まちづくり推進協議会との連携	地区まちづくり推進協議会への活動助成を行います。また、まちづくり推進協議会が開催する福祉関連事業への協力を行います。

★印は、市からの委託事業



2-3 コーディネート機能の強化

施策の方向

① コーディネート活動の活発化

多様な地域活動が地域福祉の推進につながり、安心して生活できる福祉のまちづくりにつながるよう、コーディネート活動を活発化します。社会福祉協議会による生活支援コーディネーターが地域組織と連携し、各種連絡調整、既存の制度では対応しきれない個別の生活課題の解決、生活支援の仕組みづくりなどを支援します。

② 地域福祉を推進する人材の育成 ◆重点◆

民生委員・児童委員活動や各種市民活動団体等の活動を担う人材の育成に努めます。

また、地域社会の担い手不足が地域福祉の推進においても問題であることから、まちづくり活動の担い手に対する各種研修、市民や企業向けの出前講座など、多様な方法で地域社会を担う人材の育成を図ります。

③ 社会福祉法人間の連携の推進

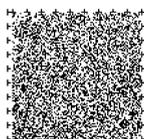
社会福祉法人の基盤を有効活用し、複雑化・多様化するニーズに応えるため、社会福祉協議会を中心に法人間の連携を推進します。

具体的な取り組み

● 地域福祉活動計画

事業名	活動内容
生活支援サービスを担う社会資源との連携★ (生活支援体制整備事業)	地域において多様な支え合いの仕組みを構築するため、第1層生活支援コーディネーターとして第2層生活支援コーディネーターや各種団体の連携強化を図ります。また、地域分析や必要な施策を検討しつつ、地域住民と情報の共有を進めます。
参加支援事業★ (再掲)	就労支援、居住支援、居場所機能の提供など、社会とのつながりづくり(社会参加)に向け、地域の社会資源の把握と、拡充、新設に取り組みます。
居住支援体制の構築 (居住支援法人) (再掲)	不動産事業者や法律等の専門家、行政など居住支援に関わる団体等と協力し、誰もが住まいに困ることのない『住まいのプラットフォーム』を構築します。
社会福祉法人との連携 (公益的活動への支援)	市内の社会福祉法人との連絡会を定期的開催し、法人間の連携強化を図るとともに、地域ニーズに応じた社会福祉法人が取り組む公益的活動の支援をします。

★印は、市からの委託事業





市の総合的な施策による地域福祉の推進



めざすこと

基本目標3「市の総合的な施策による地域福祉の推進」では、市が提供する公的なサービス等（公助）も含めて、すべての市民が安心して生活できる地域づくりをめざします。市民の多様な相談に適切に応じるとともに、多様な情報提供を行います。また、地域住民が地域の課題を把握して話し合い、その成果を市の施策に生かす取り組みを進めます。さらに、防犯や防災対策、生活困窮者対策、権利擁護、犯罪をした人の再犯防止と自立への支援などを通じて、安心して生活できる環境づくりを進めます。

地域福祉の取り組み

個人（市民・わたし）

- 市や社会福祉協議会の取り組みに関心を持ち、必要に応じて利用します。
- 地域の課題に目を向け、積極的に地域参加します。
- 防犯・防災、権利擁護、犯罪をした人の自立支援など、できることに取り組みます。

地域

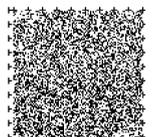
- 地域の課題に目を向け、問題の解決に積極的に取り組みます。
- 防犯・防災、権利擁護、犯罪をした人の自立支援などにおいて、地域でできることを積極的に行います。

社会福祉協議会

- 市民の多様な相談に応じます。
- 地域組織との連携等を通じて、地域住民の意見や地域の課題を把握します。
- 権利擁護事業、防災対策など、市民の安心を確保する事業を行います。

市（行政）

- 相談窓口を充実します。
- 各種情報提供をわかりやすく行います。
- 地域住民の意見を施策に反映させる活動を行います。
- 防犯・防災対策、生活困窮者対策、権利擁護事業、犯罪をした人の自立支援など、安心して生活できる環境づくりを進めます。



3-1 相談窓口と情報提供の充実

施策の方向

①包括的な相談体制の充実（関連：重層的支援体制整備事業実施計画）

市民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築をめざし、相談者や世帯等の属性にかかわらず利用できる相談支援、地域等への参加支援、地域における多様な交流等を促す地域づくり支援を行う事業を進めます。

②わかりやすい情報提供

各種制度やサービスなどの情報をわかりやすく提供することにより、サービスの適切な利用を促進します。

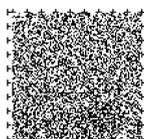
具体的な取り組み

●地域福祉計画

事業名	活動内容
福祉の拠点	市民や福祉関係者からの福祉に関する相談にワンストップで対応しています。
こども家庭センター	子育て世帯に対する包括的な支援（母子保健と児童福祉の一体的な支援）を行い、すべての妊産婦、こども、子育て世帯へ相談支援を行います。
子育て相談室なのはな	0歳から18歳までのこどもの発達、問題行動、不登校等、保護者からの子育てに関する総合的な相談に、家庭児童相談員、保育士などのスタッフがワンストップで応じます。
やさしい日本語の推進	日本語があまり得意でない外国人やこどもなどに向けて、分かりやすい言葉や表現に言い換え、分かりやすく情報を届けられるよう「やさしい日本語」を推進していきます。

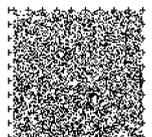
●地域福祉活動計画

事業名	活動内容
福祉総合相談窓口★	福祉に関する相談をワンストップで受け付けます。様々な生活課題を抱えた方への適切な情報提供や他機関へ紹介を行うなど、課題解決に向けて自立へのサポートを行います。 （1）生活困窮者自立支援事業（2）多機関協働事業（3）居住支援事業を実施します。



事業名	活動内容
基幹型地域包括支援センター★	高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築を推進します。市内の地域包括支援センターの全体調整や後方支援等を行います。
障害者基幹相談支援センター★	地域の相談支援事業所への後方支援や人材育成などを通じて、地域の相談支援体制の強化に努めるとともに、障害のあるかたの権利擁護、虐待防止に関する啓発や、相談対応などを行います。
障害者相談支援事業所★	障害のある方やその家族が住み慣れた地域で必要なサービスを受けることができるよう、相談支援やサービス利用計画の作成を行います。
成年後見センター★	成年後見制度や日常生活自立支援事業など、権利擁護についての相談や制度のPRを行います。
福祉・ボランティアに関する情報提供・情報発信	事業や制度の情報、地域の支え合いに関する取り組み等の福祉・ボランティアに関する情報を発信します。(社協だより「いな」・ホームページ・SNS(XやFacebook等)を活用し情報発信)
SNS 相談支援事業★	様々な課題を抱える対象者に対して、いつでも相談いただけるように、LINEを活用し相談を受付けます。

★印は、市からの委託事業



3-2 市民の意見の反映

施策の方向

①市民の意見の施策への反映

地域の課題を施策に反映して地域の取り組みを活発化し、地域福祉を進めていくことができるよう、生活支援体制整備事業協議体などを活用し、多様な方法で市民の意見を取り入れる機会づくりを進めます。

②計画の進捗状況についての情報提供

地域福祉計画がめざす目標の達成状況や各種事業の進捗状況についての情報提供を行います。同時に、アンケート調査などから見えてくる地域の現状についての情報提供を行い、地域の取り組みの活発化を支援します。

具体的な取り組み

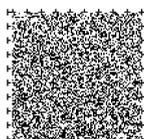
●地域福祉計画

事業名	活動内容
生活支援体制整備事業 (再掲)	支所・市民センター地区に設置された「協議体」で、地域住民が地域課題について話し合っています。

●地域福祉活動計画

事業名	活動内容
生活支援体制整備事業協議体の開催・運営・市や関係機関との連携強化★	<p>【第1層協議体】 医療や介護、福祉、地域づくり等に関わる市内各種団体の関係者が集まり、第2層協議体などからあげられた地域課題などの整理・検討を行い、地域課題の施策への反映や地域の取り組みを活発化するため、市や関係機関と連携を図りながら事業を進めます。 ※構成メンバー：民生委員・児童委員協議会、老人クラブ連合会、ボランティア・市民活動連絡会、まちづくり推進協議会などの代表者で構成され、年2回開催。</p> <p>【第2層協議体】 地域の課題や意見を話し合う場として、各地区で開催し、地域住民や関係団体と地域情報の共有やネットワークの形成、地域づくりを考えていきます。 ※構成メンバー：民生委員、老人クラブ会員、まちづくり推進協議会員、区長、民間企業ほか地域に関心のある方々で構成され、年6回程度開催。</p>

★印は、市からの委託事業



3-3 安全で、安心して生活できる環境の実現

施策の方向

①防犯・防災対策の充実

地域の防犯や災害時の避難行動支援など、地域での生活の安全・安心を確保する対策を充実します。

②生活困窮者対策の充実

生活困窮者や孤立者を早期に発見し、必要な支援につなぐための地域のネットワークの強化を図るとともに、関係諸機関との連携や相談機能の充実等を図ります。

③権利擁護事業の充実（関連：成年後見制度利用促進基本計画）

判断能力が十分でない等、権利擁護支援が必要な対象者を早期に発見し、成年後見制度等の支援を適切に利用できるよう支援する体制を整備します。

④犯罪をした人の自立への支援の充実（関連：地方再犯防止推進計画）

犯罪をした人に対する差別や偏見などを未然に防ぐとともに、社会復帰や自立を支援することへの理解を深める啓発を行います。同時に、保護司会をはじめ関係機関と連携し、犯罪や非行をした人の社会復帰を支援し、再犯防止に努めます。

具体的な取り組み

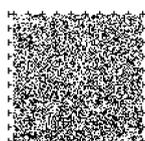
●地域福祉計画

事業名	活動内容
避難行動要支援者名簿	災害時に自力での避難が困難であると思われる方々（避難行動要支援者）の生命・身体を守るため、同意をいただいた方について、「避難行動要支援者名簿」を作成しています。
総合防災訓練	大規模な自然災害による被害を減らし、大切な命を守るため、災害時を想定したシミュレーションを行い、いざという時に迅速に初動対応ができるよう、一人ひとりが必要な手順を学びます。
自主防災会	地震、風水害等の災害から自らの手でまちを守るため、自主防災訓練や、地域の防災マップの作成、高齢者等の要支援者の把握、消火設備の日常点検などを行っています。



●地域福祉活動計画

事業名	活動内容
災害ボランティアセンター整備	災害発生時にボランティア団体やNPOと連携して適切に活動できる体制の整備を図ります。
災害ボランティアセンター活動者支援事業	災害ボランティア活動者の育成及び活動支援を目的に、被災地で活動する個人ボランティアへの助成や防災減災カレッジ修了者への受講料の助成を行い、災害ボランティア活動の推進を図ります。
防災・減災セミナー	自助・互助を周知啓発し、市民の防災・減災への意識を高めます。
命のバトン設置事業	かかりつけ病院や持病、緊急連絡先などの情報を専用の容器に入れ、主に独居高齢者の万が一の救急時に備えます。
資金貸付事業	低所得者や身体障害者・高齢者世帯に対し、世帯の安定を図るため資金貸付を行います。
多機関協働事業★	複雑・複合的な困難ケースの相談を受け、「支援の総合調整役」を担います。
生活困窮者自立相談支援事業★	安定した生活を送れるまでの支援として、就労支援、家計相談、住まい相談のほか、各種専門機関の紹介や情報提供などを行います。
家計改善支援事業★	家計に関する相談や家計管理に関する助言等を行います。
こどもの学習・生活支援事業★	こどもの学習支援をはじめ、日常的な生活習慣、仲間との出会い活動ができる居場所づくりを行います。
就労準備支援事業★	直ちに就労することが難しい状態にある方に対して、状況に応じたプログラムを作成し、就労に向けた基礎能力形成の支援や就労体験機会の提供を行います。
ひきこもりサポート事業★ (再掲)	ひきこもり状態にある方及び家族に対する支援を行います。 <ul style="list-style-type: none"> ・相談支援事業（ひきこもり窓口の設置） ・居場所づくり ・連携協議会・ネットワークづくり ・当事者会・家族会の開催



事業名	活動内容
居住支援事業 (居住支援法人)	住宅確保要配慮者（高齢者、障害のある人、生活困窮者等）に対して、民間住宅等への入居に係る情報提供、入居に関わる支援、入居後の生活相談や見守りなどの生活支援を行います。
フードドライブ・フードバンクを活用した生活困窮者支援 (食料支援)	【フードドライブ】 食料を必要とする生活困窮者への食料支援、各家庭の食品ロスの削減(SDGs)を目的に、企業等との協働で「常設型フードドライブ」の設置などの取り組みを推進します。 【フードバンク】 生活困窮者に対して、緊急的な食料支援を行います。
成年後見センター★ (再掲)	成年後見制度や日常生活自立支援事業など、権利擁護についての相談や制度のPRを行います。
日常生活自立支援事業	認知症や知的障害などにより、自分で判断するのに不安な方の日常的な金銭管理や福祉サービス利用のお手伝い等を行います。
法人後見事業	家庭裁判所から依頼があった場合、社会福祉協議会が成年後見人等になり、対象の方の金銭管理や福祉サービスの利用のお手伝い等を行います。

★印は、市からの委託事業





1

第5章 その他の関連計画

成年後見制度利用促進基本計画

目的と背景

認知症、知的障害、精神障害などで判断能力が低下している方は、財産管理（不動産や預貯金などの管理、遺産分割協議などの相続手続など）や身上保護（介護・福祉サービスの利用契約や施設入所・入院の契約締結など）に関する法律行為をひとりで行うのが難しい場合があります。よくわからないまま契約を結んでしまい、不利益を被るようなことなどがないように、ご本人の意思を最大限尊重した支援（意思決定支援）を行い、共に考えていくのが成年後見制度です。本市においても、成年後見制度の適切な利用を促進し、判断能力が不十分な方の権利擁護と判断能力が低下しても安心して暮らせる地域社会の実現を目指して、取り組みをすすめます。

取り組み内容

①成年後見センターの周知と相談支援業務の充実

下記の体制により成年後見センターを運営し、相談支援業務の充実を図るとともに、成年後見センターの周知に努めます。

事業	実施体制	委託先	配置人数
成年後見センター	委託	社会福祉協議会	2名以上 (社会福祉士)

②成年後見連携協議会及び定例会の実施

成年後見制度の利用の促進を図るため、成年後見センターの運営や制度の利用促進への取り組み等を検討する成年後見連携協議会、支援内容の検討・受任調整等を行う定例会を実施します。

<成年後見連携協議会>

構成メンバー	回数
弁護士、司法書士、行政書士、社会福祉士、認知症初期集中支援チーム、医療関係者、高齢者福祉・障害者福祉関係者	2回/年



<定例会>

構成メンバー	回数
弁護士、司法書士、行政書士、社会福祉士、関係支援機関	6回/年

③専門職による相談会の実施

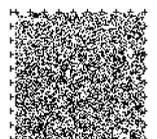
成年後見制度の利用に関することや後見人の業務などについて、専門職による相談会を月1回程度開催します。

④市民後見人等の養成

愛知県主催の市民後見人等養成研修の情報を周知し、受講を促します。講座の修了者に対しては、社会福祉協議会の法人後見支援員・日常生活支援員などとして活躍できる場を提供します。

⑤成年後見制度の周知

広報をはじめ、各種情報提供手段を通じて、成年後見制度を周知し、適切な利用を促します。





2

第5章 その他の関連計画

地方再犯防止推進計画

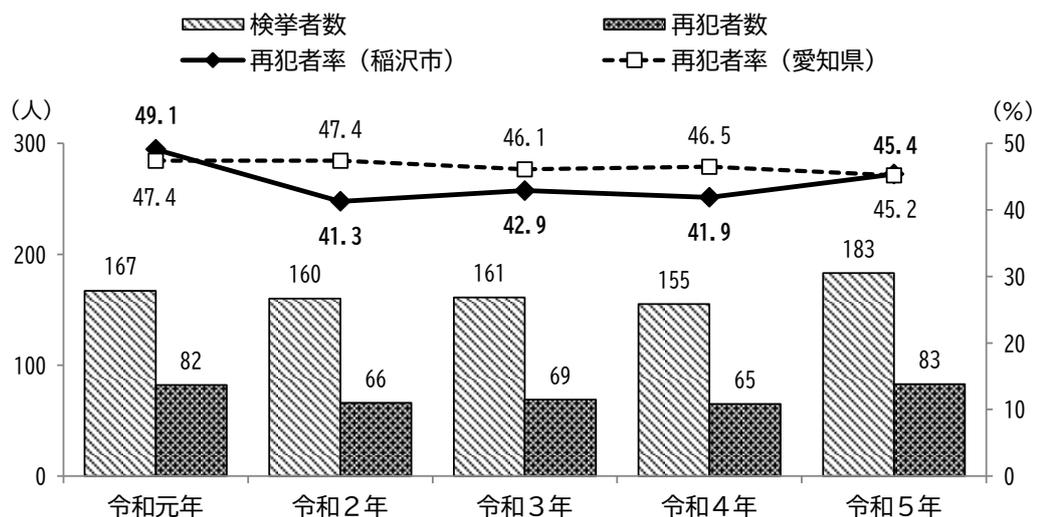
目的と背景

わが国の刑法犯の認知件数は、平成 15 年以降は減少傾向にあり、世界でも有数の治安の良い国であるといえます。しかしながら、刑法犯により検挙された再犯者数は減少傾向にあるものの、検挙人員に占める再犯者の割合（再犯者率）は上昇傾向にあります。

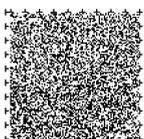
こうした状況を踏まえ、国は令和 5 年 3 月に「第二次再犯防止推進計画」を策定し、犯罪をした人が孤立することなく円滑に地域社会に復帰することができるよう支援する取り組みの充実を図っています。

本市においても、国・県の動きを踏まえ、関係機関と連携して再犯防止への取り組みを進めていく必要があります。犯罪をした人が社会から取り残されることなく円滑に社会復帰し、地域社会の一員として活躍できる「地域共生社会の実現」に取り組み、市民が安心して暮らせる地域社会の実現をめざします。

図表 検挙者中の再犯者数及び再犯者率



資料：愛知県警察本部刑事総務課
 ※稲沢市は稲沢警察署の管轄の数値



取り組み内容

①就労や住まいの確保に向けた各種制度の運用

- ・ 住居が確保されないまま刑期を終え、出所した人の再犯率の高さを踏まえ、対象となる人を生活困窮者自立支援制度に基づく各制度や生活保護制度の利用につなげます。
- ・ 出所者の安定した就労の確保に向けて、生活困窮者自立支援制度における就労準備支援事業、生活保護受給者等就労自立促進事業等の制度利用に適切につなげます。
- ・ 住居の確保のため、自立相談支援機関における住まい相談や重層的支援体制整備事業における参加支援事業（居住支援）等の制度に適切につなげます。

②社会を明るくする運動

- ・ あらゆる犯罪や非行の防止、罪を犯した人の更生活動への理解促進のため、保護司会等の地域団体と協力して「社会を明るくする運動」を開催し、市民への啓発活動を行います。
- ・ 保護司会、更生保護女性会などの更生保護活動を行う民間ボランティア等について、各種地域活動を通じて地域に周知・啓発します。

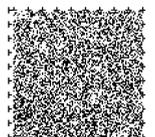
③保護司会の活動支援

犯罪や非行をした人がスムーズに社会復帰を果たすことができるよう、刑事施設や少年院から出所した後の住居や就業先などの調整、地域の方々に対して更生についての理解と協力を求める啓発や地域の関係づくりなどを行う保護司の活動の周知や補助金の支給を通して、関係者の活動を支援します。

また、保護司会と連携し、保護司の定員確保やサポートセンターを含めた面接場所の確保に努め、複合的な課題を抱えた世帯の対象者については、重層的支援体制整備事業における多機関連携の取り組みにより、対象者の自立更生に係わる保護司活動を支援します。

④更生保護女性会の活動支援

こどもフェスティバルをはじめとした市内行事での犯罪予防啓発活動や更生保護法人中協園での給食提供などを通じて、青少年の健全な育成を助け、犯罪をした人や非行のある少年の改善更生に協力する更生保護女性会の活動の周知や補助金の支給を通して、関係者の活動を支援します。





3

第5章 その他の関連計画

重層的支援体制整備事業実施計画

目的と背景

社会的孤立などの生きる上での困難さをはじめ、既存の制度の対象となりにくい福祉ニーズを抱えるケースや、80代の親の介護と50代の子のひきこもりなどに関するいわゆる「8050問題」やダブルケアなど個人・世帯が複数の生活上の課題を抱えているケース、様々な課題が複合的に存在するケースなど、人々をとりまく福祉ニーズは多様化・複雑化してきています。こうした状況に対しては、高齢、障害、こども、生活困窮といったこれまでの制度の枠組みでは十分に支援できない場合があり、複合的な支援ニーズへの対応力の向上が求められるようになってきました。こうした状況を踏まえた制度が、重層的支援体制整備事業です。

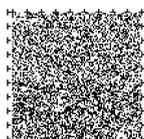
本市においても、地域住民の多様な課題に寄り添う社会づくりを進めることを通じて、「地域共生社会」の実現をめざします。

取り組み内容

①相談支援機関、地域づくりに向けた支援事業の拠点等の設置

<包括的相談支援事業> 設置形態：基本型（既存の体制を利用）令和6年4月1日時点

事業	実施機関	設置箇所数	運営形態
地域包括支援センターの運営	地域包括支援センター	7箇所	委託
障害者相談支援事業	障害者基幹相談支援センター	1箇所	委託
利用者支援事業	子育て支援課 保育課 健康推進課	13箇所 2箇所	直営 委託
生活困窮者自立支援事業	福祉総合相談窓口 (自立相談支援機関)	1箇所	委託



<地域づくり事業>

事業	実施機関	設置箇所数	運営形態
地域介護予防活動支援事業	高齢者ふれあいサロン	40 箇所	認定
生活支援体制整備事業	社会福祉協議会	1 箇所	委託
地域活動支援センター事業	地域活動支援センター	1 箇所	指定
地域子育て支援拠点事業	子育て支援課	3 箇所 2 箇所	直営 委託
生活困窮者支援等のための地域づくり事業	社会福祉協議会	1 箇所	委託

②参加支援事業、多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

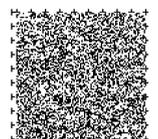
事業	実施体制	委託先	配置人員
参加支援事業	委託	社会福祉協議会	1 名以上 (相談支援員)
多機関協働事業	委託	社会福祉協議会	2 名以上 (相談支援包括化推進員)
アウトリーチ支援等を通じた継続的支援事業	委託	社会福祉協議会	1 名以上 (相談支援員)

<参加支援事業> (生活困窮者支援等のための地域づくり事業含む)

取組	活動内容
居住支援	住宅確保要配慮者等に対し、不動産業者等とのマッチングできる仕組みを構築し、居住支援の充実に取組みます。
互助のマッチング (パイフオワード)	制度の狭間に落ち込み、社会的孤立に陥っている地域住民と、地域貢献をしたい人や法人・企業をマッチングできる仕組みを構築します。

<多機関協働事業>

取組	活動内容
複合・複雑課題解決のためのコーディネート	市役所関係各課と社会福祉協議会の専門職が連携して課題解決するためのコーディネートを行い、多角的な視点から支援方針を検討する会議を実施します。(重層的支援会議、福祉総合相談対策支援チーム会議など)

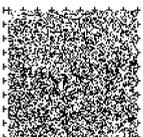


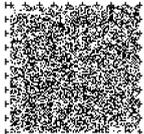
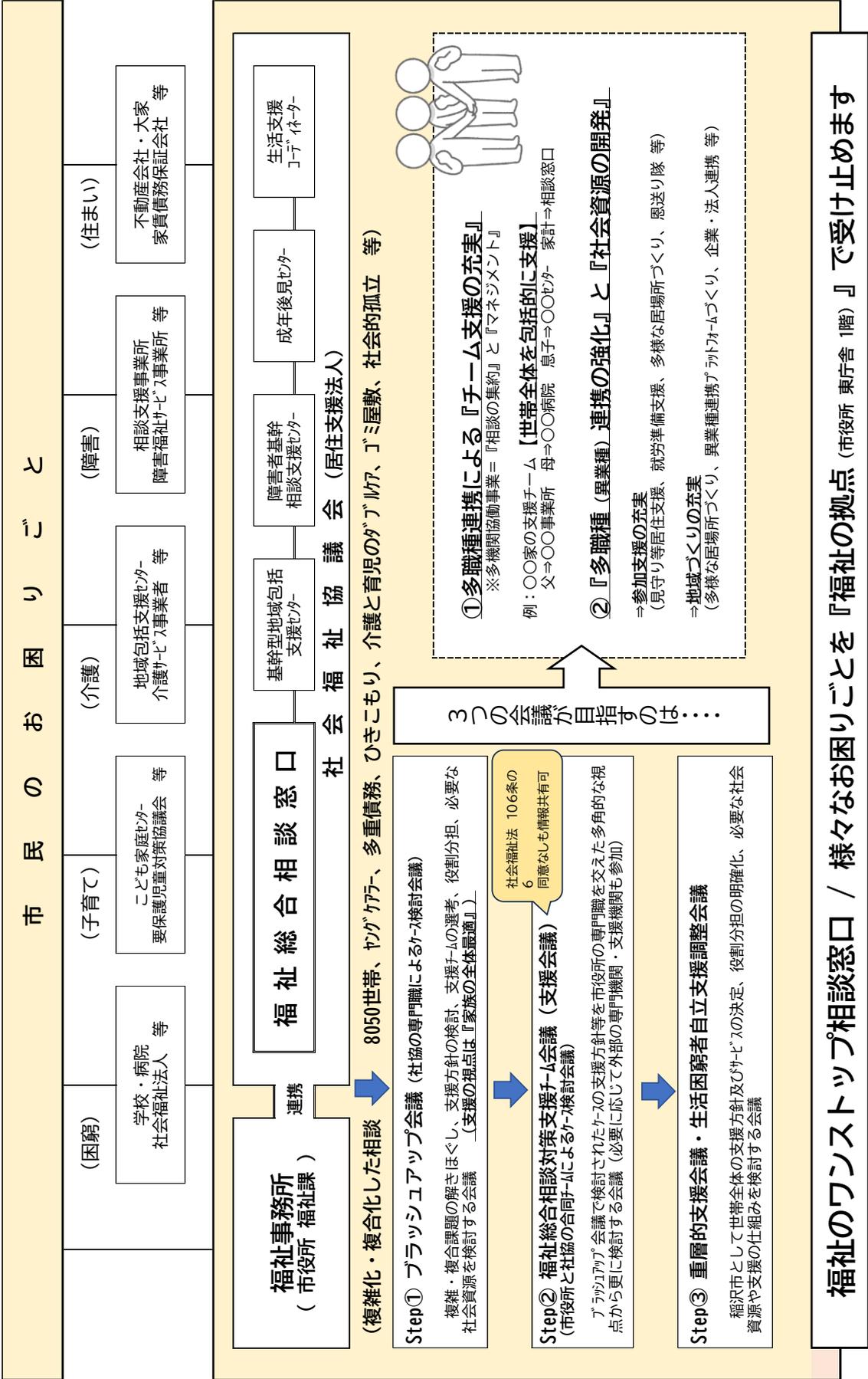
<アウトリーチ等を通じた継続的支援事業>

取組	活動内容
アウトリーチ (訪問型・発見型)	潜在的なニーズを抱える対象者と信頼関係に基づきつながりを形成するため、対象者に対して時間をかけた丁寧な働きかけを行い、関係性を構築する体制を整備します。

③支援関係機関間の連携方法と重層的支援会議の実施方法

重層的支援会議に諮る前段階として、①ブラッシュアップ会議（社会福祉協議会の専門職によるケース検討）、②福祉総合相談対策支援チーム会議（市各課の職員と社協専門職によるケース検討）で検討します。その後、重層的支援会議において、世帯全体の支援方針、サービス決定、役割分担の明確化、必要な社会資源や支援の仕組みの決定・検討等を行います。







1

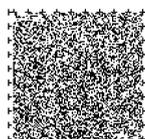
第6章 計画の推進

計画の目標指標

本計画の取り組みの成果を評価する目標指標を、以下のとおり設定します。

基本目標	目標指標	基準値 (令和6)	方向性	目標値 (令和11)
1 “わたし” にできることからはじめる地域福祉の推進	ボランティア活動に参加したことがある人の割合	46.7%	↑	55.0%以上
2 地域のみんなで取り組む地域福祉の推進	地域の課題について話し合う機会があり、参加している人の割合	12.1%	↑	20.0%以上
3 市の総合的な施策による地域福祉の推進	市の福祉事業・活動全般に満足している人の割合	23.0%	↑	30.0%以上

注) 基準値は、第5次計画策定時の現状値（市民アンケート調査による）





2

第6章 計画の推進

計画の推進体制

本計画を推進するため、以下のような体制の整備を行います。

①計画の進捗状況の確認

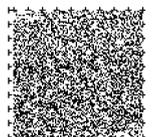
施策の進捗状況を定期的に確認し、計画を推進します。

②市民との協働による地域福祉の推進

基本目標ごとに記載した「地域福祉の取り組み」を、市民、地域、社会福祉協議会及び市の行動指針とし、様々な地域福祉活動を推進します。
市民の意見を聞き、施策に反映する取り組みを行います。

③情報提供による市民参加の促進

施策・計画の浸透状況や各地区の取り組み状況など地域福祉推進に関わる情報提供を行い、多くの市民が参加できる体制づくりに努めます。



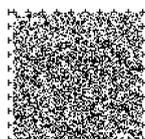


1

資料編

計画の策定経緯

開催日	会議等	内容
令和6年 8月6日	意見交換会	・地域福祉課題の解決策について
8月9日 ～8月29日	アンケート調査	・市内在住の中学生以上の男女 2,800人を対象に実施
9月27日	プロジェクトチーム会議 (第1回)	・地域福祉計画の策定について ・アンケート調査結果の中間報告 について ・意見交換会の結果について ・地域福祉に係る実施事業の確認 について
10月8日	策定委員会(第1回)	・地域福祉計画の策定について ・意見交換会の結果について ・アンケート調査結果の中間報告 について
11月15日	プロジェクトチーム会議 (第2回)	・アンケート調査結果について ・地域福祉計画案について
11月26日	策定委員会(第2回)	・アンケート調査結果について ・地域福祉計画案について
12月9日 ～令和7年 1月8日	パブリックコメント	・計画案の公表と市民意見の募集
2月4日	策定委員会(第3回)	・パブリックコメントの実施結果 について ・地域福祉計画案について





2

資料編

稲沢市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、稲沢市地域福祉計画策定委員会の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条第1項に規定する地域福祉計画(以下「計画」という。)を策定するため、稲沢市地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次の事項について検討する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 委員会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 福祉関係団体及び事業者の代表者
- (2) 地域市民活動団体の代表者
- (3) 保健医療関係団体の代表者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 学識経験を有するもの
- (6) その他市長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、計画の策定が完了するまでとする。

(委員長等)

第6条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、市民福祉部福祉課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

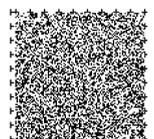
この要綱は、平成16年5月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。





3

資料編

稲沢市社会福祉協議会地域福祉活動計画 策定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、稲沢市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 稲沢市地域福祉計画及び稲沢市社会福祉協議会地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）を一体的に策定するため、稲沢市地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次の事項について検討する。

- (1) 活動計画の策定に関すること。
- (2) その他計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 委員会は、稲沢市地域福祉計画策定委員会委員をもって構成し、稲沢市社会福祉協議会長（以下「社協会長」という。）が委嘱する。

(任期)

第5条 委員の任期は、活動計画の策定が完了までとする。

(部会の設置)

第6条 委員会には必要に応じて作業部会を設置することができる。

2 作業部会については、別に定める。

(関係者の出席)

第7条 委員会は、必要と認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

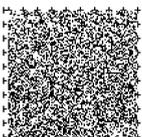
第8条 委員会の事務局は、稲沢市社会福祉協議会内に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、社協会長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和元年9月1日から施行する。



4

資料編

稲沢市地域福祉計画策定委員会・稲沢市
地域福祉活動計画策定委員会委員名簿

氏名	所属	備考
柁宜 佐統美	愛知文教女子短期大学 教授	委員長
笠原 純一	一般社団法人 稲沢市医師会 会長	副委員長
澤田 等	稲沢市民生委員児童委員協議会 会長	委員
家田 尚彦	稲沢市老人クラブ連合会 会長	委員
小田 眞理子	稲沢市みらい子育てネット 会長	委員
横井 聡美	稲沢市障害者福祉団体連合会 事務局長	委員
深見 早恵	稲沢市成年後見連携協議会 委員長	委員
山田 芳樹	稲沢市まちづくり連絡協議会 会長	委員
佐久間 春生	稲沢市ボランティア・市民活動連絡会 会長	委員
牧野 賢之	名古屋保護観察所 統括保護観察官	委員

(順不同、敬称略)



5

資料編

稲沢市地域福祉計画策定プロジェクト チーム設置要綱



(趣旨)

第1条 この要綱は、稲沢市地域福祉計画策定プロジェクトチームの設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条第1項に規定する地域福祉計画（以下「計画」という。）の素案を策定するため、稲沢市地域福祉計画策定プロジェクトチーム（以下「プロジェクト」という。）を設置する。

(所掌事務)

第3条 プロジェクトは、次の事項について調査研究し、計画の素案を策定する。

- (1) 地域福祉の現状の把握に関すること。
- (2) 地域福祉の課題及び問題点の抽出に関すること。
- (3) 地域福祉の今後の施策及び目標に関すること。
- (4) その他計画策定に関すること。

(組織及び任期)

第4条 プロジェクトは、別表に掲げるメンバーで組織する。

2 メンバーの任期は、計画の策定が完了するまでとする。

(座長及び副座長)

第5条 プロジェクトに、座長及び副座長を置く。

2 座長は、市民福祉部長をもって充て、副座長は、市民福祉部福祉課長をもって充てる。

3 座長は、会務を総理し、プロジェクトを代表する。

4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 プロジェクトの会議は、座長が招集し、座長が議長となる。

2 プロジェクトの会議は、メンバーの半数以上の出席がなければ開くことができない。

(関係者の出席)

第7条 プロジェクトは、必要に応じ、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 プロジェクトの庶務は、市民福祉部福祉課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、プロジェクトの運営に関し必要な事項は、座長がプロジェクトに諮って定める。

付 則

この要綱は、平成15年10月28日から施行する。

付 則

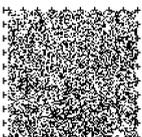
この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年8月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。



付 則
この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則
この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

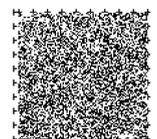
付 則
この要綱は、令和元年9月1日から施行する。

付 則
この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

付 則
この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

稲沢市総合政策部	秘書政策課の主査以上の者
// 市民福祉部	部長
	福祉課長
	高齢介護課の主査以上の者
	地域協働課の主査以上の者
// 子ども健康部	子育て支援課の主査以上の者
	保育課の主査以上の者
	健康推進課の主査以上の者
// 建設部	防災安全課の主査以上の者
// 教育委員会	学校教育課の指導主事
稲沢市社会福祉協議会	地域福祉課の職員



6

資料編

地域福祉についてのアンケート調査結果



調査の概要

調査の目的

この調査は、稲沢市民の福祉についての考え方や地域活動への参加状況などの実態を把握し、「稲沢市地域福祉計画・地域福祉活動計画」の策定の基礎資料を得ることを目的として実施しました。

調査の設計

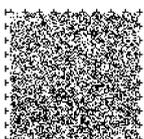
調査対象者	稲沢市に居住する中学生以上の男女
調査票配布数	2,800人
調査期間	令和6年8月9日～令和6年8月29日
調査方法	郵送配布、郵送回収・Web回答

回収結果

配布数	回収数	有効回収数	有効回収率
2,800	1,192 (うち Web251)	1,192 (うち Web251)	42.6%

調査結果の見方

- ・グラフ・表中の「n」はアンケートの有効回答数を示しています。
- ・比率はすべて百分率(%)で表し、小数点以下第2位を四捨五入して算出しています。従って、合計が100.0%にならない場合があります。
- ・複数回答の場合、回答の合計比率が100.0%を超える場合があります。
- ・本文中で、回答率等の割合(%)については「高い」「低い」、件数等の実数については「多い」「少ない」の表現を用いています。
- ・グラフ・表として示したもののうち、回答数が0の場合は表示を省略しています。また、選択肢等の文字数が長い場合に表記を簡略化してある場合があります。
- ・調査結果の中で、前回の調査結果との比較を盛り込んでいる設問があります。前回調査の設計は、調査時期(令和元年8月)と調査方法(Web回答可)を除いて同じであり、有効回収数は1,252件(回収率44.7%)となっています。

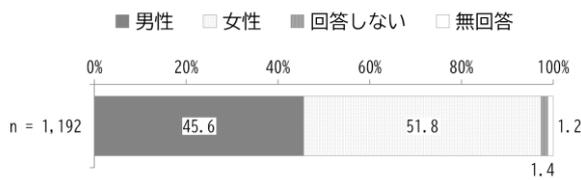


調査結果

1 回答者の属性

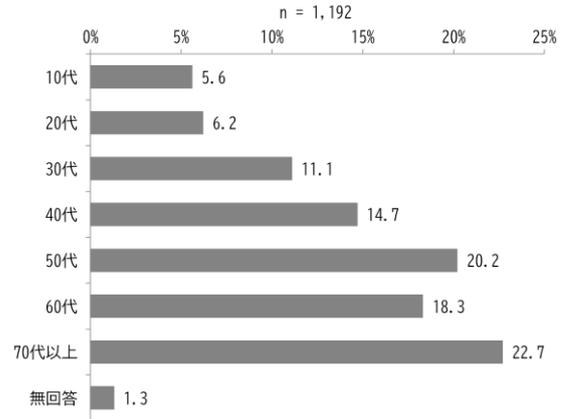
1-1 性別

- 調査回答者の性別は、「女性」が51.8%、「男性」が45.6%となっています。



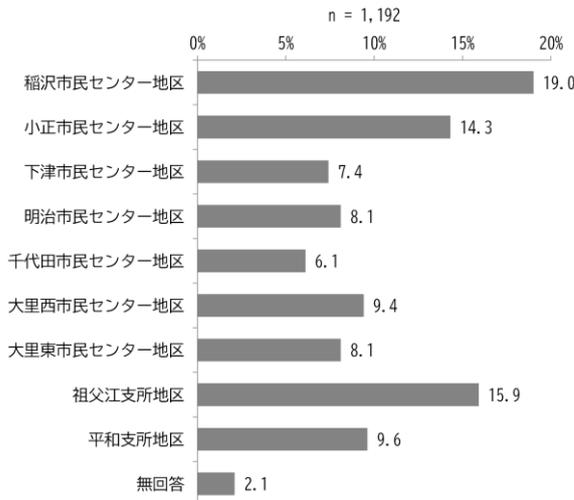
1-2 年齢

- 「70代以上」が22.7%で最も高く、次いで「50代」が20.2%となっています。



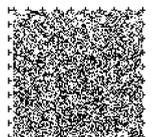
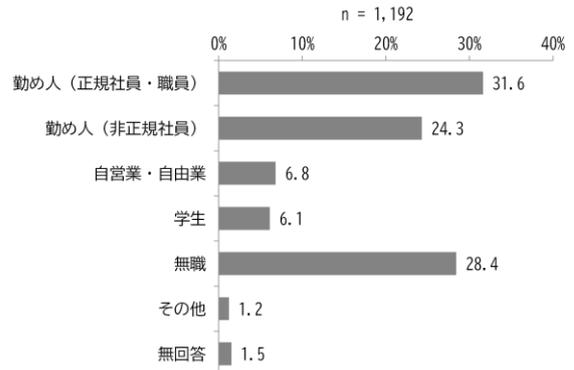
1-3 居住地区

- 「稲沢市民センター地区」が19.0%で最も高く、次いで「祖父江支所地区」が15.9%、「小正市民センター地区」が14.3%となっています。



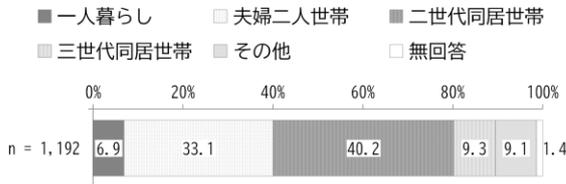
1-4 職業

- 「勤め人（正規社員・職員）」が31.6%で最も高く、次いで「無職」が28.4%、「勤め人（非正規社員）」が24.3%となっています。



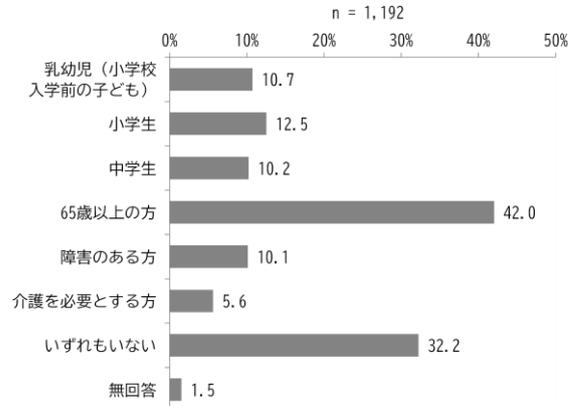
1-5 家族構成

- 「二世代同居世帯」が40.2%で最も高く、次いで「夫婦二世帯」が33.1%となっています。



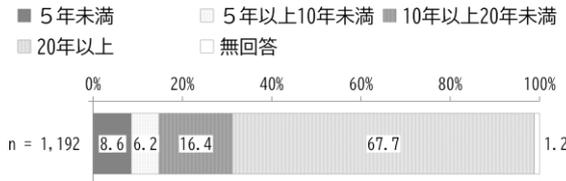
1-6 同居家族の状況

- 「65歳以上の方」が42.0%で最も高く、「乳幼児」「小学生」「中学生」「障害のある方」はいずれも1割前後となっています。



1-7 居住年数

- 「20年以上」が67.7%で最も高く、次いで「10年以上20年未満」が16.4%となっています。



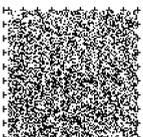
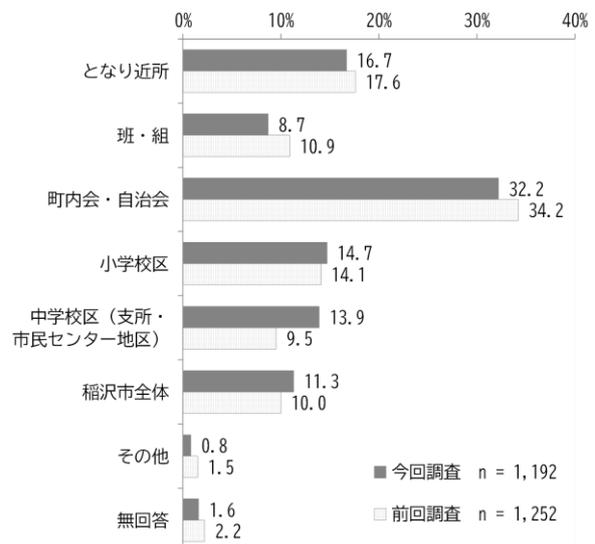
2 「地域」との関わりについて

2-1 身近に感じる「地域」の範囲

問2 あなたにとって身近に感じる「地域」とは、どこまでの範囲だと思いますか。

(1つだけ)

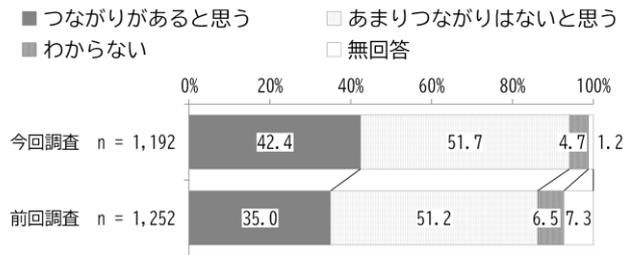
- 「町内会・自治会」が32.2%で最も高く、次いで「となり近所」が16.7%、「小学校区」が14.7%、「中学校区(支所・市民センター地区)」が13.9%となっています。
- 前回調査と比べると、「中学校区」(前回9.5%→今回13.9%)が4.4ポイント増加し、前回第6位から今回第4位へと順位を上げています。



2-2 地域とのつながりの有無

問3 あなた自身は、地域とのつながりがあると思いますか。(1つだけ)

- 「あまりつながりはないと思う」が 51.7%、「つながりがあると思う」が 42.4%となっています。
- 前回調査と比べると、「つながりがあると思う」(35.0%→42.4%)は 7.4 ポイント増加しています。

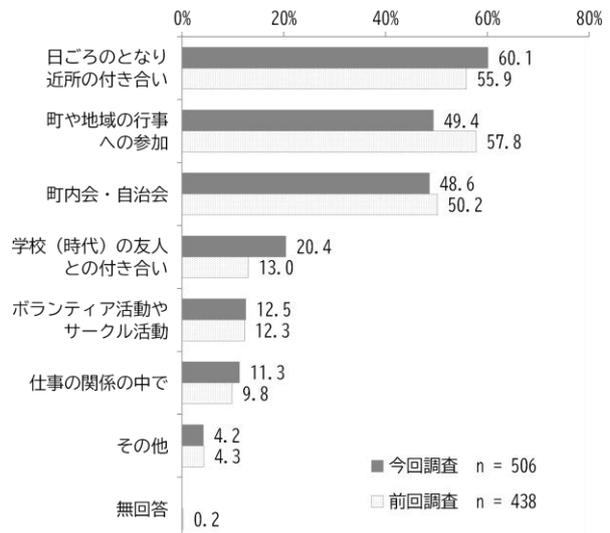


2-3 地域とのつながりがあると思うところ

【問3で「つながりがあると思う」と答えた方にお聞きします。】

問3-1 どのようなところでつながりがあると思いますか。(いくつでも)

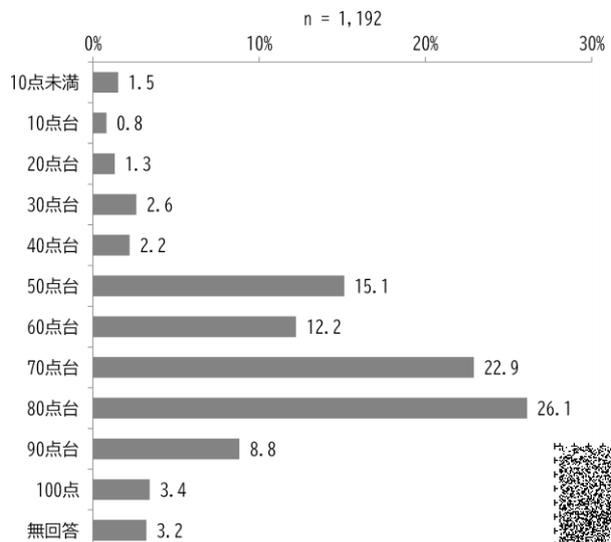
- 「日ごろのとなり近所の付き合い」が 60.1%で最も高く、次いで「町や地域の行事への参加」が 49.4%、「町内会・自治会」が 48.6%となっています。
- 前回調査と比べると、「町や地域の行事への参加」(57.8%→49.4%)が 8.4 ポイント減少し、第1位から第2位へと順位を下げています。



2-4 地域の住みやすさ

問4 あなたの地域の住みやすさを 100 点満点で評価すると、何点ですか。

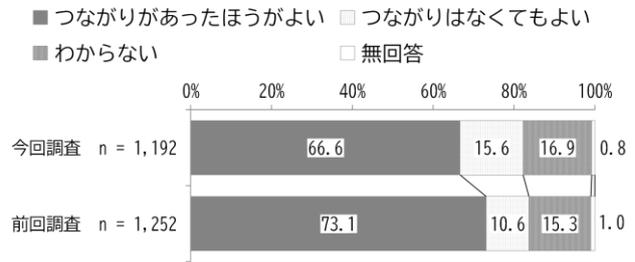
- 「80 点台」が 26.1%で最も高く、次いで「70 点台」が 22.9%、「50 点台」が 15.1%となっています。全体の平均点は、67.9 点となっています。



2-5 地域とのつながりについての考え方

問5 あなたは、地域とのつながりがあったほうがよいと思いますか。(1つだけ)

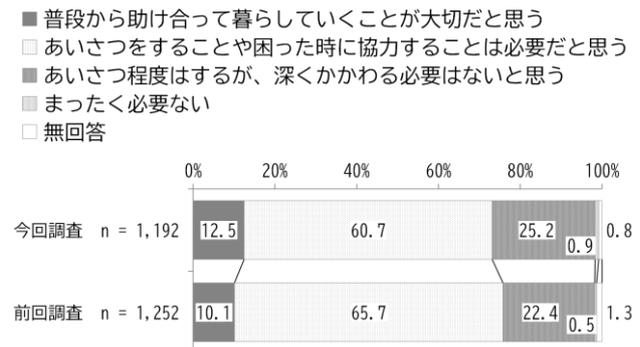
- 「つながりがあったほうがよい」が 66.6%、「つながりはなくてもよい」が 15.6%、「わからない」が 16.9%となっています。
- 前回調査と比べると、「つながりがあったほうがよい」(73.1%→66.6%)は 6.5 ポイント減少しています。



2-6 近所付き合いに対する考え方

問6 あなたのご近所とのお付き合いに対する考え方は、次のどれに近いですか。(1つだけ)

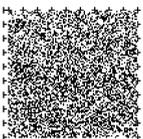
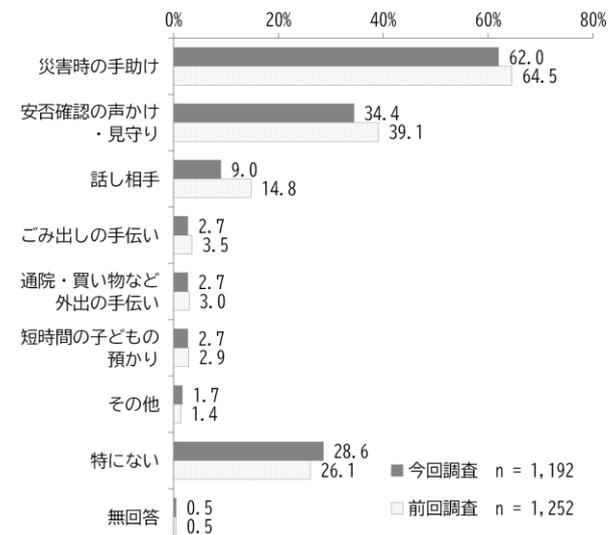
- 「あいさつをすることや困った時に協力することは必要だと思う」が 60.7%で最も高く、次いで「あいさつ程度はするが、深くかかわる必要はないと思う」が 25.2%となっています。
- 前回調査と比べると、大きな変化はみられませんでした。



2-7 近所付き合いの中で「手助けをして欲しい」と思うこと

問7 ご近所とのお付き合いの中で、あなたやあなたの家族が「手助けをして欲しい」と思うことはありますか。(いくつでも)

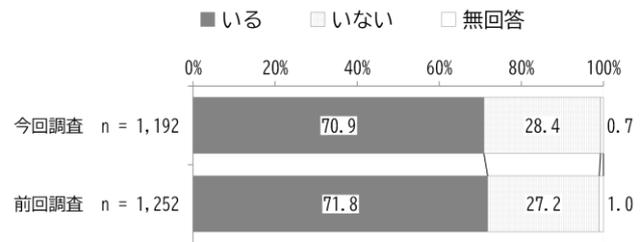
- 「災害時の手助け」が 62.0%で最も高く、次いで「安否確認の声かけ・見守り」が 34.4%、「特にない」が 28.6%となっています。
- 前回調査と比べると、「話し相手」(14.8%→9.0%)が 5.8 ポイント減少しています。



2-8 災害時に避難する際、手助けをお願いできる人の有無

問8 あなたは、地震や台風などの災害時に避難する際、手助けをお願いできる人（家族、近所の人など）がいますか。（1つだけ）

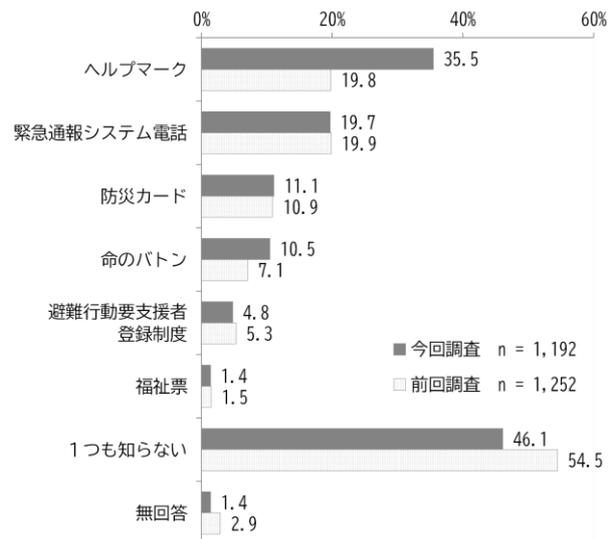
- 「いる」が70.9%、「いない」が28.4%となっています。
- 前回調査と比べると、大きな変化はみられませんでした。



2-9 防災や緊急時の対応に関する取組等の認知

問9 防災や緊急時の対応に関する以下の取組等について、知っているものをあげてください。（いくつでも）

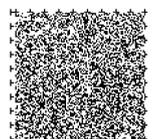
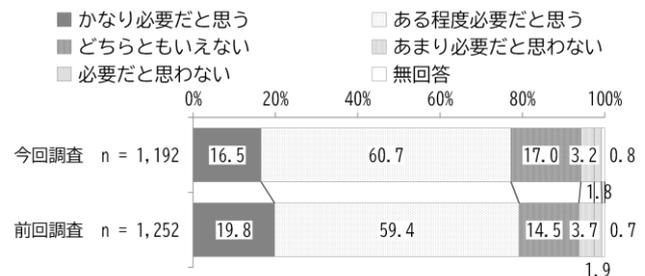
- 「1つも知らない」が46.1%で最も高く、次いで「ヘルプマーク」が35.5%、「緊急通報システム電話」が19.7%となっています。
- 前回調査と比べると、「ヘルプマーク」(19.8%→35.5%)が15.7ポイント増加しています。また、「1つも知らない」(54.5%→46.1%)が8.4ポイント減少しています。



2-10 大規模災害等に備えて地域で個人情報共有することについての考え方

問10 大規模災害等の備えとして、避難行動要支援者登録制度等のように、地域で個人情報を共有することについて、どう思いますか。（1つだけ）

- 「ある程度必要だと思う」が60.7%で最も高く、これに「かなり必要だと思う」を合わせた『必要だと思う』は計77.2%となっています。一方、『必要だと思わない』（「必要だと思わない」「あまり必要だと思わない」の計）は5.0%となっています。
- 前回調査と比べると、「かなり必要だと思う」(19.8%→16.5%)が3.3ポイント減少しています。

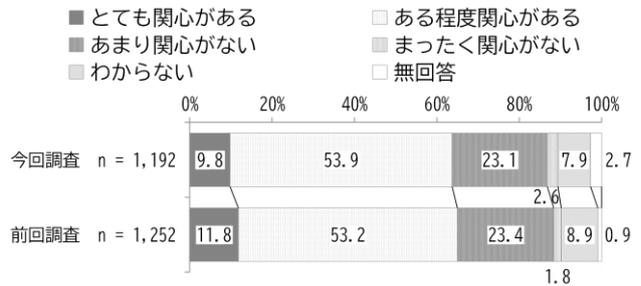


3 福祉への関心について

3-1 福祉についての関心度

問11 あなたは、福祉について関心がありますか。(1つだけ)

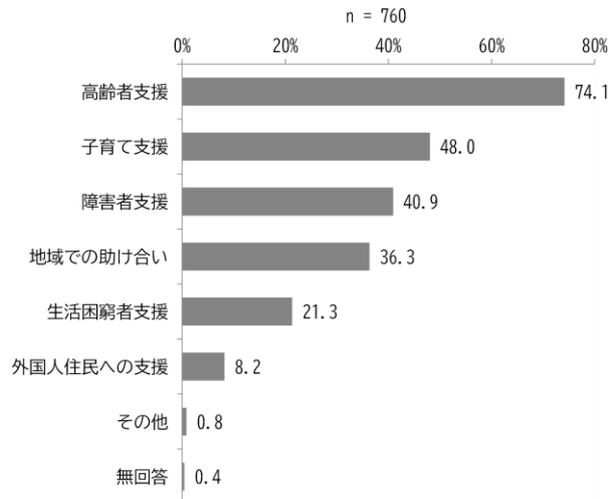
- 「ある程度関心がある」が 53.9% で最も高く、これに「とても関心がある」を合わせた『関心がある』は計 63.7%となっています。一方、『関心がない』(「まったく関心がない」「あまり関心がない」の計)は 25.7%となっています。
- 前回調査と比べると、大きな変化はみられませんでした。



3-2 関心のある福祉分野

【問11で「とても関心がある」「ある程度関心がある」と答えた方にお聞きします。】
問11-1 福祉のどのような分野に関心がありますか。(いくつでも)

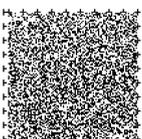
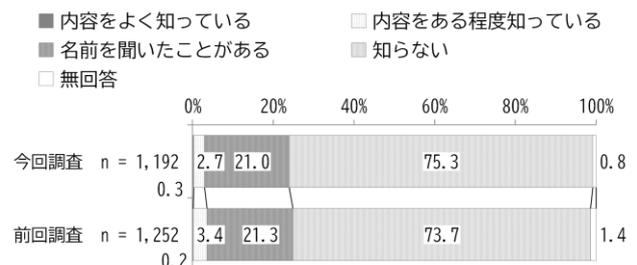
- 「高齢者支援」が 74.1%で最も高く、次いで「子育て支援」が 48.0%、「障害者支援」が 40.9%、「地域での助け合い」が 36.3%となっています。



3-3 「稲沢市地域福祉計画」の認知度

問12 あなたは、「稲沢市地域福祉計画」を知っていますか。(1つだけ)

- 「知らない」が 75.3%で最も高く、『知っている』(「内容をよく知っている」「内容をある程度知っている」「名前を聞いたことがある」の計)は合計 24.0%となっています。
- 前回調査と比べると、大きな変化はみられませんでした。

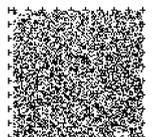
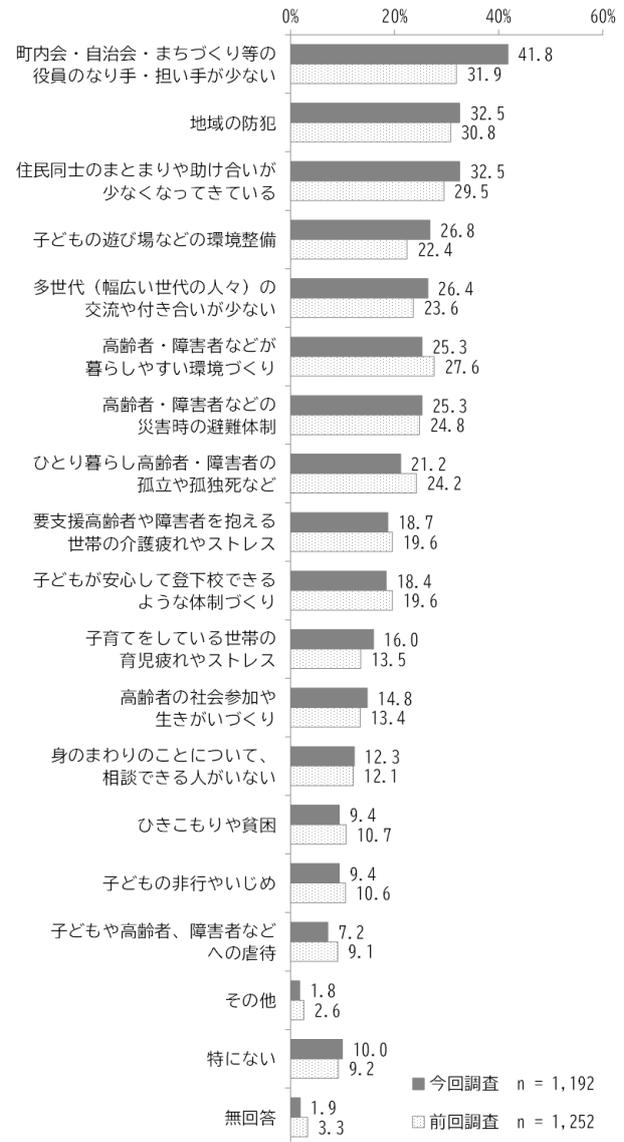


4 地域の福祉課題について

4-1 地域の福祉課題や問題点

問13 あなたの住んでいる地域で、福祉に関し、どのような課題や問題があると思いますか。(いくつでも)

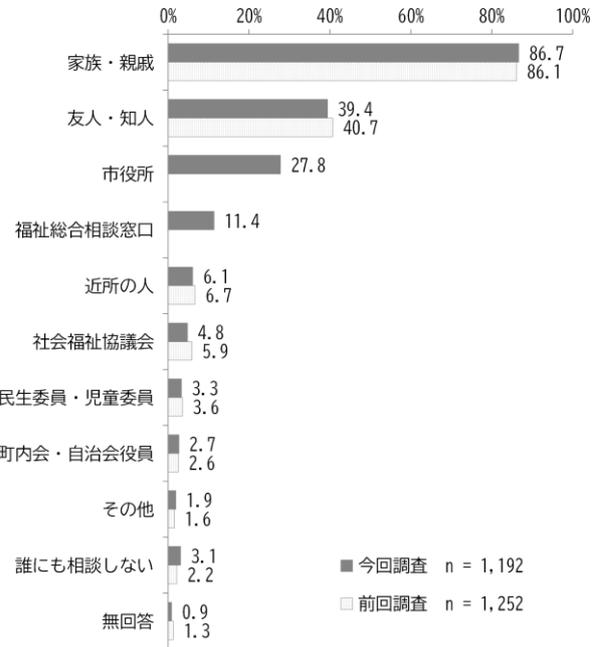
- 「町内会・自治会・まちづくり等の役員のなり手・担い手が少ない」が41.8%で最も高く、次いで「地域の防犯」、「住民同士のまとまりや助け合いが少なくなっている」がともに32.5%となっています。
- 前回調査と比べると、「子どもの遊び場などの環境整備」(22.4% → 26.8%) が第8位から第4位へと順位を上げています。



4-2 生活上の困りごとの相談相手

問14 もし、あなたが生活上の困りごとを抱えたとき、誰（どこ）に相談しますか。
(いくつでも)

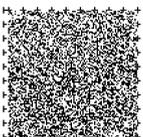
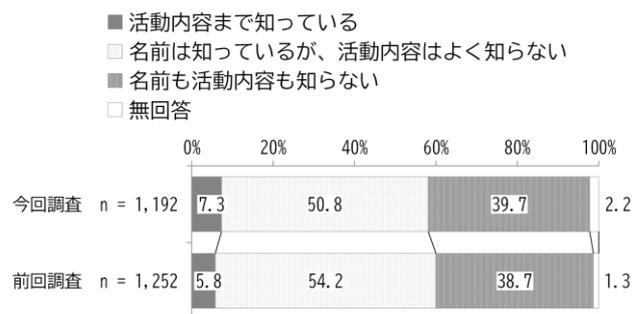
- 「家族・親戚」が 86.7%で最も高く、次いで「友人・知人」が 39.4%、「市役所」が 27.8%、「福祉総合相談窓口」が 11.4%となっています。
- 前回調査と比べると、大きな変化はみられませんでした。



4-3 「稲沢市社会福祉協議会」の認知度

問15 稲沢市には、地域福祉の向上のために、地域で手助けが必要な人の相談にのったり、社会福祉への住民参加を促したり、さまざまな活動を行う「稲沢市社会福祉協議会」があります。あなたは、この組織を知っていますか。(1つだけ)

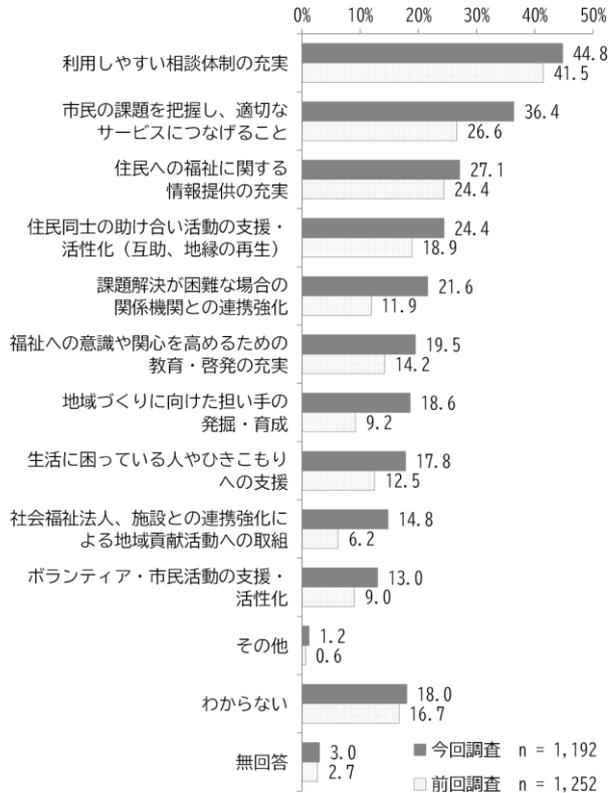
- 「名前は知っているが、活動内容はよく知らない」が 50.8%で最も高く、これに「活動内容まで知っている」を合わせた『知っている』は計 58.1%となっています。一方、「名前も活動内容も知らない」は 39.7%となっています。
- 前回調査と比べると、大きな変化はみられませんでした。



4-4 社会福祉協議会に期待する役割

問16 あなたは、社会福祉協議会に期待する役割は何だと思いますか。(いくつでも)

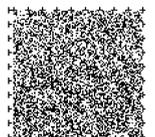
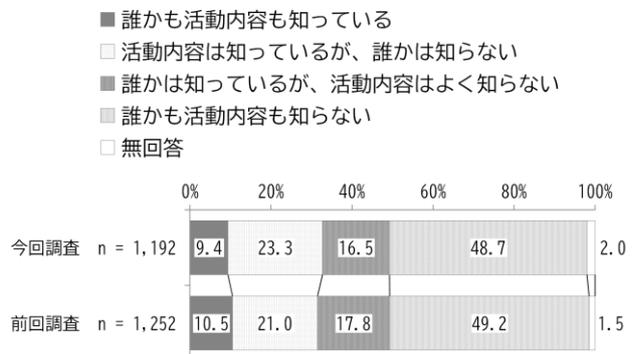
- 「利用しやすい相談体制の充実」が44.8%で最も高く、次いで「市民の課題を把握し、適切なサービスにつなげること」が36.4%、「住民への福祉に関する情報提供の充実」が27.1%、「住民同士の助け合い活動の支援・活性化（互助、地縁の再生）」が24.4%となっています。
- 前回調査と比べると、「市民の課題を把握し、適切なサービスにつなげること」(26.6%→36.4%)、「課題解決が困難な場合の関係機関との連携強化」(11.9%→21.6%)、「地域づくりに向けた担い手の発掘・育成」(9.2%→18.6%)がいずれも約10ポイント増加しています。



4-5 地域の民生委員・児童委員の認知度

問17 民生委員・児童委員は、社会福祉の精神をもって、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会をめざして、さまざまな活動を行っています。あなたは、お住まいの地域の民生委員・児童委員を知っていますか。(1つだけ)

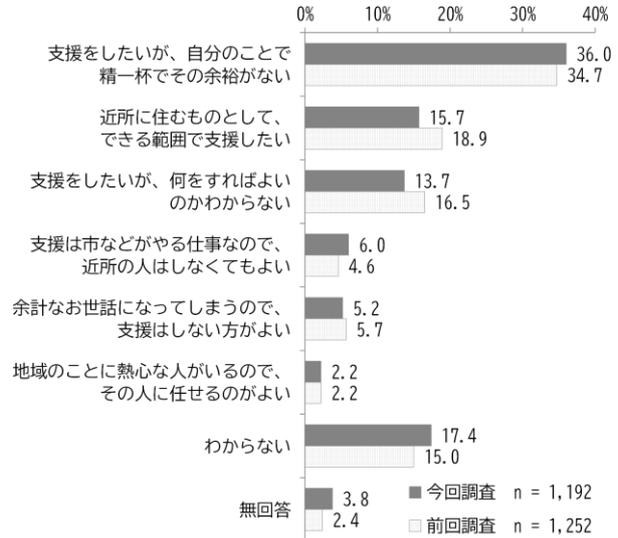
- 「誰かも活動内容も知らない」が48.7%で最も高く、『知っている』(「誰かも活動内容も知っている」「活動内容は知っているが、誰かは知らない」「誰かは知っているが、活動内容はよく知らない」の計)は49.2%となっています。
- 前回調査と比べると、大きな変化はみられませんでした。



4-6 地域の要支援者への支援についての考え

問18 あなたの住んでいる地域で、何らかの支援を必要としている方（一人暮らしの高齢者、介護を必要としている方、子育て中の家族など）への支援について、あなたの考えに最も近いものはどれですか。（1つだけ）

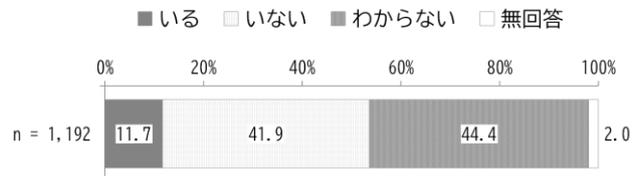
- 「支援をしたいが、自分のことで精一杯でその余裕がない」が36.0%で最も高く、次いで「わからない」が17.4%、「近所に住むものとして、できる範囲で支援したい」が15.7%、「支援をしたいが、何をすればよいかわからない」が13.7%となっています。
- 前回調査と比べると、「近所に住むものとして、できる範囲で支援したい」（18.9%→15.7%）が3.2ポイント減少しています。



4-7 周囲で「ひきこもり状態」だと思われる人の有無

問19 あなたを含め、あなたの周り（隣近所・友人等）に「ひきこもり状態」だと思われる方はいますか。（1つだけ）

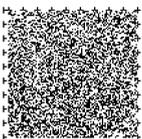
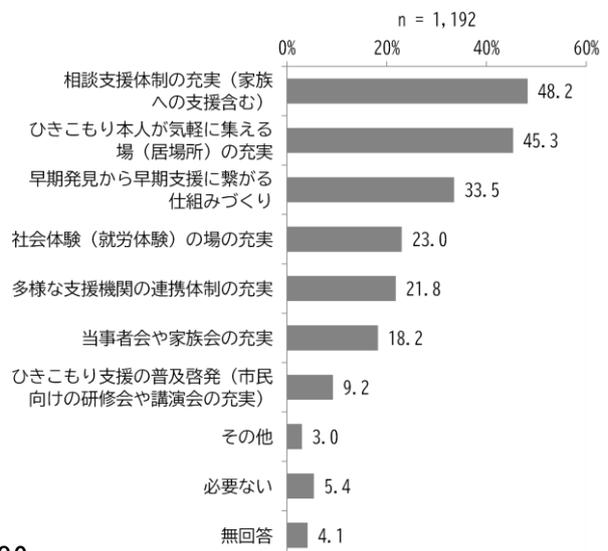
- 「わからない」が44.4%で最も高く、次いで「いない」が41.9%、「いる」が11.7%となっています。



4-8 「ひきこもり状態」の人に対して望まれる支援策

問20 「ひきこもり状態」の方に対し、どのような支援策があると良いと思いますか。（いくつでも）

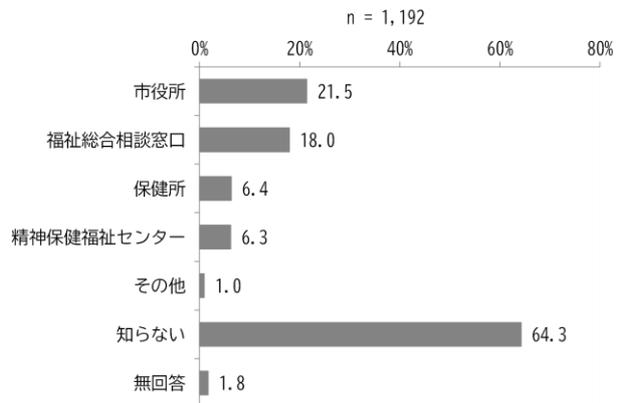
- 「相談支援体制の充実（家族への支援含む）」が48.2%で最も高く、次いで「ひきこもり本人が気軽に集える場（居場所）の充実」が45.3%、「早期発見から早期支援に繋がる仕組みづくり」が33.5%となっています。



4-9 「ひきこもり状態」についての相談先の認知

問21 「ひきこもり状態」について相談できる場所を知っていますか。(いくつでも)

- 「知らない」が 64.3%で最も高く、次いで「市役所」が 21.5%、「福祉総合相談窓口」が 18.0%となっています。



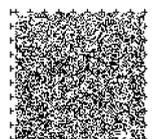
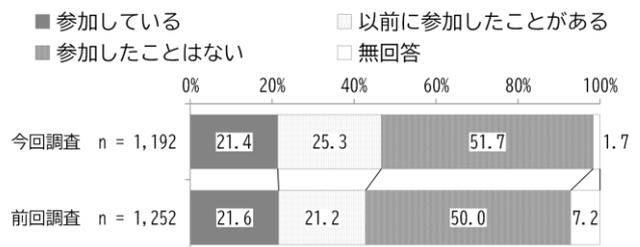
5 地域活動やボランティア活動について

5-1 地域活動やボランティア活動への参加状況

問22 あなたは、地域の活動やボランティア活動に参加したことがありますか。

(1つだけ)

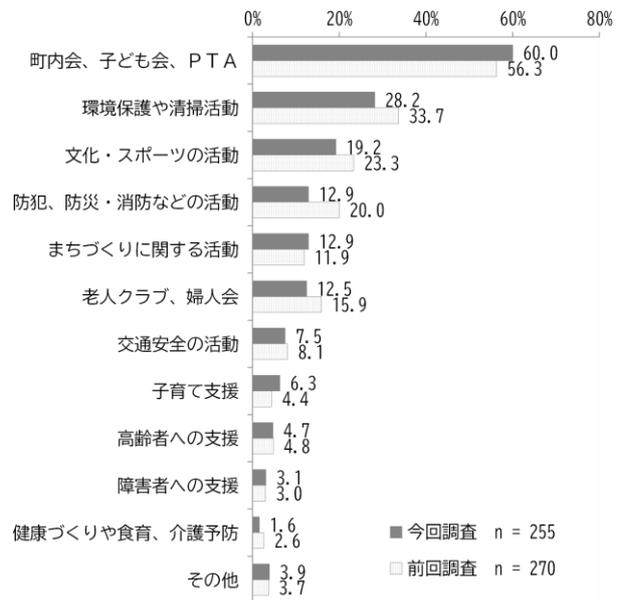
- 「参加したことはない」が 51.7%で最も高く、『参加経験がある』（「参加している」「以前に参加したことがある」の計）は 46.7%となっています。
- 前回調査と比べると、『参加経験がある』（42.8%→46.7%）が 3.9ポイント増加しています。



5-2 参加している地域活動の分野

【問22で「参加している」と答えた方にお聞きします。】
問22-1 どのような活動に参加していますか。(いくつでも)

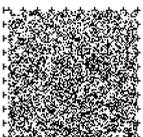
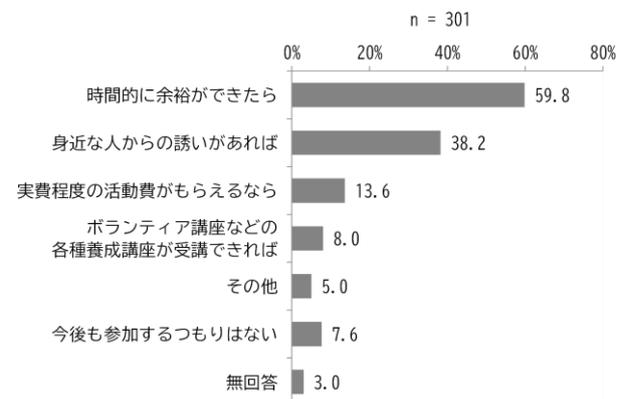
- 「町内会、子ども会、PTA」が60.0%で最も高く、次いで「環境保護や清掃活動」が28.2%、「文化・スポーツの活動」が19.2%となっています。
- 前回調査と比べると、「防犯、防災・消防などの活動」(20.0%→12.9%)が7.1ポイント減少しています。



5-3 活動に参加するためのきっかけ

【問22で「以前に参加したことがある」と答えた方にお聞きします。】
問22-2 どのようなきっかけがあれば参加したいと思いますか。(いくつでも)

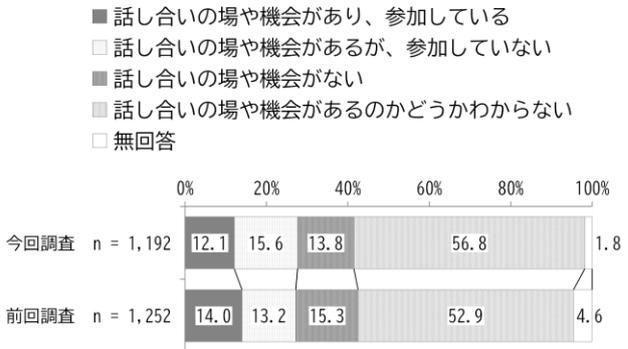
- 「時間的に余裕ができたなら」が59.8%で最も高く、次いで「身近な人からの誘いがあれば」が38.2%、「実費程度の活動費がもらえるなら」が13.6%となっています。



5-4 地域の問題についての話し合いの場等の有無と参加状況

問23 あなたの住んでいる地域の問題について、話し合いの場や機会がありますか。また、あなたはそこに参加していますか。(1つだけ)

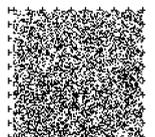
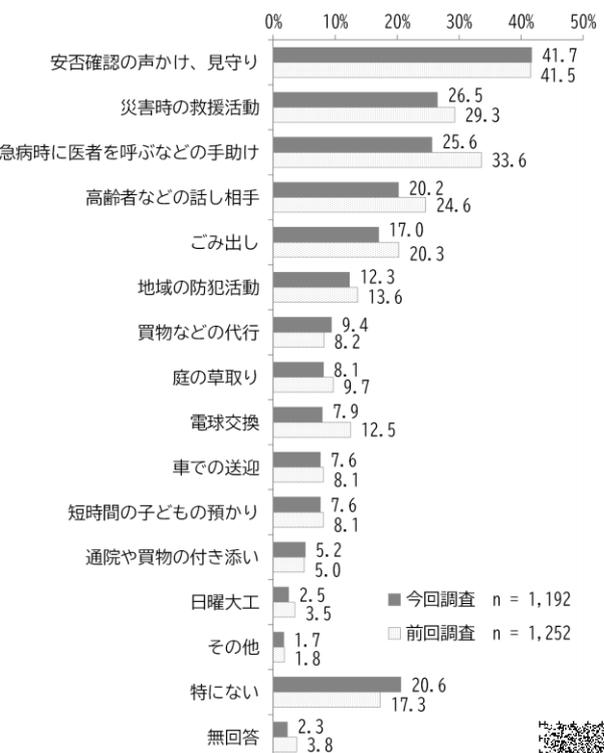
- 「話し合いの場や機会があるのかわからない」が56.8%で最も高く、「話し合いの場や機会があり、参加している」は12.1%、これに「話し合いの場や機会があるが、参加していない」を合わせた『話し合いの場や機会がある』は計27.7%となっています。また、「話し合いの場や機会がない」は13.8%となっています。
- 前回調査と比べると、「話し合いの場や機会があるのかわからない」(52.9%→56.8%)が3.9ポイント増加しています。



5-5 地域の要支援者にボランティアとして支援できること

問24 あなたの住んでいる地域で、何らかの支援を必要としている方(一人暮らしの高齢者、介護を必要としている方、子育て中の家族など)がいた場合、ボランティアとして、あなたはどのようなことなら支援できると思いますか。(いくつでも)

- 「安否確認の声かけ、見守り」が41.7%で最も高く、次いで「災害時の救援活動」が26.5%、「急病時に医者を呼ぶなどの手助け」が25.6%、「特にない」が20.6%となっています。
- 前回調査と比べると、「買物などの代行」(8.2%→9.4%)が第10位から第8位へと順位を上げています。

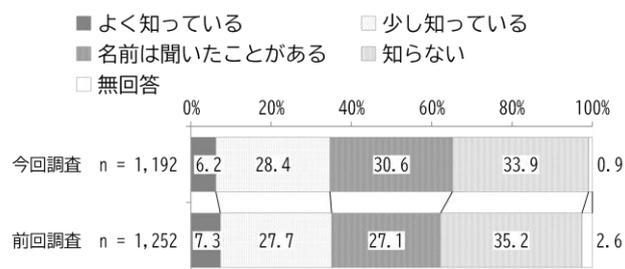


6 成年後見制度について

6-1 成年後見制度の認知度

問25 あなたは、成年後見制度を知っていますか。(1つだけ)

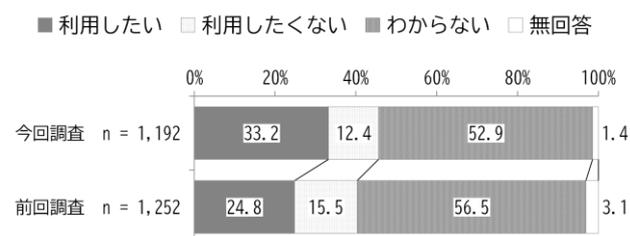
- 「知らない」が33.9%で最も高く、『知っている』(「よく知っている」「少し知っている」「名前は聞いたことがある」の計)は65.2%となっています。
- 前回調査と比べると、『知っている』(62.1%→65.2%)は3.1ポイント増加しています。



6-2 成年後見制度の利用意向

問26 あなた自身や親族が、認知症などにより判断が十分にできなくなったとき「成年後見制度」を利用したいですか。(1つだけ)

- 「わからない」が52.9%で最も高く、次いで「利用したい」が33.2%、「利用したくない」が12.4%となっています。
- 前回調査と比べると、「利用したい」(24.8%→33.2%)が8.4ポイント増加しています。



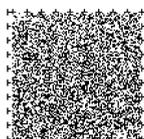
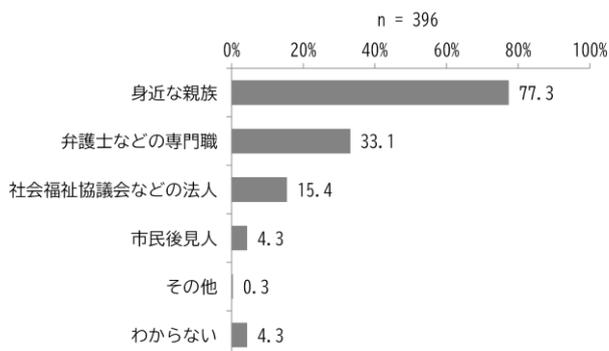
6-3 後見人を頼みたい相手

【問26で「利用したい」と答えた方にお聞きます。】

問26-1 成年後見制度を利用する場合、誰に後見人をお願いしたいと思いますか。

(いくつでも)

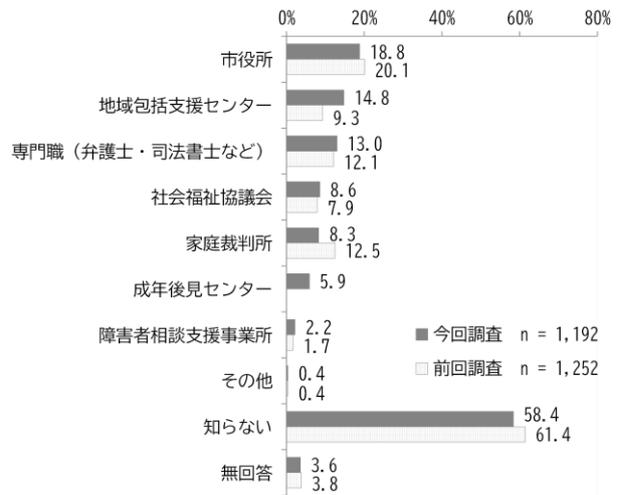
- 「身近な親族」が77.3%で最も高く、次いで「弁護士などの専門職」が33.1%、「社会福祉協議会などの法人」が15.4%となっています。



6-4 成年後見制度についての相談先の認知

問27 成年後見制度について相談できる所を知っていますか。(いくつでも)

- 「知らない」が58.4%で最も高く、次いで「市役所」が18.8%、「地域包括支援センター」が14.8%、「専門職（弁護士・司法書士など）」が13.0%となっています。
- 前回調査と比べると、「地域包括支援センター」(9.3%→14.8%)が第5位から第3位へと順位を上げています。

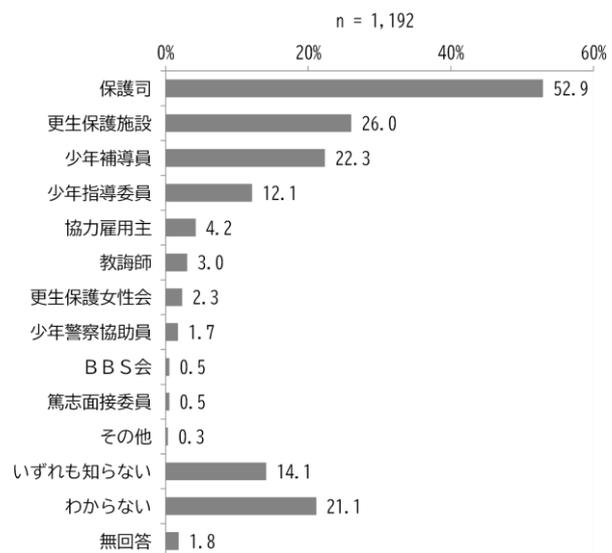


7 再犯防止の推進について

7-1 再犯防止に関係する協力者・施設の認知

問28 「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づき、国は、犯罪をした人の再犯を予防する取組を推進しています。あなたが、再犯防止に関係する協力者・施設として、知っているものをあげてください。(いくつでも)

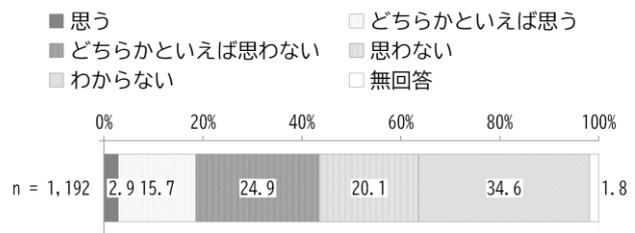
- 「保護司」が52.9%で最も高く、次いで「更生保護施設」が26.0%、「少年補導員」が22.3%となっています。また、「いずれも知らない」が14.1%、「わからない」が21.1%となっています。



7-2 犯罪をした人の立ち直りへの協力意向

問29 あなたは、犯罪をした人の立ち直りに協力したいと思いますか。(1つだけ)

- 「わからない」が34.6%で最も高く、『思う』(「思う」「どちらかといえば思う」の計)は18.6%、『思わない』(「思わない」「どちらかといえば思わない」の計)は45.0%となっています。

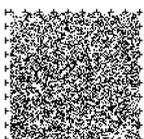
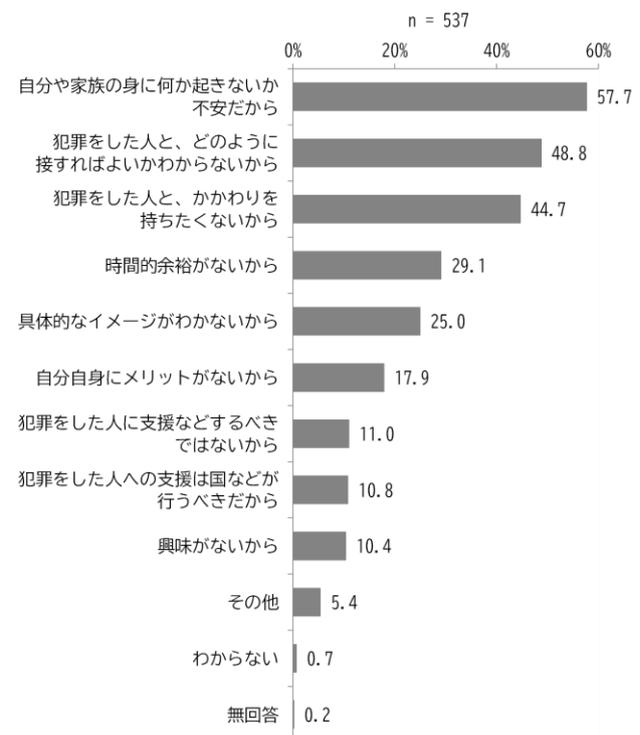


7-3 協力したいと思わない理由

【問29で「どちらかといえば思わない」または「思わない」と答えた方にお聞きします。】

問29-1 協力したいと思わない理由は何ですか。(いくつでも)

- 「自分や家族の身に何か起きないか不安だから」が57.7%で最も高く、次いで「犯罪をした人と、どのように接すればよいかわからないから」が48.8%、「犯罪をした人と、かかわりを持ちたくないから」が44.7%となっています。

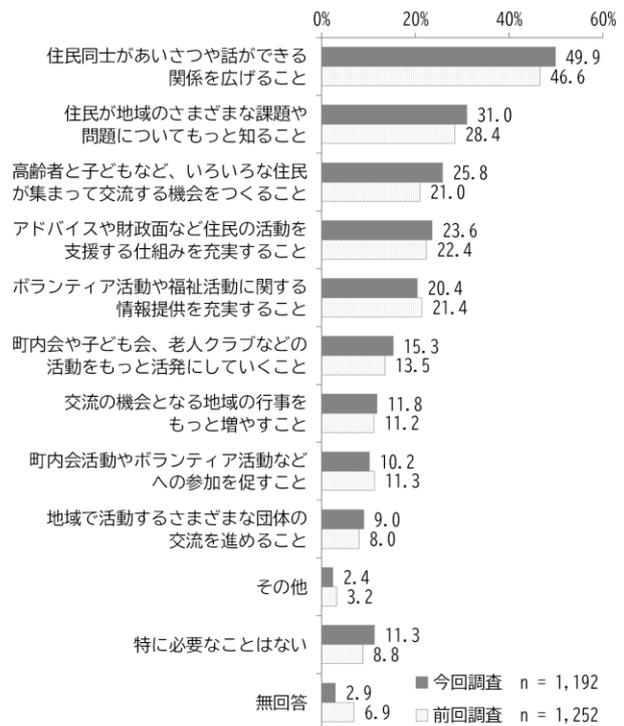


8 稲沢市のこれからの地域福祉について

8-1 地域福祉をより活発にするために住民がすべきこと

問30 あなたの住む地域の福祉をより活発にするためには、住民にとってどのようなことが必要だと思いますか。(いくつでも)

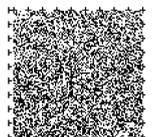
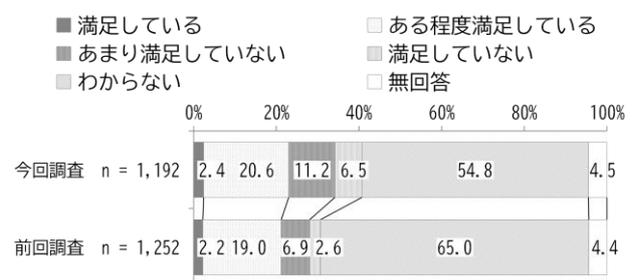
- 「住民同士があいさつや話ができる関係を広げること」が49.9%で最も高く、次いで「住民が地域のさまざまな課題や問題についてもっと知ること」が31.0%、「高齢者と子どもなど、いろいろな住民が集まって交流する機会をつくること」が25.8%となっています。
- 前回調査と比べると、「高齢者と子どもなど、いろいろな住民が集まって交流する機会をつくること」(21.0%→25.8%)が4.8ポイント増加し、第5位から第3位へと順位を上げています。



8-2 市の福祉事業・活動全般の満足度

問31 あなたは、現在の稲沢市が行う福祉事業・活動全般において、満足していますか。(1つだけ)

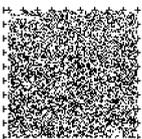
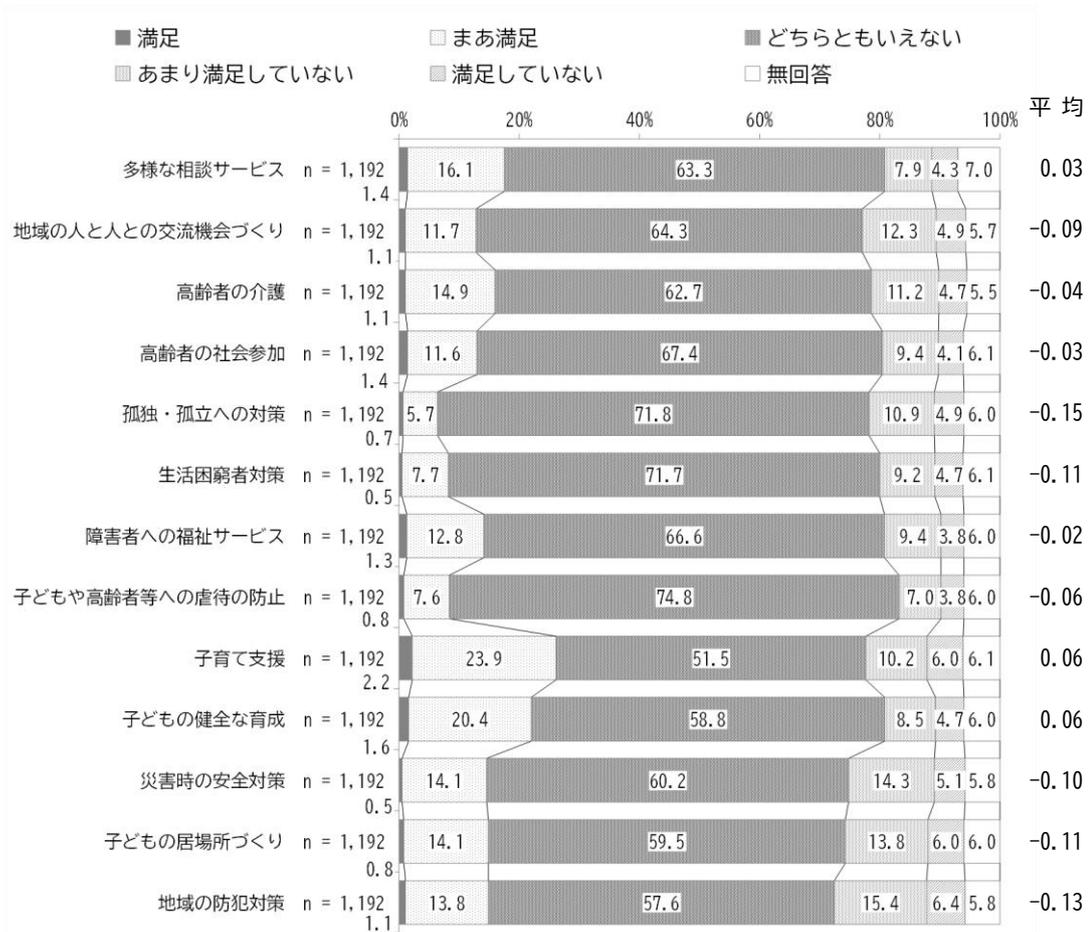
- 「わからない」が54.8%で最も高く、『満足している』(「満足している」「ある程度満足している」の計)は23.0%、『満足していない』(「満足していない」「あまり満足していない」の計)は17.7%となっています。
- 前回調査と比べると、「わからない」(65.0%→54.8%)が10.2ポイント減少し、『満足していない』(9.5%→17.7%)が8.2ポイント増加しています。



8-3 稲沢市の福祉の満足度

問32 あなたは、稲沢市の福祉に満足していますか。1～13の内容ごとにお答えください。
(それぞれ1つずつ)

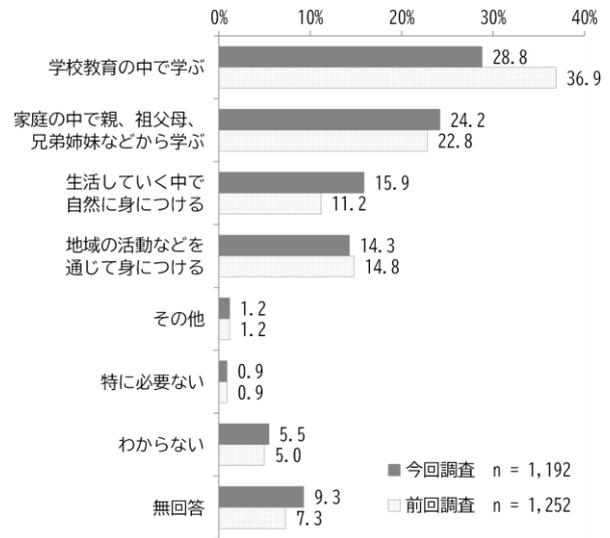
- 「満足」を2点、「まあ満足」を1点、「どちらともいえない」を0点、「あまり満足していない」を-1点、「満足していない」を-2点として、各項目の加重平均を計算すると、平均点は高い順に「子育て支援」「子どもの健全な育成」がともに0.06点、「多様な相談サービス」が0.03点となっています。また、平均点の低い順では「孤独・孤立への対策」が-0.15点、「地域の防犯対策」が-0.13点、「生活困窮者対策」及び「子どもの居場所づくり」が-0.11点となっています。



8-4 福祉教育の望まれる実施方法

問33 あなたは、思いやりの心や福祉への理解と参加の心を育てる教育をどのように行うのがよいと考えますか。(1つだけ)

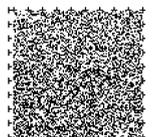
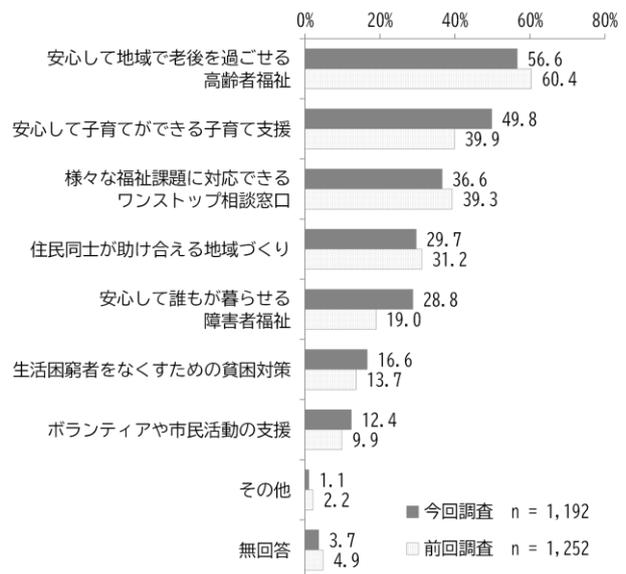
- 「学校教育の中で学ぶ」が 28.8% で最も高く、次いで「家庭の中で親、祖父母、兄弟姉妹などから学ぶ」が 24.2%、「生活していく中で自然に身につける」が 15.9%となっています。
- 前回調査と比べると、「生活していく中で自然に身につける」(11.2%→15.9%)が 4.7 ポイント増加し、第4位から第3位へと順位を上げています。また、「学校教育の中で学ぶ」(36.9%→28.8%)が 8.1 ポイント減少しています。

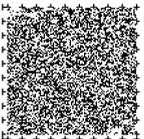


8-5 市のこれからの福祉で重点をおくべきこと

問34 稲沢市のこれからの福祉は何に重点をおくべきだと思いますか。(いくつでも)

- 「安心して地域で老後を過ごせる高齢者福祉」が 56.6%で最も高く、次いで「安心して子育てができる子育て支援」が 49.8%、「様々な福祉課題に対応できるワンストップ相談窓口」が 36.6%となっています。
- 前回調査と比べると、「安心して子育てができる子育て支援」(39.9%→49.8%)が 9.9 ポイント、「安心して誰もが暮らせる障害者福祉」(19.0%→28.8%)が 9.8 ポイント、それぞれ増加しています。







© 稲沢市 いなッピー

第 5 次

稲沢市地域福祉計画 地域福祉活動計画

発行：稲沢市 稲沢市社会福祉協議会（令和7年3月）

編集：稲沢市市民福祉部福祉課

稲沢市稲府町1番地 TEL：0587（32）1278

稲沢市社会福祉協議会

稲沢市稲府町1番地 市役所東庁舎1階 TEL：0587（23）6713

